

平成30年9月25日（火）午前9時開議

議 事 日 程

日程第1 一般質問

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○本日の会議に出席した議員

1番	松野貴志	2番	今木啓一郎
3番	北倉利治	4番	鳥居佳史
5番	小川理	6番	杉原克巳
7番	若園正博	8番	森治久
9番	庄田昭人	10番	若井千尋
11番	清水治	12番	広瀬武雄
13番	堀武	14番	広瀬時男
15番	若園五朗	16番	くまがいさちこ
17番	松野藤四郎	18番	藤橋礼治

○本日の会議に欠席した議員（なし）

○本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

市長	棚橋敏明	副市長	早瀬俊一
教育長	加納博明	政策企画監	巢之内亮
企画部長	梶浦要	総務部長	広瀬充利
市民部長	児玉等	巢南庁舎 管理部長	松野英泰
健康福祉部長	平塚直樹	都市整備部長	鹿野政和
環境水道部長	広瀬進一	会計管理者	清水千尋
教育次長	山本康義	監査委員 事務局長	高山浩之

○本日の会議に職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	広瀬照泰	書記	宇野伸二
--------	------	----	------

書 記 熊 崎 響

開議の宣告

○議長（藤橋礼治君） 皆様方、おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

また、傍聴にお越しをいただきました皆様方、早朝よりまことにありがとうございます。最後までよろしく願いをいたします。

それでは、本日の会議を開きます。

日程につきましては、お手元に配付のとおりでございます。

日程第1 一般質問

○議長（藤橋礼治君） 日程第1、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順番に発言を許します。

15番 若園五朗君の発言を許します。

若園五朗君。

○15番（若園五朗君） 皆さん、おはようございます。

議席番号15番、新生クラブ、若園五朗。

ただいま議長の発言の許可をいただきましたので、一般質問通告書に沿って行います。

議員提案として、3項目の一般質問を行います。

初めに、次期市長選公約について、質問席より行います。

棚橋市長が平成27年4月26日に当選された選挙公約は、安心・安全に家族が暮らせる瑞穂市づくりがスローガンでありました。瑞穂市が大好きで、瑞穂市を岐阜県一住みやすいまちにしたいとの思いでした。

例えば教育分野においては、スポーツ少年団との連携などスポーツを中心とした教育、生命の大切さなど心の持ち方の教育、朝日大学と連携した地元小・中学校との交流が掲げられました。また、健康福祉分野においては、要介護者家庭への支援や高齢者への地域環境整備、健康教室の出前講座などの施策、さらにまちづくりにおいては、災害時避難場所として、公園の整備、水害時避難場所としての高所にある犀川堤外地の公園化、要介護の方でも使いやすい道路の整備、これらの選挙公約を掲げられて当選されました。

平成28年3月には、瑞穂市の今後の10年間のまちづくりの指針として瑞穂市第2次総合計画を策定、その中で市長が述べられている、住んでよかった、これからも住み続けたい、住みたくなるまちを目指すためには、私としてはまだまだやらなければならないことが山積していると思います。

また、8月9日付新聞報道で、市長の再選出馬表明の記事の掲載がありました。次期市長選

公約について、以下の5点についてお伺いします。

市長として、これまで3年間の総括とともに、今までに注力をされたことは特に何でしょうか、お尋ねします。

○議長（藤橋礼治君） 市長 棚橋敏明君。

○市長（棚橋敏明君） 皆さん、おはようございます。お世話になります。

5つの御質問のうちの1つ目でございますが、何分にも物すごくお答えすることが長うございますので、極力簡潔には申し上げますが、多少時間がかかることをお許しく下さいませ。

まずその1番としまして、市長として、これまで3年間の総括とともに、今まで注力されたことは特に何かという御質問を頂戴しております。

それでは、若園五朗議員の質問にお答えさせていただきます。

まず、前回の市長選で公約とさせていただいた政策として、健康立市、教育立市、介護立市、防災立市、産業立市、発信立市及び税を生かすという7つの基本政策を掲げさせていただきましたが、その後、それら私の政策を包含する計画として、平成28年度に5つの基本目標と、そして共通目標から構成される瑞穂市第2次総合計画を策定させていただきました。その基本目標と共通目標から、私の実施してきたことについて答弁をさせていただきます。

まず、基本目標の1「安全で安心して暮らせるまち」では、防災・治水において災害に強いまちづくりを進めるため、神戸町や朝日大学のほか、各種団体、企業等と災害応援協定の締結、消防団員の募集の啓発、避難行動要配慮者名簿の電算システム化、瑞穂防災メールの登録推進などを行い、ハード面では、生津小校区7分団の新設を整備し、瑞穂消防署の訓練場の整備を実施しています。また、現在治水対策として、国と連携して牛牧排水機場の整備を実施しております。

続きまして、基本目標の2「便利で快適に暮らせる美しいまち」では、当市の強みであるJR穂積駅を拠点とする、今後の駅前開発の足がかりとする穂積駅圏域拠点化構想を策定しました。また、別府水源地配水池新設工事を実施するとともに、市民の集いの場として、豊かな緑どんぐり公園など公園も整備してきました。そのほか、公共交通の利便性を向上するため、コミュニティバスの4路線化、朝・夕方の路線増便、わかりやすいバス停の表示、並びに安八・穂積線の開設も実施し、乗車人数も4月から4カ月で9,273人、率にして1.39倍増加いたしました。

続きまして、基本目標の3「心が通い合う助け合いのまち」では、校区自治会連合会組織の支援や、高齢者福祉としましては地域包括ケアシステムの構築を行い、若いまちとしての施策としては、若年健診、いわゆるgoodライフ健診、そして妊婦歯科健康診査を実施しています。また、福祉医療費助成事業としましては、平成28年10月1日から高校生まで医療費無料化を実施いたしました。

続きまして、基本目標の4「夢あふれ希望に満ちたまち」では、待機児童対策として、別府保育所の改修、小規模保育施設への補助及び穂積保育所については、公私連携保育所型認定こども園「ほづみの森こども園」として9月には起工式を行い、来年度開設予定となっております。また、ICT教育推進としては、小・中学校への電子黒板等の整備を行い、教育環境の整備としましては、全小学校・中学校の全教室にエアコンを整備、牛牧小学校、西小学校、本田小学校、南小学校の大規模改修を実施し、これをもってトイレの洋式化も全て完了いたしました。

続きまして、基本目標5の「活気あふれる元気なまち」では、「ちょっと気になるまち岐阜みずほ」「名古屋から25分」「富有柿発祥の地」の積極的なPRや、「ふゆーばん」など新商品の開発とブランド化を図っています。また、国道21号線6車線化により新たな店舗も開設しております。

最後に、これまでの5つの基本目標を包括する共通目標の「持続可能な都市経営のまち」としては、広域連携として4市3町での中枢連携都市圏への参加や、ふるさと納税の推進などを行ってきました。特に中枢連携都市圏については、昨年9月に岐阜市と連携協約の締結を行い、行政サービスの維持・向上を図り、将来に向けて活力を生み出していく圏域の形成を構築する岐阜連携都市圏ビジョンを圏域で策定いたしました。

今後は、これら瑞穂市第2次総合計画や岐阜連携都市圏ビジョンを着実に実行していくことが私の使命と考えております。

以上で答弁とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

[15番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 若園五朗君。

○15番（若園五朗君） 質問2として、積み上げてきたことで、これからも継続したいこと、そして、さらに新しくなし遂げたいことはどんなことがあるか、お尋ねいたします。

○議長（藤橋礼治君） 市長 棚橋敏明君。

○市長（棚橋敏明君） これまでに積み上げてきて、これからも継続したいこと、さらには新たになし遂げたいことは何かという御質問でございます。

これからも継続していきたいことですが、私としては、先ほども述べさせていただきましたが、計画半ばである瑞穂市第2次総合計画に掲げた5つの基本目標と共通目標を着実に実行していきたいと考えております。そのことが、地方自治の住民の福祉の増進を図ることにつながると強く感じております。

続きまして、新たになし遂げられたいことということでございますが、当市は、全国的に少子化・人口減少が危惧される中、平成27年の国勢調査において人口5万4,354人と、前回より2,404人増加しております。増加率も県下で1位となっております。ただ、財政状況について

は、市の基幹収入である地方交付税が段階的に縮減されるなど、今後の財政運営は厳しくなっています。そうした当市の状況を踏まえ、これからは、まちづくり基本条例に基づき、市民が主役のまちづくり、市民協働を進めながら、さらに若い家族が定住し、福祉、健康、教育の充実した生活のしやすいまちづくりを目指していきたくと考えております。

福祉においては、小学校区を基盤とした地域での生活支援体制づくり、地域包括ケアシステムの構築、健康においては、がんの早期発見・早期治療ができる体制づくり、若年層の受診率向上を図るため、健康診断や検診体制の充実を図り、健康寿命の延伸を考えております。

教育においては、子供たちの情報活用能力の育成を図るICT教育やプログラミング教育の推進を図るとともに、中学校区に学校運営協議会を設置し、コミュニティスクールに向けた取り組みを行いたいと思います。

瑞穂市は若者が多いまちであり、保育所の待機児童対策や放課後児童クラブの充実を継続して実施し、子育てしやすいまちを目指していきたくと考えております。保育所の整備については、小学校区別に、公私連携型認定こども園として牛牧校区や生津校区を整備していきたくと考えております。

さらに、地域雇用の創出と経済の活性化を図るため、企業誘致の促進、さらには歳入確保としてふるさと納税の推進、市の活性化を図るためのJR穂積駅圏域拠点化構想の推進に向けたハード整備のために新設される穂積駅圏域拠点整備課の設置、また、市民の交流拠点となる（仮称）中山道大月多目的広場の整備を着実に実行していき、市民の皆様が健康で幸せを感じ、家族を育める活力あるまちとなるよう、まちづくり基本条例に基づき、市民協働で施策を進めていきたくと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。よろしく願いいたします。

[15番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 若園五朗君。

○15番（若園五朗君） 瑞穂市の将来図はどのように描いておられるのか、お尋ねいたします。

○議長（藤橋礼治君） 市長 棚橋敏明君。

○市長（棚橋敏明君） 瑞穂市の将来図をどのように描いているかということでございますが、せんだって、政府の人口問題研究所、こちらのほうから答申が出てまいりました。2030年まで瑞穂市は人口がふえますと。5万7,448名まで人口がふえるという報告がございました。非常に責任を感じております。恐らくこのような答申が出たのは全国で珍しいところだと思います。それぐらい私たちのまちはまだ伸び代がある、それと同時に、まちのつくり方を真剣にやっけていきなさいよといった意味の前向きなエールじゃないかなと思っておりますので、真剣に考えております。

さらに、先ほども述べさせていただきましたが、まずは、計画半ばである瑞穂市第2次総合

計画の着実な実行をすることから、そして総合計画で掲げたまちの将来像「誰もが未来を描けるまち瑞穂」として、子供や若い世代、地域や産業を育成する「育」、生活の基本となる良好な住環境の維持や向上を図る「住」、誰もが安全で安心な暮らしを守っていく「安」、まちの資源や人を活かす「活」の4つの基本視点を持って、魅力ある持続可能なまちづくりを進め、選ばれるまちを目指して取り組んでいきたいと考えています。

子供や若い世代、地域や産業を育成する「育」については、子供は未来の宝であり、引き続き子育て支援や教育に力を入れ、地域力や人間力を増進させるとともに、企業誘致等により産業を育成してまいります。

生活の基本となる良好な住環境の維持や向上を図る「住」については、国道21号線6車線化の延伸、岐阜・巣南・大野線や市内幹線道路の整備、JR穂積駅圏域拠点化構想の推進、公共下水道の整備などに取り組んでまいります。

誰もが安全で安心な暮らしを守っていく「安」については、今回の台風21号のような激しさを増す自然災害である風水害及び地震への備えなど、防災体制等の充実に基づく市民が主役のまちづくりを進めながら、市民協働、安心して暮らせる地域づくりを目指し、安全・安心なまちを築いてまいりたいと思います。

まちの資源や人を活かす「活」については、地域資源である富有柿発祥の地や中山道、小簾紅園、川崎平右衛門などをPRするとともに、瑞穂の人々の力をおかりして、市民協働でまちづくりを進めていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

[15番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 若園五朗君。

○15番（若園五朗君） 今回の任期中、下水道事業が十分推進しているようには思えません。今後どのようにしていかれるのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 市長 棚橋敏明君。

○市長（棚橋敏明君） 今回の任期中、下水道事業を十分に推進しているようには思えないが、今後どのようにしていくのかという御質問だと思います。

議員の御指摘のとおり、平成27年4月に公共下水道の都市計画決定を行ってから、目に見えた下水道事業の伸展はございません。その上で、今後どのようにとの御質問でございますが、本市は、市街化区域に多くの市民が生活しており、都市の健全な発達や公衆衛生の向上のためには、公共下水道は必要な施設でございます。また、公共用水域の水質保全という観点からは、市街化区域を抱える自治体として、公共下水道整備は地方自治体の責務であります。

特に、近年の集中豪雨から市民の生活を守るために必要な汚水処理に合わせた雨水排除も目的としており、そういった観点から、公共下水道の必要性は市民説明会を通じて行ってきまし

たが、さらに市民説明会を自治会の方々にお願ひし、求めるところでございます。どうかよろしくお願ひいたします。

[15番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 若園五朗君。

○15番（若園五朗君） 質問、最後の5ですが、出馬表明をされましたが、出馬に際しての公約はどんなものであるか、お尋ねしたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 市長 棚橋敏明君。

○市長（棚橋敏明君） 出馬表明に対してということでございますが、ことしの8月8日に、一応、報道陣関係に対しては出馬表明させていただきました。さらに詳しく、ここで若園議員さんの御質問にお答えしたいと思います。

今回私が出馬表明したのは、先ほどにも述べさせていただきましたが、平成28年度に策定した第2次総合計画を着実に進めていき、その施策を完成に持っていくことが私の使命だと思っております。先ほどにも述べさせていただきましたが、若い家族が定住し、福祉、健康、教育の充実した生活のしやすいまちづくりを目指していきたくと考えております。

福祉におきましては、小学校区を基盤とした地域での生活支援体制づくり、地域包括ケアシステムの構築を。

健康においては、がんの早期発見・早期治療ができる体制づくりや若年層の受診率向上を図るための健康診断や検診体制の充実を図り、健康寿命の延伸を考えております。

教育におきましては、子供たちの情報活用能力の育成を図るICT教育、プログラミング教育の推進を図るとともに、中学校区に学校運営協議会を設置し、コミュニティスクールに向けた取り組みを行いたいと思っております。

市民の交流拠点となる（仮称）中山道大月多目的広場を整備し、中枢連携都市圏については、周辺市町と連携し、防災、救命救急、災害対策の強化、二次救急医療体制や小児一次救急体制の確保、病児・病後児保育の相互連携や保育所の広域入所など、瑞穂市が弱い部分をしっかりと連携し推進していきたくと思っております。

なお、以上の公約につきましては、私一人でできるものではございません。多くの市民の皆様や議会の皆様方の御意見を伺いながら、そして御協力をいただきながら、また財政面のことも検討しながら進めていく所存でございます。どうか皆様方、今後もお力添えをよろしくお願ひいたします。では、皆さん、どうかよろしくお願ひいたします。

[15番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 若園五朗君。

○15番（若園五朗君） 質問のまとめとして、国立社会保障・人口問題研究所が発表した内容によりますと、瑞穂市の今後の10年間は人口が1,000人増加します。10年後は約5万7,000人と

なります。15年後には、一転して減少傾向になります。増加する世代は15歳から64歳の世代であり、2018年から2030年を見た場合、75歳以上は2,000人増加します。このことは、瑞穂市の高齢化率が2018年を基準とした場合、2030年には22.6%増加します。高齢者がふえてまいります。地域で自主性や主体性を構築する必要があると考えます。

昨年は、台風21号接近の際、瑞穂市においては生活道路の冠水が発生しました。今後、早期に国・県と連携し、犀川改修や新堀川改修が行われ、市民の安心・安全を守る施策を推進していただきたいと思っております。

以上、お願いいたしまして、次期市長選公約についての質問を終わります。

続きまして、児童・生徒の安全確保についてお伺いします。

6月26日、富山市において、元自衛官が交番で警察官の拳銃を奪い、最寄りの小学校に侵入し、警備員を射殺するといった痛ましい事件が起きました。また、ことしは数年に1度の猛暑でした。その中で、瑞穂市においては、小・中学校のエアコンが100%整備されていたおかげで、小・中学生は快適な環境の中で学習ができると思っております。しかし、県内ではエアコン設置率は50%となっておるところでございます。瑞穂市が先進的に取り組んだことが、熱中症を防いだことにつながりました。

また、8月4日付、中日新聞の記事ですが、西小学校区において、朝の登校中、6年生の班長が、班員の児童が体調不良を訴えたことにより、熱中症の疑いがあることに気づき、またみずからの判断で消防署に連絡し、児童が病院に搬送されました。結果、大事には至らなかったとのことでした。この班長の適切な判断はすばらしいものだと思います。

さらに9月6日、北海道胆振地方中東部を震源とするマグニチュード6.7の地震が発生し、厚真町では震度7を観測し、9月11日時点で死者は41人に上りました。また、その前には、近畿・大阪近辺では大きな地震も発生しています。大阪府高槻市の児童通学路の途中にある、学校プールの脇にあるブロック塀が倒壊し、児童が下敷きになり、とうとい命が亡くなりました。

このように、今の社会では、熱中症、地震などの災害、不審者による事件といったことが常に身の回りで発生する可能性があります。

そこで質問いたします。

このような不測の事態に対して、児童・生徒の安全確保について教育委員会のほうではどのように考えておられるのか、お尋ねいたします。

○議長（藤橋礼治君） 加納教育長。

○教育長（加納博明君） おはようございます。

ただいまの若園五朗議員の児童・生徒の安全確保について、教育委員会の考え方について述べさせていただきます。

議員御指摘のように、最近は異常気象とか、災害について、私たちが今までに経験したこと

のない事態に遭うことが多くあります。これらに対しまして、子供たちの安全を確保する、これは学校教育にかかわる私たち大人が真剣に考え、対応すべきであると思っております。

このような状況の中、不測の事態について、次のように分類して考えています。

1つ目に不審者や事件等への対応、2つ目には交通事故への対応、3点目には台風や大雨、地震などの災害への対応、これらについて考え方をもう少し分けて御説明申し上げます。

学校では、従来、避難訓練と称して火災や地震を想定した訓練をどの学校でも実施してまいりました。しかし、東北震災以降は「自分の命は自分で守る」、これを訓練の中心的な考え方といたしております。そこで各学校では、名称も「命を守る訓練」と変えまして実施しております。

具体的には、従来の地震発生時の避難、あるいは大雨等が降った場合、洪水等になった場合の子供が自力で帰宅が困難な場合の保護者への引き渡し訓練、あるいは不審者対応訓練、こういったものが全て命を守る訓練として行われております。市内の小・中学校では年間3回から6回、学校の計画によりますが、実施しております。また、幼稚園や保育所においても同様に実施しております。このような訓練につきましては、今後も継続して実施する中で、形骸化しないよう、例えば下校途中に地震が発生した場合の避難訓練、実際に起こり得る場面を想定した訓練が必要であるというふうに考えております。

このように、災害に対する訓練は想定しやすい面がございますが、不審者への対応は今後充実する必要があると考えております。

その中で、ことしの夏休みに穂積小学校の職員が研修した不審者対応訓練は、北方警察署との合同研修で、逃走中の犯人が学校に侵入したという想定で行いました。この訓練は、警察との情報共有、校内での役割分担、児童の誘導、こういったことも学ぶことがあり、とても学ぶことが多く充実した内容であり、市内の他の学校の職員も参加しております。

今後は、不審者対応についても、実際の場面を想定した訓練が必要と考えています。しかしながら、それと同時に、施設整備あるいは備品等の充実も重要であるというふうに教育委員会では考えております。以上でございます。

[15番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 若園五朗君。

○15番（若園五朗君） 今の点について、具体的にどのように対策を考えていくのか、お尋ねいたします。

○議長（藤橋礼治君） 加納教育長。

○教育長（加納博明君） 具体的なことについて、もう少し触れさせていただきます。

訓練につきましては、先ほど答弁させていただいたような実際の場面を想定したというものが必要になってくるというのを答弁させていただいたとおりでございますが、教育委員会とし

ましては、児童・生徒の安全を確保することが、充実した学校教育を進める上で重要な要素であるというふうに捉えていることから、先ほども最後に述べさせていただきました施設整備での面での対応も必要であるというふうに思い、早急に対応したいというふうに考えております。

また、防災につきましては、先日の大阪北部地震後、緊急に学校内のブロック塀等を中心とした施設の点検も実施したところでございます。

不審者について見ますと、学校の周囲がフェンスではなく、樹木で囲むといった形態で特定の場所から自由に校庭に侵入できる施設もございます。これらの実態を踏まえますと、施設の周囲をフェンスに変更する、あるいは防犯カメラを設置するといった方法で、監視機能を高めることも検討したいというふうに今考えております。

防犯カメラにつきましては、小・中学校だけでなく、保育所や幼稚園についても同様に考えると同時に、さらに通学路につきましても、関係部局とともに検討したいというふうに思っております。さらに、不審者対応に有効な道具として、刺す股というのがありますが、これらを校舎の出入り口全てに設置したり、あるいは力が若干弱い女性教員にも扱いやすいネットランチャーという器具がございますが、そういった導入についても検討したいというふうに考えております。

あるいは、不測の事態として、これら以外にも子供たちの体に関するものがございます。例えば心臓にかかわる急病が考えられるわけですが、そのために市内にはAEDというものが設置されております。現在は体育館の中、職員室の中といった各施設の屋内に設置されておりますが、土・日に運動場を使うスポーツ少年団等の活動で症状が出た場合に、対応がおくれてしまうことも考えられます。今後は、室外に設置できるAEDも検討すると同時に、西ふれあい広場であるとか穂積グラウンドといった、いわゆる屋外施設にもAEDを設置することを検討したいというふうに思っております。

このように、市内の学校とか保育所等だけではなく、教育委員会が所管している全ての教育関連施設においても、児童・生徒やそこで活動されるさまざまな方々の安全を確保できるように取り組んでいきたいと思っております。

この安全・安心な教育施設の整備、これを次年度の喫緊の課題として捉えて、教育委員会では検討していきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。以上です。

[15番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 若園五朗君。

○15番（若園五朗君） 質問のまとめとして、近畿・大阪で地震がありまして、大阪高槻市の通学路の途中のブロック塀の倒壊がありました。瑞穂市においても、その辺も調査されたと思いますが、その辺しっかり調査されまして、対応をお願いしたいと思います。

瑞穂市においては、人口が伸びるにつれて、今後しばらくは児童数・生徒数の増加傾向が予

想されます。児童・生徒の安全確保については、市民、保護者、教育委員会を含めた行政が連携しながら、自然災害発生時の対応と被害軽減を図っていただき、万全の備えと対応ができるようお願いいたしまして、児童・生徒の安全確保についての質問を終わります。

続きまして、みずほバスの利便性についてお尋ねいたします。

平成30年4月1日からみずほバスを再編し、運用路線の変更・拡大が図られました。また土・日、祝日の一日乗車券の発行や、市制15周年のスマイルウイーク期間中には全線無料運行を行い、認知度をアップされたところでございます。

みずほバスの利便性について、次の点について質問いたします。

今回、みずほバスを再編し、運用路線の変更・拡大を図られましたが、その結果はどのようなものであるか、お尋ねいたします。

○議長（藤橋礼治君） 梶浦企画部長。

○企画部長（梶浦 要君） おはようございます。

ただいまの若園五朗議員の御質問にお答えさせていただきます。

みずほバスの利便性についてという御質問ですけれども、平成30年4月より、みずほバスを3路線から4路線に再編し、またバス停の新設や移設を行いました。運行便数を増加させ、最終運行時間を18時台から20時台に延長するなど、利便性の向上を図りました。また、その周知に関しましては、みずほスマイルウイーク期間中の全線無料運行や土・日、祝日の一日乗車券「ホリデーパス」をみずほバスでも使用可能とただけでなく、時刻表、路線図を全戸配付いたしました。

各種イベントでの利用啓発活動、9月広報でのバス特集掲載を通して認知度アップを図ってまいりました。再編後の利用人数は、平成29年8月までと比較すると、平成29年の約2万9,000人から約1万2,000人増加し、約4万1,000人となっています。これは3路線から4路線に再編し運行エリアを拡大したことによって、これまで乗車がなかった方の利用が喚起できた結果であると言えます。御利用いただいた方からは、遅くまで運行することになり助かる、利用料金100円は経済的でわかりやすい、利用してみて使いやすいことがわかったなど前向きな御意見をいただいております。

これらの御意見は、今月までの取り組みの成果であると思いますが、今後も引き続き、みずほバスの啓発活動について努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

[15番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 若園五朗君。

○15番（若園五朗君） 現在、みずほバスは朝・夕の通勤・通学が多く利用されていると思いますが、日中の利用が少ないように感じられます。

そこで、将来的に利用の少ない日中の時間帯の利用促進を考えなければならないと考えます。前にも子供さんからの提案もございましたが、児童・生徒が図書館や大月多目的広場等の公園を利用するためのバス利用を促したり、市民が公共施設を利用する際に、みずほバス乗車を選択できるような路線変更、バス停の設置を考えてみてはいかがでしょうか、お尋ねします。

今年度4月から実施していますので、すぐとは言いませんが、そういう私の提案についての考え方についてお尋ねいたします。

○議長（藤橋礼治君） 梶浦企画部長。

○企画部長（梶浦 要君） 現在、みずほバスの利用者は、通勤・通学の時間帯である始発が突出して多い状況となっています。昼間から夕方、夜間にかけて利用される取り組みを実施することは大変重要であると考えています。

御質問にあった子供の提案につきましては、さきに行われたタウンミーティングでの小学生からの御意見であるかと思えます。子供のときからみずほバスを利用してもらうきっかけをつくることは、将来的に通勤・通学、レジャーなどの移動手段としての選択肢として認識されることにつながると思われますし、公共交通に対する理解にもつながるものと考えます。アンケートやパブリックコメントに基づいて、平成30年4月より、公園や公共施設等だけでなく、多くの商業施設や各地域からJR穂積駅にアクセスしやすいように再編を行っております。

当面は、現行路線の定着を図りながら、必要に応じて路線の再編やバス停の設置・廃止を行いたいと考えております。また、同時に利用状況の把握・分析や市民ニーズを蓄積しながら、さらに利便性の向上が図られるような検討をしていくことが重要だと考えております。

私もこの4月からバス通勤をしています。利用される方も徐々にふえていることと、高齢者の方、歩行補助用具を利用されている方の乗降もあり、穂積駅だけの利用ではなく、さまざまなバス停を利用されているのをお見受けします。時刻表に合わせた生活スケジュールにすれば、大変便利な交通手段であると実感しております。

議員の皆様におかれましても、利用される機会をつくっていただき、みずほバスをいかに育てていくか、御意見を賜りたくお願いします。

以上、答弁とさせていただきます。

[15番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 若園五朗君。

○15番（若園五朗君） いろいろと質問に対して答弁いただいたんですが、4月から7月の4カ月間において、前年度対比の乗車の数が2,000人ふえておるということで、施策として、いろんな店舗の割引券とか、いろいろと施策を構築されていくことに対し感謝申し上げますし、さらにそういうことの施策について今後推進されることを望みます。

質問のまとめとして、平成30年4月からみずほバス再編がされました。昨年と比較して、利

用者は1.3倍となっているところでございます。その中で、通勤・通学の利用が高い路線が2路線、特に9時ごろの路線は、4路線が利用目的、各種で利用率が高くなっているところでございます。今後も、運行路線、時刻等の見直しを含めた利便性の向上について、利用者増加に向けた取り組みをお願いしたいと思っております。

みずほバスの利便性については、市民の方々が喜んでみえるところで、そういう声もよく聞きます。みずほバスの利便性について質問を終わりますが、最後に、今回は3項目について質問させていただきましたが、これに対する執行部からの答弁は前向きな答弁をいただきました。適正な行政執行について御配慮をお願いいたしまして、一般質問を終わります。

○議長（藤橋礼治君） 以上で、15番の若園五朗君の質問は終わりました。

続きまして、16番 くまがいさちこ君の発言を許します。

くまがい君。

○16番（くまがいさちこ君） 議席番号16番 くまがいさちこです。無所属の会です。

傍聴の皆様、雨の中を御苦労さまです。

本日、私が通告しましたのは3つ。1つ、みずほ子ども・若者の居場所づくり事業、社協への委託費、本年度、30年度予算執行を停止した。つまり、委託しなかったということです。これについて。2番は、タウンミーティングのワークショップのやり方について。3つ目は、青少年育成市民会議についてです。

1つ目から行きます。

みずほ子ども・若者の居場所づくり事業について通告をいたしました。これは社協の事業名です。瑞穂市の行政としての事業名、正式なのは、生活困窮世帯の子供の学習支援業務です。ですから、予算も福祉関係の生活困窮世帯への支援事業から予算が組まれておりました。

初めに、この予算の執行停止した、つまり本年度委託しなかった。でも、事業は行われたんです。ということを知ったときは、余りにあり得ないことなので、はあという感じで取り上げませんでした。私は、はあという感じで。

ところが、7月31日からこの事業が始まりました。連携した朝日大学には、大教室とか、疑似法廷室とか、学生ボランティアとか、教授の先生とか、学生食堂という場所とか、シェフとか、実に大勢の方の御協力を得て、プロジェクト委員会も全部でしょうか、大学で行われました。出られるときだけ、ボランティア登録してありますので、出させていただきますたら、あるときに大学の先生から、どういうことですかと問い詰められました。ああ、本当なんだと、そのときに初めて事の深刻さに気がついて調べ始めました。調べると、本当にあり得ないことの連続でした。

この件につきまして、初めに事実関係、私が調べたことを述べます。それと経緯、調べたことを申し上げますので、健康福祉部長におかれましては、これはもう3月末までに、前年度で

すね。ことしの30年度の委託事業をしないと、委託費を出さないということが決定しておりますので、新しい4月からの健康福祉部長さんは、4月1日からですから、ちょっとかかわっていらっしゃらないんですが、理由と経緯について調べたことを申し上げますので、事実がこれで合っているかどうかだけお答えください。

まず理由からです。

市が委託しなかった理由は、主に福祉生活課長、担当課長とやりとりしたんですが、そのときによって理由が随分ぶれまして、「前、こう言ったでしょう」と全部メモで言うと、「言いません」というようなことがありますて、途中、全部抜かします。

最終的に担当課長が言われたことは、社協の事業費が市の予定価格を上回ったため、予定価格を上回る契約はあり得ないからという理由でした。

まず、このことを調べました。

委託契約するときには、この仕様書というのをやりとりするんですが、まず社協の仕様書を提出してもらいました。これによりますと236万8,000円、大体240万円ですね。それから、福祉生活課の今度仕様書ですね。予算から見ましたら236万8,000円、これは同じでした。同じじゃないのと言ったら、向こうに書いたとおりに書いた、説明した、これ文教厚生協議会で同じことを言っただけだと。まず、これがおかしいと思いましたが。この中の半分は、国・県の補助金が入っています。ですから、市が出すお金は、236万8,000円とすれば118万4,000円、大体120万市が出すだけです。

その後、調べましたら、予定価格というのは公表できないということで、公表されませんが、ここに不調に終わったという決裁の文書があります。これを見ますと、社協は1回目に219万、ですから、最初の仕様書より5万円安くしているんですね。220万で社協は打ち出しています。これでも予定価格より高いということで、事業を見直してくれというふうに市から社協に言って、これ以上見直すことはできませんと言ったら、はい、では不調、成立しないと、委託契約は。こうなったわけです。

予定価格が公表されませんが、恐らく高くても250万ぐらいだと。そうすると、社協が見積もりに出したのは220万ですから、大体ですが、高くても30万ぐらい高かったのかなと思います。

まず理由については、予定価格より高く社協が言ったから。そして、下げろと言ったけど、言うことを聞かなかったというか、従ってくれなかったの、もう不調、はい、成立しませんと、3月30日になっています。これが決定したわけです。

それで、これも何となく、はあという感じですが、次に経緯を申し上げます。

この事業は、国の生活困窮者自立支援法に基づく事業です。その中の生活困窮者の子どもへの学習支援等に該当します。これに基づきまして、瑞穂市は、平成28年3月策定の第2次総合

計画実施計画に生活困窮者自立支援事業として位置づけました。同時に、同じ28年3月に、瑞穂市第2次地域福祉活動計画にも、この学習支援事業を取り上げてあります。それによりますと、これですね、非常に実施計画が、活動計画がきちんと書いてありまして、28年度は検討する、29年度も検討になっているんですけどね、これ。28年、29年度はこの事業を検討する。平成30年、ことしですね、開始する。34年まで継続するになっています。

なお、市が私たち議員にくれるヒアリングシートですね、今年度の。これを見ますと非常に細かく書いてありまして、各課が提出したもののヒアリングシートですね、聞き取りののです。緊急性がある事業であるので、社会福祉協議会に委託し、地域福祉活動計画どおり実施すると明記されています。成果が上がるよう体制の準備が必要と、ここまでが計画段階の経緯です。

次に動き出しましたのが、28年6月に、早速一般質問で議員が取り上げております。ホームページに公開の会議録をもう一回確認しますと、当時の森和之福祉部長と、それから堀武議員の間でこのようなやりとりがありました。

森部長が、28年度に視察や調査・研究をし、29年度にモデル事業を実施し、30年度から事業化すると。これに対して、議員からは非常に重大性があり、緊急性があるので、計画の最初の28年度からモデル事業ができないかと。福祉部長は、しますと答えているんですね。28年度からもう計画とか、調査・研究じゃなくて、モデル事業をしますと。結果として、28年度、29年度、2年度モデル事業が行われました。これは委託費無料です。もう事業化したわけです。試しにやってみるというやつですね。

つまり、この福祉計画を前倒しして実施させた。最初の年から、もうモデル事業をさせちゃったという意味です。非常に福祉課も社協も慌てたと。そのときに、生活困窮者の事業ですから、ことし、こういうのをやりますよ、応募してくださいというのを出すんですけど、その名簿が、市は個人情報だから出せないといって、社協はもうモデル事業をしなきゃいけないし、非常に慌てたと聞いています。そのときに、もう既に私はそれを聞いていましたけど、もしそうだったら、福祉課が全部名簿を持っているわけですから、生活困窮者の。だから、はがきを出せばいいんですよ、はがきかお手紙を。ことし、これをやりますよと。でも、それはしないので、社協はとても大変だったと、そのときにもう既に聞いていました。はあと、そのときも何かあり得ないなあという感じだったので、はあとというので終わっていましたが。

それで今のが、議会が、大勢学習支援というのは議員さん、なさいましたね。今のは最初にもう打ち出されたものです。

結果としてを申し上げますが、経緯の最後、結果、ことしの3月30日、つまり29年度末に不調、委託契約不成立として、福祉課の担当職員が、社協の職員に電話一本で不調ですと伝えたと、こういう経緯です。

2年間も準備してきたわけですから、それも前倒しして事業をさせられたというか、したわ

けですから、困っちゃって、社協は。連携先が朝日大学なんですね。これ、新聞に2回出ました。モデル事業を始めたときから新聞に出ています。連携先の朝日大学とやっているということ、プロジェクト委員会を立ち上げたときから新聞に出ています。それで困っちゃって、社協は連携先の朝日大学にお金が出ないと言ったんですね。そうしたら、朝日大学は、そんなことはあり得ないけど、とりあえずうちが調達しますとって調達し、事業は実施されております。これが経緯です。

理由と、予定価格より高いから、たかが30万以下だと思っただけですが、あと経緯ですね。非常に綿密に計画し、議会も頑張って質問をし、社協も頑張って2年もモデル事業をし、本格事業のことしになって、はい、委託は不成立だとなったという経緯を申し上げました。お金は朝日大学が調達しました。でも、全額じゃないですけど。

それでは、まず今の理由と経緯の確認を平塚部長にお願いいたします。以下、自席で行います。

○議長（藤橋礼治君） 平塚健康福祉部長。

○健康福祉部長（平塚直樹君） おはようございます。

ただいまのくまがい議員の御質問にお答えをさせていただきます。

議員御指摘の事業につきましては、生活困窮者自立支援事業費の委託料で、平成30年度の一般会計当初予算で計上いたしました学習支援事業のことでございます。この予算書の中では、生活困窮者の自立支援事業として載せてございますので、必須事業、任意事業合わせての金額になっております。

そこで、この事業の契約の事務でございますが、御指摘のとおり、3月に瑞穂市契約規則の取扱要領にのっとりまして、委託業務伺を回しております。決裁を受けまして、瑞穂市の建設工事等請負業者選考委員会、通称指名委員会と申し上げておりますが、ここで地方自治法施行令第167条の2第6号の規定による、いわゆる随意契約による方法の決定をいただいております。

そこで、次に契約方法伺というのを回しまして、これも決裁を受けまして、瑞穂市契約規則第24条の2の規定にあります、いわゆる予定価格を作成しております。そこで、見積書の徴取を行ったというところでございます。しかしながら、提示されました見積書に記載された金額でございますが、予定価格を上回ったために、一旦、契約不調に終わって、委託契約ができませんでした。この際に、一度お出しいただいた時点で、再度見積もりの提出をお願いいたしましたけれども、先方、社協より、提示の金額でないとなかなか請け負うことができないということの御回答をいただきましたので、最終的に不調となったものでございます。

また、不調となった次には、通常は仕様書から見直すことが通例でございます。イコール、それは事業のあり方をも見直すこととなりますので、今年度になりまして、しばらく時間がた

ちましたが、一度立ちどまって事業の再検討が必要と判断をいたしましたので、現在に至っておるところでございます。以上でございます。

[16番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

○16番（くまがいさちこ君） 私が調べました理由と不調に終わった、契約しなかった理由と経緯はほぼそのとおりで、新年度になって見直ししなければならないということなんですけど、今まで見直しをしていないということですね。

次に、この契約しなかった、取り消しじゃないんですよね、契約しなかったということの問題点を、私の調査の結果を申し上げますので、答弁は副市長にお願いしたいと思います。

まず1つ目、社協の事業費は市の予定価格より幾ら高かったのかと。これはわかりません。予定価格は公表しないことになっていると言われたので。しかし、これ最初に申しあげましたように、計算してみると、せいぜい二、三十万高かっただけだと思います。

2番目、普通私たちは、事業とか、物品購入とか、工事の入札の結果という資料を、議決するときにはいつも資料としていただきます。そうすると、不調に終わったときは3回ぐらいまで大体書いてあって、2回目まで不調でも、3回目は随意契約にしちゃったり、再度また機を改めてやるとか、どこまでも計画した事業というのはやろうとするわけですよ。ところが、この不調を3月30日に行って、なぜこの委託取り消しを回避する努力を、もちろん新年度でもいいわけですが、した形跡がないというのが非常に不誠実だと思います。あり得ません。

それから3つ目、国の法律や市の計画に基づいた事業です。今や子供の貧困は社会問題になっております。こういう重要な事業の取り消しはあり得ません。

4つ目、早々と平成28年6月議会で議員に緊急性を問われ、この緊急性を問われて、はい、緊急ですから前倒ししてやりますと言ったのがそもそも疑問なんですけど、というのは、このヒアリングシートには、緊急であるからといってこの計画がしてあるわけですね。なお、その上に、緊急であるから前倒しして、初年度からモデル事業をやりますと当時の部長が答えたというのも、非常に、はあとという疑問点です。

そして、その部長が3月末、早期退職なさいましたけれど、申し送りをしなかったそうです。これは非常に重要なので、4月に入ったら、すぐにもう一回仕様書のやりとりをして、契約できるようにしてくれと。3回目になるわけですね、これを全く申し送りしなかったというのも、非常に同部長の仕事の一貫性がない、はあと、これも非常に疑問です。

5つ目は、その申し送りがなかったことですね。

それから6つ目、善意の協力団体 —— これは30に及ぶそうです —— と個人多数のボランティア、新聞報道が2回されていることから、委託中止は影響が大きく、市への信頼を大きく損なうことになるとなぜ考えなかったのか、不思議です。

7番目、これがきょうの一番の私のポイントなのですが、これをインターネットで試しに検索してみました。予定価格を超えた随意契約というのは、1社で契約するという、ほかと競争させないというのですが、予定価格を超えた随意契約は可能かというテーマで言葉を打ち込んでネット検索してみますと、つまり、業者の見積金額が予定価格を超えたときと、これが出てきます。その予定価格と見積書の金額が折り合わないときの実務的取り扱い方法というのが出てきます。これは、法律にはないんだそうです。どうすべきかというのは。

だけど、実際に実務としてどうするかというのが出てまいります。3つ書いてあります。契約金額を保留すること。ちょっと待てということですね。2つ目、最終的に保留して、またやって、最終的に折り合わなかったときどうするかというと、予定価格の設定が不適切として、これは国の会計検査院では指摘するんだそうです。予定価格を適切な、適正なものにしないと、こういう指導をするそうです。つまり、その理由は、安ければいいわけではないからだそうです。民間への安過ぎる契約は、民間への負担が大き過ぎるので、予定価格というのは、見積もりがこういう見積もりが来るだろうという値の一番高い金額ですね。適切な、適正な予定価格、契約でなければならないから、公の機関と民間がやる時はですね。

ということで、たかだか百二、三十万の事業で、市の持ち出しがですよ、あと半額は国・県から出ますからね。そして、予定価格よりたかだか二、三十万高だけで、はい、不調ですとやってしまったというのはあり得ないと思います。こういう疑問点を申し上げました。

これと、今後これの事実関係の御認識を副市長にはお聞きしたいんですが、そして今後どうするのか。つまり、ことし実施1年目は、瑞穂市はどこにも委託しなかった。社協が連携先の朝日大学と事業をした。勝手にやったということになるわけですね。地域福祉活動計画では、34年まで継続になっていますので、来年も継続の予定ですね。これ今後どうするのか、そこをお答えいただきます。

○議長（藤橋礼治君） 早瀬副市長。

○副市長（早瀬俊一君） おはようございます。

まずもって、この今のお答えをする前に、今回の居場所づくりにつきましては、社会福祉協議会の職員を中心に、朝日大学の学生さん、ボランティアさん、大学の先生、そして自治会長さんや民生委員さん、各種いろんな団体の方が入っていただいて、先ほど御紹介があったように、事業が実施されたわけでございます。その際には、朝日大学からも補助金、事業費をということもありましたし、いろんな寄附とか、食材の寄附等もございまして、学習支援や子ども食堂というのが行われたと思っております。

ただ、この事業につきましても、先ほどちょっと御説明がありましたが、学習支援とか、子ども食堂という言葉だけが先走りをしてしまって、それぞれのNPOさんとか、いろんな団体がちょっと先へ進めていってしまったよという部分がございます。その中でいろんな問題、課

題が出てきておるのも事実でございます。

国のほうは、今、この子どもの貧困対策の推進に関する法律とか、生活保護とか、困窮者の法律とか、母子福祉の関係の法律等に基づきまして、基本は貧困を断ち切ると。それぞれの子供さんとか、親さんの貧困を断ち切るというのが基本でございます、そのためにどうするかと。その手段が学習支援であり、子ども食堂であり、相談事業であり、またそれがある意味でいけば、地域づくりの中で進めていってほしいよということで、「我が事・丸ごと」地域づくり、地域共生社会の一環として取り組んでいくんだという大きな目標を持っておると思います。

残念ながら、今回いろいろうまくいっていない部分があるわけでございますが、実際には皆さんの御協力で、こうして事業が進められたわけでございますけれども、やっぱり国の法律の流れとか、それぞれの職員の考え方とかいろいろあって、そうした調整が十分にできていなかった分も多少あろうかなと思ったりもします。

ですので、予算書についても、目の中で、生活困窮者の子供の学習支援事業とか、ひとり親家庭ではどうするとか、いろいろ分かれているということでございますが、最終的には、トータルで事業を進めていくものだろうと思っております。そうした点では、今後、今回のいろんな事業についての課題や何かを検証しがてら、どのように総合的に進めていくかということをも十分市と社協と話し合っていく必要があるかと思っております。

それでは、私の最終的な答えでございますが、先ほどの不調については、通常で言えば、契約に関しては、おおむねしっかりした仕様書であれば、値段が折り合わないかなということで交渉するわけでございますけれども、どうしても交渉がまとまらんとときには、やっぱり仕様書本来が合っておるかどうかと、予定価格がいいか悪いかも含めて、再度内容を検討するというのが基本だと思っておりますし、今回も不調になったということで、その内容はどのようにかということで、とって2年間続けてきた事業でございますので、何らかはせないかのじゃないかということで、担当のほうへ指示はしてあったわけでございますが、多分いろんな話し合いの中で難しい部分があったのかなあと思ったりもしています。

今後、十分また話し合いをして進めていくという方向で考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思いますし、今の具体的な御質問に対する私の答えはそれでお願ひをしたいと思います。契約等についてのフォローを少しまた担当部長のほうから説明させます。

○議長（藤橋礼治君） 平塚健康福祉部長。

○健康福祉部長（平塚直樹君） ただいま副市長からのお話をさせていただきましたが、もう少し詳しくお話をさせていただきますと、くまがい議員からの御質問の中に申し送りの件がございましたが、その件につきましては、前の部長のほうからは口頭で説明を受けたというふうに記憶しております。

しかしながら、今回の契約に至らなかった経緯という点では、やはり仕様書の変更等々も含

めた事業全体の見直しが必要であったというふうに私が判断をいたしたところでございます。

また、最後のほうのお話の中で、随意契約で予定価格と折り合わないときのお話がありました。流れとしては、見積もりについて再度交渉すると。値引き交渉とってはいいませんが、そういったような交渉をすることが通例でございますが、不調になることを防ぐために、例えばそのときに仕様書、あるいは予定価格を上積みする、変更をするということについては、私も不勉強でございました。私、今までそういった予定価格を引き上げるというようなことはあり得ないというふうな前提で仕事をしておりました。また、違法ではないというふうにお話がありましたが、さすがに、青天井でつり上げるということもできないというふうに思っておりましたので、3月の時点でも、同じように、そういった考えには至らなかったものというふうに推察をしております。

また、それから副市長の答弁の中で地域共生社会のお話がありまして、実はこれにつきましては、平成29年3月と、引き続いて平成30年6月に厚生労働省からも通達が来ております。6月の通達については、児童のこと、こうした母子のこと、生活困窮者のこと、高齢・障害など、部門を超えた事業化について、かなり突っ込んだ内容が示されております。

こうしたことを鑑みまして、当市においては、いろんな今のところ生活困窮者のメニュー、あるいは母子父子寡婦福祉法のメニュー等々ございますが、限定的な事業ではなくて、広く子供たちが参加できるような、より地域に根差した取り組みをしていきたいというふうに考えております。

また、市民への影響等々のお話もありましたが、本来、一番影響をこうむるのは我々大人ではなくて、子供たちであるということに立ち返りまして、また、さまざまな境遇や家庭環境のもとで暮らしてみえる子供たちのことを考えまして、新年度へのアプローチをしていきたいというふうに考えております。以上でございます。

[16番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

○16番（くまがいさちこ君） 私は申し上げませんでした。貧困を断ち切るため、連鎖させないためという国の目的の事業で、確かにです。多少うまくいかなかったと副市長は言われました。多少なんてもんじゃありません。結果としては、あり得ない。

これは、皆さんは、聞いた人は、瑞穂市ってお金を出さなかったんだよって、そこしか言いませんから。そうすると、30団体も参加しているわけで、連携先が朝日大学で、協力事業者・団体30、全部読み上げるのは時間がないので、ちょっと読み上げませんが、実績として、子供の参加実数は29人。これ、計画段階では20人だったんですね。でも、29人来て、受け入れたそうです。延べでいきますと、子供の延べ人数99人、これは夏休みだけで、今も9月になっても続いているんですけど、スタッフの延べ人数は119人、学生40人がかかわったと。そして、授

業費の安さ、市のお金を使ったのが安かったということですね。大体120万ぐらい。市のお金は120万ぐらい、予定価格よりたかだか二、三十万高かっただけ。そして経緯からいっても、本当に市がお金を出さなかったということは、つまり委託しなかった、取り下げちゃったということはある得ない。これが、もうこれから、やっぱりだめねという言葉がひとり歩きする、瑞穂市への信頼を大きく損なった、この声が大きくなっていくということは、私には不本意です。

皆さんが、物すごいたくさんの方々の事業を、その場その場の職員の方たちが真面目に取り組んでいるということを知っていますので、ちょっと難しい職員もいるということも知っています。けれども、かなり振り回されて、こういう結果になったことは私は不本意ですので、でも、取り上げざるを得ませんでした。やっぱりこのことに見られるような、市役所の中の連携不足だと私は思います。外部の人は連携しているのに、市役所の中が連携不足です。困った職員がいることも知っていますが、やっぱり私は議会で十何年ですか、非常に困った立場に、ずうっと今もですけど、なっています。

そういうときに一番大事なのは、やっぱりみんなの連携なんですね。どこに良識があるかを普通の人、普通の良識的な人が手をつながない限り、振り回される事態になりますので、私の経験からも。今後、市役所の中の連携をきちんとしていただきたい。そして、この事業は継続すると、見直して継続すると。これは、国の法律が刻々と変わってきますので、見直さざるを得ません、そういうことは。それで、きちんと継続をしていただけるようお願いをいたします。

次に、2番目に行きます。

ことしから、行政報告会がタウンミーティングという名前になり、ワークショップをいたしました。これ、一括質問でいたしますので、企画部長に回答をお願いします。

私は、会場全てを見させていただきました。来年度に向けて、改善したほうがよいのではないかと思った点を上げさせていただきます。

1つ目、テーマの設定の仕方。聞くところによりますと、これは自治会長さんたちが言っていたんですけど、去年、平成29年度の自治会長が決めたテーマをことしの自治会長がやるというのは無理があるわなど。聞いておらんもんと。非常に戸惑っていることしの自治会長さんたちが大勢いました。やっぱりその年度で決めたほうがいいんじゃないかなと思います。または、引き継ぎをちゃんとやるとかね。

2番目、時間配分です。行政の挨拶と説明は極力短くするべきです。最長は1時間でした。そうすると、あと1時間しかないわけですよ。ワークショップをさせるなら、全員が発言しましょうとか、手続があるんですね。問題点を出しましょうとか、まとめをしましょうとか、とても1時間では、市民の皆様が集まっていただいて、やり切れません。この行政の時間が使う

時間をもっと、せいぜい30分以内にしたらいかがでしょうか。

3つ目、参加した議員の役割です。私は、初めのうち、市民の人が少ないときには一緒にグループに入りましたが、だんだんふえていったときには傍聴だけにいたしました。参加議員の中には、みずから司会役、グループのね。これ、ファシリテーターというそうですが、をやる人や、それから、途中でやらなかったらファシリテーターを決める、あんたがやってというふうには、まとめ役もあんたがやってと、こういう議員のかかわり方がいかなものかと。こういうふうになっちゃう危険性は初めから十分あったわけです。というのは、コーディネーターは依頼して雇いましたけれど、各テーブルのファシリテーターを雇っていないんですね、最初にもかかわらず。1年目にもかかわらず。だから、誰がじゃあ司会役をやる、まとめ役をやる、発表をやるというと、一般市民の人は、議員さんやってとなっちゃうんです、遠慮して。それに乘っちゃう場合もあるので、ファシリテーターをきちんと雇うことが必要ではないかと思います。これはコーディネーターの人も言っていました。よそはちゃんとファシリテーターを雇うと、大したお金じゃないよと言っていました。

それから4つ目、コーディネーターとの打ち合わせが足りなかったように思いました。つまり、最初にコーディネーターと打ち合わせしたときに、まとめはしなくてもいいと、まとめの発表は。ただ話し合ってもらえばいいからと担当課長に言われて、大変困ったそうです。反論しても、いい、いい、それでいいと押し切られたと。でも、途中で、そのコーディネーターの人は、やっぱりまとめをして、発表してもらわなきゃ困るということで、その方のやり方、普通のやり方になったそうですね。

それから、そもそも今回からはワークショップ形式でやりますといったワークショップのやり方の説明がない。2回目か3回目からは、コーディネーターが書いてきてやっていたのですが、普通のところでは紙にA4にまとめてやるそうです。初めにね。これもどっちがやるのか、市役所のほうがやるのか、コーディネーターがやるのか。こういうことのそもそもコーディネーターとの打ち合わせが不完全だった、足りなかったと思います。

以上5つです。ちょっと御回答を、来年度からどうやってやっていくかという。よろしくお願ひします。

○議長（藤橋礼治君） 梶浦企画部長。

○企画部長（梶浦 要君） ただいまのくまがい議員のタウンミーティングについての御質問にお答えをさせていただきます。

まず最初に、タウンミーティングの趣旨について御説明をさせていただきます。

タウンミーティングの趣旨は、瑞穂市まちづくり基本条例の目指す瑞穂市の実現であります。この条例には、市民参画による市民協働のまちづくりを進めるために、市民の権利や責務、市議会の責務、市長の責務、市の執行機関及び職員の責務、そしてコミュニティー活動の重要性

などがうたわれています。タウンミーティングは、条例のうたう市民の権利とそれぞれの責務を実現することで、条例の目指す市民参画による市民協働のまちづくりへつなげることを目的に企画したものであることを御理解していただきたいと思ひます。

まず最初に、テーマの設定の仕方でございますけれども、市民には主体的にまちづくりに参画する権利と責務があります。また、地域のコミュニティーでお互いに助け合い、地域の課題を共有し、解決に向けてみずから行動するよう努めることになっていひます。今回のタウンミーティングでは、テーマは自治会長の皆様との相談で、それぞれの校区ごとに決めておひますので、条例に則し、適切な方法であったと思ひます。

時間配分についてでございます。各校区のテーマが異なりますので、ワークショップをしていただく前の導入に必要な時間も異なりました。タウンミーティングでの各校区の内容や運び方などは、通称きずな会議、いわゆる瑞穂市まちづくり基本条例推進会議とワーキングチームにより、事前に関係課による話し合いを繰り返し、決めたものでございます。テーマを選定していただいた各校区において、意味のあるワークショップができるよう模索したものでございます。全体で2時間という限られた時間の中で、テーマによっては、話し合いの時間がもう少し欲しいとの声もありましたが、参加者皆様の御協力で、まとめまで進めることができました。

次に、議員の役割でございます。条例第6条第3項に、市議会は、市民の信託を受けた市民の代表であることを認識し、広く市民から意見を求めるよう努めるものとしますとのとおりであると考へます。特にタウンミーティングは、どなたでも参加していただける機会ですし、ワークショップの原則は、みんなが平等、人の意見を否定しないということですので、大勢の前では緊張されてしまう方にも御意見をいただきやすい機会です。参加者皆様の御意見を平等に求めていっていただくよう御配慮を期待しておひます。

続きまして、ファシリテーターについてでございます。ワークショップがうまくいくことが目的ではありませんでしたので、必要とは考へておりませんでした。市民協働の実現には、ワークショップのような形式で、市民同士、市民と行政が話し合いを重ねていく必要がございます。市民と職員が、みずからファシリテーターになることが必要であると考へておひます。しかしながら、タウンミーティングの意味、ワークショップの意味を十分に御理解いただけない一部の参加者の方があつたことも事実ですが、それも一つの意見と捉え、今後話し合いが進む中で御理解されていくものと思ひます。

続きまして、コーディネーターの打ち合わせでございますが、タウンミーティングのコーディネーターは、岐阜県地域の課題解決応援事業を利用しておひます。そういった点から、県の職員の方との打ち合わせを1回、県とコーディネーターとの打ち合わせを1回実施してまいりました。その都度打ち合わせを、都合7回、タウンミーティングを7校区行つておひますが、その都度、反省をしながら変更してまいりました。

続きまして、最後に、来年度に向けてどう総括するかという御質問でございますが、アンケート結果や、実施後に行ったきずな会議での意見などを受けて総合的に考える必要があると思っていますので、現段階では十分なお答えが難しいところですが、あえて一言で表現するのであれば、市民協働の第一歩というところでしょうか。といいますのは、ここからスタートだと考えているからです。くまがい議員からの今回の御質問に関係する御意見も、アンケートの中でもいただいております。例えば設定方法についても、昨年度末に自治会長様方と御相談で決めているので、今年度の自治会長が決めるべきであるとか、校区ごとにテーマが違うこと、事前にテーマを決めていることなどについての御意見などさまざまでございます。

先ほどの質問について、条例に則して適切な方法であったとお答えしたのは、タウンミーティングの目的に沿って考えた場合のお答えであります。しかし、このままでよいと考えているわけではありません。よりタウンミーティングが有意義なものになるよう、工夫をしていく必要があると考えています。何分にも初めての試みであり、考え方や校区の状況もさまざまである中、絶対的な正解というのは、まさに今後、瑞穂市がまちづくり条例の描く瑞穂市になっていくかどうかで決まるものであります。その足がかりとすべきタウンミーティングであると思いますので、タウンミーティングをよりよい形に進化させる必要があります。それをなし得るのは市民協働であると考えます。市民も行政も一緒に考え、それぞれのできることをやりながら、つくっていくものだと思います。

市民の皆様からの御意見を真摯に受けとめ、今後のあり方について、趣旨を大切にしながら十分検討していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

[16番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

○16番（くまがいさちこ君） 2つ目のテーマまで終わりますけれども、行政の職員というのは本当に真面目なんですね。かたいというか。それでなければ、何百ぐらい、何千ぐらいある事業を、公平にいろんな市民、立場の人がいますから、やれないんだろうなあと見ていますが、やっぱりこのまちも、それから時代も非常に情報が多くて、それをまとめていくというのはとても大変だと思いますが、進化させていくというのを部長にいただきましたので、ぜひ皆様も進化していただきたい、行政職員も。私は議会のほうでなかなか苦戦しますが、ともに自分が進化していかないと対応できないということだと思います。

それから、3つ目に参ります。

3つ目は、青少年育成市民会議についてです。これも一括でお聞きいたします。

青少年育成市民会議からはがきが参りました。小さくて読めません。大体ボランティアをやっている人は、ボランティア登録をやっている人はみんな高齢者だと思うんですよ。だから、

もっとポイントを大きい字で書いていただきたいと思うんですが、要するに、ボランティアを継続していただけますかと、地域のおじさん・おばさんをね。回答を往復はがきで下さいと。その回答欄は二者択一で、「協力します」か「協力できません」、どっちかに丸を下さいというんですけど、私は2年前まで、10年ぐらいやったと思うんですが、ちょっと朝から会議が多くなったり、準備が必要な立場になったりしたので、年齢もありまして、2年前から実際の活動はやめております。ですけど、協力できませんって言いたくないんです。

この趣旨は、継続していただけますかというんですよね。小さくで余り読めなかったんですけど、よく読んでみると。だから、継続できかねますとか、地域のおじさん・おばさんは継続できないけど、できることはさせていただきますとか、そういうことを言いたいんですけども、協力できませんというのを書きたくなくて、このはがきは出しませんでした。そういう気持ちの人は何人もいるみたいです。出さんでよくとって言っていました。気持ちです、気持ち。行政はすごい。真面目、よく言えば真面目だけど、かた過ぎる。感性というか、市民の日常的な感情ですね、できるだけことはしたいわと思っている気持ちは、やっぱり尊重するような回答の仕方をしていただきたい、このはがきについて。

それから、「あいさつ運動」ですね。「地域のおじさん・おばさんあいさつ運動」、これネット検索してみますと、1年に3回、各新学期の最初の日には子供たちに挨拶をしましょうなんていうのが出てくるのは瑞穂市だけです。ほかは、できるだけいろんな機会を見つけて子供たちに声をかけてあげてくださいと、やっぱりこれにとどめるべきじゃないかなと。1年に3回挨拶の日を設けるのはやり過ぎだと私は思います。

それから青少年育成推進指導員の任期です。これは県からの委託を受けてやる、市町に1人というのですが、この人がもう30年ぐらいやっているんじゃないですか。多分私、10年ぐらい前に、もう20年やっていますねというのをここで質問したことがあるんですけど、それからも見直されないで、県庁にまで電話しました。もうそのときですけど。そうしたら、瑞穂市の推薦を受けてやるんですから、そんなことは瑞穂市に言ってくださいと言われてきたけど、それは言ったんですよね、でも改善されていない。あと、生涯学習課がこのような事務をやっているというので、よっぽど暇なのという人もいます、これ。やっぱり市役所が生涯学習課、社会教育も必要だし、やらなきゃならないことっていっぱいありますので、なるべくこういうようなことは、ちょっと移譲、移管したほうがいいんじゃないかなと思います。

ごめんなさい、答弁の時間が少なくなって。よろしくお願ひします。

○議長（藤橋礼治君） 加納教育長。

○教育長（加納博明君） では、青少年育成市民会議に関する事について、総括してお答えをさせていただきます。

若干順序が異なりますが、まずあいさつ運動についてでございます。地域のおじさん・おば

さん運動とあいさつ運動は別物ですので、議員御指摘のあいさつ運動は、青少年育成市民会議のあいさつ運動としてお答えをさせていただきます。

これは、その会議において以前から行っております。3日間指定をしておるわけですが、挨拶をしましょうということを一きなりやっても、毎日子供が挨拶できるかといったら、そうじゃないので、特定の取り組める日にちを決めましょうという発想で行っております。

ただ、私もこれで3年目を迎えるわけですが、過去2年間を見ていると、学校に任せきりになっている。活動に参加する大人の方は、PTAと民生委員さんが中心で、広がりがいいんですね。そういったところから、青少年育成市民会議では、組織的にもっと多く、広くいろんな方々にかかわってもらおうという反省に立ちました。ことしが、まだそれを迎える1年目になるんですが、その中で、地域のおじさん・おばさん運動で登録者は大変ふえてはいるけれど、どうかということになりました。

よって、先ほどのようなはがきを事務局がつくって、どういう状況ですかという確認をさせていただきます、今後いろいろな青少年育成市民会議の活動にかかわっていただくというものをつくったものでございます。

私も、正直言うと、地域のおじさん・おばさん運動で登録した一人でございます。家にはがきが送られてきて、何やろうこれかと思った内容もありました。これについては反省しております。議員がおっしゃるように、文字が非常に小さく、読みづらいのは、私にとっても読みづらい大きさでしたので、これは反省しなきゃいけないなということを考えております。

しかしながら、あいさつ運動につきましては、ことし組織的に行おうといった1年目で、多くの方々がやはりそれに意識をしていただき、少しずつ広がりを見せております。また、教育委員会のほうでも、昨年度から「あいさつのまちみずほ」ということで、5カ年計画で今進めて、今2年目を迎え、子供たちが広い意味での挨拶を教育委員会は目指しておりますけど、挨拶は本当によくしてくれるようになってきたなあというふうに感じているところでございます。

今後は、青少年育成市民会議におきましては、あいさつのまち宣言をしていこうという機運が今高まってきておまして、そういった動きに今後発展していけるといいなというふうにご考えております。

この青少年育成市民会議について、もう少し御説明をさせていただきますと、実はこれ、市内のいろいろな団体が所属しております。その一つに、瑞穂市議会というのがございます。実は、ここにお座りの皆様方も青少年育成市民会議の一員ということで、こういった内容については、またどこかで御説明しないかなあと思っておりますが、御理解いただいて、活動に参加いただけるとありがたいなあというふうに思っております。

続いて、指導員についての答弁をさせていただきます。

青少年育成推進指導員についてでございますが、これは、議員が言われるとおり、市町村長

の推薦で県の基準を満たすというときに知事から任命をされるものでございまして、任期は2年となっております。現在、本市の青少年育成推進指導員の方は、19年がたち、20年目をことし迎え、10期目になっております。県内を調べました。10年以上やってみえる方、16名見えました。というのは、この基準を満たせる方というのは非常に限定的で、難しい部分がございます。なおかつ、ボランティアの要素が大変強うございまして、人選には事務局も大変苦勞するというところがございます。

この方の最近の活動の様子を見ますと、先ほど青少年育成市民会議のほうで行っているラジオ体操、このラジオ体操を、市内の何十カ所とあるところを毎朝子供の様子を見て、かかわっている大人の方々にお声をかけていただいているという様子もございます。そういったことから考えましても、現在、この方に瑞穂市の青少年育成推進指導員をやっていただくのは最適任ではないかというふうに考えております。

最後に、生涯学習課でございしますが、決して余裕があるわけではございません。いろんな業務を行っております。社会教育、社会体育、これらを中心に文化やスポーツの振興、あるいは図書館の運営等も分掌事務にありまして、大変多岐にわたって活動してくれております。その中に青少年の育成についての内容もございしますので、この事務局を引き受けているところでございます。この事務局も、調べますと、県内では教育委員会が担当している市町村もございすし、市民協働のような関係部署で担当しているところもありますので、そのあたりについては御理解いただければというふうに思っております。

以上で答弁とさせていただきます。

[16番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君、時間がございませんので。

○16番（くまがいさちこ君） 以上で終わります。

行政の皆様には、もっと頭をやわらかくしてくださいねとエールのつもりでお送りいたしまして、終わります。

○議長（藤橋礼治君） 議事の都合によりまして、しばらく休憩をとります。再開は、11時から再開をいたします。

休憩 午前10時44分

再開 午前11時02分

○議長（藤橋礼治君） それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

8番 森治久君の発言を許します。

森君。

○8番（森 治久君） 議席番号8番 森治久でございます。

議長のお許しをいただきましたので、以下3点について一般質問をさせていただきます。

1つ目は、市内の治水対策について、2つ目に広域連携について、3点目に補助金等の見直しについてでございます。

以下、詳細におきましては一般質問席にて行わせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

まず、1点目の市内の治水対策について御質問をさせていただきます。

瑞穂市内には、長良川、揖斐川を初め18本の1級河川がございます。古くから、この瑞穂の地域、穂積と巢南が合併して瑞穂市になったわけでございますが、この地域におきましては、古くから低水位で、また湿田等が多く分布する地域でございました。地理的には、そんなような昔から水に苦しむ地域であったということは今も変わらないということでございます。

そんな中で、7月の豪雨災害、これは西日本の豪雨における県内長良・揖斐川、また市内の1級河川の水位の状況をまた一度ここで確認をさせていただき、今後の国・県・市の治水、防災、減災における連携と対応・対策について、お考えをお尋ねさせていただきますが、まずお尋ねをさせていただく前に、所管の部長からはお答えがあると思っておりますが、市長にまずもってお伺いをさせていただきたいと思っております。

先般、全協の席において、台風21号のときには、この瑞穂市において水はつかなかったと。これは、水はつかなかったというのは一部において内水氾濫、道路が浸水したというようなところがあったやもしれませんが、7月の豪雨では随分の箇所の道路で水がつき、また田畑も水がついたという地域がたくさんございました。

そんな折、市長から、今後は当然ハードの整備、これは治水対策として河川の河道掘削、また堤体の補強工事等々、ハード面の整備はもちろんのことでございますが、それとあわせて排水機場で内水を、これは今、長良川に排水するわけでございますが、市内の排水機場もまず長良川でございます第1・第2排水機場が新しく統合排水機場に整備され、また市管理でございますが、別府排水機場も整備され、今まさに牛牧排水機場も整備の途中、工事が着手されておるところでございますが、排水機場で内水をこの市内の川の水を長良川に排水するだけでは限界がある。国交省のほうからもそんなお話、政策、対策の今後の見直し等も含めたお話があったということございました。

であれば、どういかに、この1級河川が18本ある瑞穂市の市民の皆さんに安全・安心に、堤防が破堤するようなことがあってはもちろんいけません、内水被害によって日常生活に影響を与えるようなことが起こるようなことがない対策・対応、また市としてのソフト面のお考えがあるのか、市長にお尋ねできたらと思っておりますが、よろしくお願いいたします。

○議長（藤橋礼治君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） この7月豪雨の瑞穂市の状況は、また後ほど答弁させていただくということで、御質問の趣旨は、全協の中で市長が御発言されました内容について、少し補

足させていただきます。

それは、今回の30年7月豪雨では、長良川の郡上市栃洞観測所で総雨量が1,204ミリを観測するなど、安八豪雨とほぼ同等の雨量を記録し、また長時間にわたって雨が降り続いたという点でも、状況が酷似していたということでもございました。安八豪雨の際には、水位が下がり始めたころに破堤したという経験を踏まえまして、木曾川上流河川事務所では、今回の出水のピークを過ぎた後も厳重に監視を行ったというふうに聞いております。

いわゆる市内の冠水対策としては、最終的にはさまざまな排水機場のポンプが命綱になるわけですが、そこへ流し込む長良川そのものが満水になって破堤したときの甚大な被害を想定して、場合によっては、その排水機場の停止があり得るといような発言があったというふうで御説明をさせていただきます。

[8 番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 森治久君。

○8番（森 治久君） ただいま鹿野部長のほうから御答弁をいただきました。

趣旨も詳しく今伺いましたので、長良川が破堤するようなことがございましたら、昭和51年の9・12時には、長良川が破堤して大きな被害が生じました。長良川が破堤することなく、内水、要は、最終的には長良川の支流である1級河川、市内の多くの1級河川でございます。当然長良川へ排水だけすればいいということではございません。長良川が破堤すれば、もっとも道路が浸水するとか、田畑が浸水するとか、中には床下浸水、床上浸水ということもあるやもしれませんが、そのような状況だけで済まず、家が流されるというような、全国各地で起こっておるような莫大な甚大な災害、被害が発生するやもしれません。

先ほど部長からもお話がございました今回の7月の豪雨災害におきましては、長良陸閘であったり、大宮陸閘が14年ぶりに閉鎖されたということで、一つ間違えれば、昭和51年の9・12災害も、この市内においても多くの家屋が床下または床上浸水、1階までほとんど水についたというような状況の家屋もたくさんございました。そんな中で、そんなことを考えますと、長良川が河道掘削をしていろんな整備をした中で、その雨量等に匹敵する、またはそれ以上であっても、今回のような状況で終えたということは、国の、また県の治水対策事業が成果を持って進められておるといことであるかと私も思います。

そんな中で、これはちょっと新聞紙上を、岐阜新聞の5月27日付の要点だけちょっと御紹介をさせていただきます。これは、やはりきょうお見えになる傍聴者の皆さんを初め、議員はもちろんのことでございますが、市民の皆さんに多く、やはり先ほど部長のほうから御答弁いただいたように、内水の水を長良川へいち早く流すばかりであっては、今後の災害を防ぐ、また減災に向けての取り組みとしては不十分であるという中で一つ御紹介がございましたので、ちょっと要点だけ読ませていただきます。

5月27日の岐阜新聞の紙面でございます。

県内5河川、危機管理型水位計を設置。設定水位突破時のみデータ配信。情報収集や対策、我が身を守る。通常型より低コスト、中小河川での普及を目指す。危機管理型水位計の登場、犠牲者ゼロへ第一歩。

これ、水位計は1基約2,000万、設置するのにかかるそうです。その年間維持費は約20万ということで、今現在、岐阜県内では422河川を管理されておりますが、そのうち63河川に設置されているのが水位計というものです。私が今申し上げた危機管理型水位計というものは、設定水位突破時のみデータ配信するものでございますので、平常時は水位を管理・監視されないという水位計でございます。そちらのほうは、先ほど申し上げたように、1基2,000万で、維持管理費が1基20万、年間。危機管理型水位計のほうは1基200万で、年間維持費も年間1万円ほどということで、随分10分の1ほどで、これは技術が高まったということで、そのようなものが開発されております。

つい先日も、これも9月15日付で岐阜新聞さんのほうで紙面を飾りましたが、関市の津保川というところで、また新たに、これは6カ所目になると思います。やはり津保川も、この前の豪雨のときには随分水位が上がって被害が出た川でございますが、そちらのほうでも、この危機管理型水位計を設置されたということでございます。

この危機管理型水位計の、ちょっと簡単にだけ、どんなような状況でこれの設置に至ったかをちょっと読ませていただきます。

全国各地の河川で発生する水害の状況を踏まえ、県は洪水時の川の状況を把握するために、各市町村との協議を経て、県内5カ所に、設定水位を超えたら計測を開始する危機管理型水位計を設置した。設置されたのは、天王川、本巣郡北方町、平野井川、安八郡神戸町、和良川、郡上市、神淵川、加茂郡七宗町、白川、加茂郡白川村。東海3県の県管理河川での同水位計設置は初めてで、今後住民らの洪水時の避難などに役立てる。県は、現在422河川を管理しており、常時水位を閲覧できる通常的水位計は、そのうち63河川に設置されている。

県は、今後水位計が設置されていない中小河川を中心に、避難のための水位観測が必要な箇所に危機管理型水位計を順次追加設置する。同水位計を普及させ、市町村と連携して活用方法の検討を進めることで、洪水時に住民がみずからの判断で避難し、しっかりと自分の命を守るよう促す。危機管理型水位計は、洪水時だけ水位データを送る。通常的水位計は常時データを送信しているが、危機管理型水位計は、水位がある一定の水位に達したら、約10分に1回の頻度でデータを送信する仕組みになっているという。

これは、ちょっと要点だけお話しさせていただきましたが、今後は、やはり排水機場ですね、先ほど部長からのお話もございましたが、排水機場で内水をその本川である川に排水するだけでは、その本川が破堤するようなことになったら、もっともっと大きな被害が、災害が生じる

ことになるというようなことで、このような県が管理する1級河川、これはもちろん先ほど申し上げた422、岐阜県内には1級河川、県が管理する河川がございますので、そのような河川をその市町村で、豪雨時等にしっかりと水位を管理・観測する中で命を守る、また減災につながるような対応・対策をとるといふようなことでの仕組みづくりであると思いますが、これについて、部長、当然御理解、御認識はあられたと思いますが、今後市内の1級河川18、長良川、揖斐川は別としまして、ほかの16の1級河川ですね。今現在は先ほど申し上げた天王川、これは北方についておるといふことで、瑞穂市の市内ではございません。

今後、何か県から協議、検討、また御相談等々があるのか、お聞かせいただきたいと思えます。

○議長（藤橋礼治君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） まず前段で、瑞穂市の総合的な治水対策について少しお話をさせていただきます。

治水対策には、主に4つの方法が、その対策がとられています。

1つ目は、ダムによる洪水調整です。それから、2つ目は堤防の補強、河道掘削等、河川改修により流下する河積を拡大して、洪水を安全に流下させること。3つ目は、調整池による洪水調整。それから、4つ目には排水機場ポンプ整備等による洪水対策等がございます。

瑞穂市では、長良川、揖斐川に挟まれている地域ではございますが、この全ての要素が備わった治水対策が進められ、市内にある国の5つの排水機場のポンプも、操作要領に基づき、直ちにこの7月には稼働し、市の3つの排水機場のポンプもその間稼働したこともあって、市内の治水安全度は、これらの整備の前に比べ格段に上がったものと思っております。

国では、平成27年9月、関東・東北豪雨災害を契機に、施設的能力には限界があり、施設では防ぎ切れない大洪水は発生するものへと意識を変革する、水防災意識社会の再構築に取り組んでいます。河川管理者、県、市町村等から成る協議会を立ち上げ、減災のため目標を共有し、ソフト対策・ハード対策を一体的、計画的に進めていこうとするものがございます。

ソフト対策では、水害リスクを周知するための洪水浸水想定区域図の公表、洪水ハザードマップの作成、ハード整備では、先ほど御紹介がありました危機管理型水位計、監視カメラ、量水標などの設置と、それらによるきめ細やかな水位情報の収集、それをリアルタイムに住民に提供し、主体的な避難行動を促すとともに、地元水防団等による水防活動の推進を図り、地域防災力の向上を目指すこととしております。

先ほど御紹介のありました、瑞穂市内では、危機管理型水位計がこの7月までに新堀川と、それから中川に既に設置され、私ども8月末の台風20号、それから9月初めの台風21号の際には、これらネットの川の水位情報にアクセスして、この2つの水位計の水位を監視してまいりました。幸いなことに、今回のこの2つの台風は雨が大きく降らなかったため、なかなか監視

するまでもいかない水量であったことだけ御報告させていただきます。

[8 番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 森治久君。

○8番（森 治久君） 詳しく御答弁をいただきました。

既に新堀川と中川には、7月に設置されておるといことでございます。今後は、まだまだ犀川を初め、1級河川が多く瑞穂市内にはございます。そのあたりも、県または必要に応じて国のほうとしっかりと協議をしていただいて、今、部長が言われました危機管理型水位計、これは一つの排水機だけでの対応には限界があるということの中での住民意識を高めるというための対策であると思います。やはり市民の皆さんには、大切な生命、財産を御自身でお守りいただける部分はしっかりとお守りいただけるような情報の提供というようなことのためにも必要であるということ、今後は住民の防災意識が今以上に向上し、水害時の速やかな避難行動につながることに私も期待しておるところでございます。

市長、何か御答弁をいただけるのであれば、よろしくお願いたします。

○議長（藤橋礼治君） 市長 棚橋敏明君。

○市長（棚橋敏明君） 9月4日に、木曾川上流河川管理事務所の所長に来ていただきまして、ちょうど台風の直前でございました。そのときにも最終的にいろんな打ち合わせをさせていただきましたが、昨年10月23日、衆議院議員選挙の投票日、その開票のあった後から台風21号、そのときに、いろんな意味で私たちのところでも森の地域が冠水したり、いろいろございました。

それから以降、ずうっと国土交通省のほうと話し合っまいて、その結果、今年度の予算のほうでは、岐阜県内、急激な今回の津保川みたいな件は除いたとして、水管理のお金が大体100億入ります。その中の約3分の1、これを犀川の遊水地事業及び牛牧排水機、それから統合排水機場、これの古い部分を取りかえるということ、そのうちの約三十数億円を私どもに投入していただいております。

そんなところから、やっぱり瑞穂市の犀川遊水地事業というのは非常にモデル事業になりつつあると。特に10月23日、昨年10月23日に確かに被害がございましたが、それなりに遊水地が機能したというところで、5月26日に、国土交通大臣の石井さんがわざわざ見に来てくれました。そんなところからも、かなり改善はされてきているとは思いますが、ただ、ここ最近の雨量は本当に判断できないぐらい、例えば今回の7月4日から8日まで、前半は根尾で記録的な雨が降りました。そして後半の7日、8日は、今度郡上市で急激な水がふえました。それで、その中にありまして、本当に忠節の観測所が非常に満杯の状態という報告がありました。

そして、その後、国土交通省のほうから豊岡型という御紹介がありました。それは、何かといいましたら、家が流れて死亡者が出るのを防ごうというところから、垂直避難をもっとして

くださいと。そのためには、内水と外水のことをしっかりと私たち国土交通省も管理していき、また、しっかりとデータを出していきますので、そのときはしっかりとまた住民の方々をお守りくださいませということで、豊岡市の市長の判断の難しさというところの御紹介がありまして、それはあくまでも、ちょっと誤解されると困るんですが、家が流されて、人が流されるのを防ごうと。そのためには、中を守ろうということでございます。

そこら辺ちょっと本当に私も説明不足かもしれませんが、やはり大河の決壊、長良川の決壊、これをいかに避けるか、これが本当に大事ですよというところが、今、国土交通省が進めておられるところでございますので、さらにこの部分につきましては詳しいことを確認しまして、それからまた皆様に御報告したいと思っております。そのところでございますので、どうか御理解くださいませ。家が流され、人が亡くなる、これだけは避けたいという国土交通省のデータじゃなかろうかと思っておりますので、さらに詳しく確認してくるつもりでございます。

どうか御理解のほど、よろしく申し上げます。

〔8番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 森治久君。

○8番（森 治久君） 最後に、当然先ほど部長、また今、市長からお話があった長良川であったり、揖斐川であったりというような、この地域においての大きな大河が破堤するようなことがあっては、生命、財産にかかわる大きな被害、災害につながります。

そうであれば、しっかりと今ある1級河川を、やはり犀川の圏域になります1級河川が多うございます、市内には。県も、しっかりとそこは認識をされておるところではございますが、犀川の圏域の1級河川、これは先ほど若園五朗議員もお話があったやもしれませんが、犀川であったり、五六川、ここなんかはまだまだ整備がおくれているということは県もしっかりと認識されておるんですね。やはり堤体を補強するであったり、または河道掘削ですね。流水断面を大きくすることによって、これは当然計画がある範疇の中での断面を大きくするというところでございますので、何でも大きくしやあいというわけで申し上げておるわけではございません。そういうハードな事業、これをしっかりと整備することは当然必要なことと思います。

その中で、しっかりとこの長良川が、揖斐川が破堤するだけではなく、犀川であったり、新堀川であったり、五六川であったり、中川であったり、天王川が破堤することによっての瑞穂市内の市民の皆さんの生命、財産を脅かすことにもつながりますので、しっかりとそのあたりのハード整備の要望、陳情は、県・国へ今後もしっかりと、おこなっている事業でございますので、協議、検討、また陳情にお願いに上がっていただきたいと思っております。

それとあわせて、市民の皆さんには、瑞穂市も大きな災害に見舞われました昭和51年の9・12、それ以降42年ですね。道路の水がついた、または田畑の水がついたというようなことは幾度となく発生しておりますが、大きな被害につながるような災害はございません。それ以

降、昭和51年以降にお越し、移住・定住していただいております。また今後もこの瑞穂市を選んでいただいております。こちらに移り住むという方も多くございます。そんな中で、しっかりとこの瑞穂市の地理性、昔からのこの市内の特性または特色的なものをしっかりと皆さんに御周知していただけるような、周知できるような行政としての対応もとっていただきたい。

例えば新しく家を造成するのであれば、昔はこのあたり、ここまで水がつかえましたよ。30センチ、50センチ、60センチほど盛り土することを、市としては、行政としてはお勧めしますが、いかがでしょうかというような情報であったり、過去の歴史をしっかりとお伝えすることも必要かと思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げ、次の質問に移らせていただきます。

広域連携についてでございます。

7月4日付の新聞で報道されました。これは、岐阜新聞には、複数の市町村が連携、住民サービス、圏域を行政主体に。また読売新聞では、まちづくり複数自治体で法整備方針、人口減へ連携促すと報道されました。

政府のこの方針、瑞穂市、この当市において、この考え方についての御見解をお尋ねさせていただきます。

○議長（藤橋礼治君） 梶浦企画部長。

○企画部長（梶浦 要君） ただいまの森議員の御質問にお答えさせていただきます。

7月4日の岐阜新聞におきましては、複数市町村で構成する圏域を行政主体として法制化し、連携してサービスを行えるようにすべきとする提言があったとの記事が掲載されており、同日の読売新聞におきましては、政府が圏域単位のまちづくりを促進するための法整備を行う方針を固めたとの記事が掲載されました。

まず、圏域単位のまちづくりを進めるために総務省が示す連携中枢都市圏構想とは、人口減少、少子・高齢化に対応するため、圏域で核となる中心都市とその圏域市町村が連携することにより、地域活性化策や行政サービスを推進し、圏域を構築していくものであると考えます。

〔8番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 森治久君。

○8番（森 治久君） ただいま部長のほうからは、この方針の少し詳しく御答弁をいただいた感じであったかと思ひます。

この連携について、当市の今現状の人口がふえている、または市長がよく申される、県内では一番若い方がお住まいいただけるまちであるとか、また地の利、利便性の県内ではすぐれた地域であるということ踏まえた上でのこの連携の政府の方針、これはまだ決定しておるわけではございませんが、もともとコンパクトシティという考えのもと、このようなことも平成の大合併を経て、それ以降、政府の方針、国の考え、まちづくりの方針が一転二転する中で、

もともとはコンパクトシティというようなまちづくりを国は提言しておったわけではないと思うんです。やはり財源にも限界がある。また少子・高齢化、また人口減少社会の中で、超高齢化社会で、日本中の人口が、将来的には東京でさえ減るのではないかというような予測の中で、このような提言が生まれておる。要は、効率のよい行政運営を進めよ、そして少しでも市民・住民サービスが低下しないような対応、対策を広域で考えなさいというようなことではないかと思います。

この方針は、20万人以上の中核市などを中心に、近隣市町村が連携する連携中枢都市圏、圏域を主体にまちづくりを進める考えであると私も思います。また、圏域を大幅にふやすとともに、新たな行政単位と位置づけ、まちづくりから社会保障まで、可能な限り圏域主導に転換することも検討されると言われております。

現在、瑞穂市は、岐阜中枢都市圏の連携協約を締結しており、また一方では、旧本巣郡の瑞穂市、本巣市、北方町の2市1町で構成団体とする、もとす広域連合としての3つの市町で支え合う住民サービス、介護保険事業に関する事務、福祉医療施設等の管理運営事業を行っています。この2つの連携は、瑞穂市が近隣市町、連携市町と将来、未来において、どのようなまちづくりの目標に向けて進めておられるのか、そのあたりがしっかりと定かでないのが、市民、住民の皆さんの本音ではないかと私は思っております。

これについてのお考えをお聞かせいただきます。

○議長（藤橋礼治君） 梶浦企画部長。

○企画部長（梶浦 要君） 先ほども申し上げましたとおり、瑞穂市は、昨年11月に岐阜市と連携協約を締結し、山県市、本巣市、岐南町、笠松町、北方町とともに岐阜連携都市圏を形成しています。

瑞穂市においても、人口減少の時代がやってくると言われていますが、そういった時代に、近隣市町で一丸となり、市民へのサービスが低下しないよう持続可能な圏域を形成していこうと考えています。現在も、本巣市、北方町との構成によるもとす広域連合を初め、公共交通での安八町、神戸町、大野町との連携や、15万人圏域の拠点となる穂積駅を中心とした自治体連携、事業交流も進めているところであります。住民生活圏が重なり合う自治体が水平補完し合うことで、圏域住民の安全・安心な暮らしを維持しながら、地域の活力を高めていくための取り組みを進めていくことが重要になってくると考えます。

〔8番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 森治久君。

○8番（森 治久君） 先ほどの1番目に御質問させていただいた治水対策ということで、私は揖斐、長良に挟まれたところに、この瑞穂市内は1級河川が18本含めてございますが、ある中で、やはり今後は、先ほども市長、また所管の鹿野部長のほうからもお話がございました。い

つ何どき災害が起きるやもしれないのが、今のこの時代でございます。ゲリラ豪雨と言われたような時代もございましたが、今、ゲリラ豪雨というような言葉は死語になっております。いつ何どき、どの場所で、今まで水がつくことがなかった場所であっても、大きな災害、また多くの雨、雨量が降るとというのが今の日本の現状でございます。

そんな中であれば、岐阜中枢連携都市というのは、長良川を渡って初めて岐阜市、岐阜市のこちらにも神戸のような地区がございますが、私は市民の皆さんがしっかりとどの方向、どの目標に向かって進んでいるのかわからないというところが、そこにあるのかなと思います。

やはり一番にまず考えることは、先ほどのもとす広域連合で運営しているのは、まだ今、介護保険、または市の休日診療等、限られたものでございます。年間も90億ほどの予算であります。この揖斐、長良で挟まれたこの2市1町、本巣市、瑞穂市、北方町としっかりと連携するのが、先ほど国が、政府が広域連携をする中での、まちづくりを考える中での市民サービスの低下につながらないような行政運営をなささいよ、限られた財政である中で知恵を出しなさいよというのがその部分であると思います。

いずれにせよ、次の3番目の質問をしながら、これについてもお答えをいただけたらと思いますので、3つ目の質問、瑞穂市タウンミーティングにおいて、恵まれた住環境を生かしていない行政との市民からの御意見がございましたが、この御意見についての御見解、御感想でも結構です。お尋ねをさせていただきます。

また、瑞穂市の一番の人口増加の要因である地の利、利便性を今以上に生かすための行政としてのお考え、市長としてのお考えがございましたら、あわせてお答えをいただきたいと思えます。

○議長（藤橋礼治君） 梶浦企画部長。

○企画部長（梶浦 要君） ただいまの御質問は、8月2日に開催されました牛牧校区のタウンミーティングにおいて、「高齢者の買い物、通院支援とみずほバスの利便性向上について」というテーマで話し合いが行われ、その中で行政が恵まれた住環境を生かしていないのではないかと御意見がございました。

瑞穂市は、高速道路等のアクセスがしやすく、JR東海道線の停車駅、JR穂積駅もあるため、交通利便性が高いことが魅力の一つとなっています。交通利便性のよさ等により、人口がふえ続けている現状がありながらも、さらに市の魅力向上を望む意見を市民の方からいただいたことは大変ありがたいことであり、今後行政としてはこのような声にお応えしていくべきと考えます。

市のホームページにあります魅力発信サイトや移住促進冊子「みずほで家族になっていく」を初めとする媒体で、瑞穂市の魅力を市外にPRし、瑞穂市周辺の皆様に、より快適にJR穂積駅を利用していただけるようJR穂積駅圏域拠点化構想を進めていきたいと考えています。

市民の皆様に、ずうっと住み続けたいと思っていただけるよう、瑞穂市に愛着を持っていただけるための地域のあり方を考え、恵まれた住環境を活用したいと考えています。

[8 番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 森治久君。

○8番（森 治久君） ですから、私は先ほど申し上げた1番目の質問、治水対策、これは揖斐・長良川で大きな川で分断をされておる、この分断をされている中での北から南、これは本巢市、北方町、また瑞穂市、また南には安八町等々がございますが、この中での瑞穂市が唯一地の利、利便性、決してほかのまちが地の利、利便性が悪いというわけではございません。瑞穂市と比べると、やはり悪いのではないかというのは正直なところかと思いますが、交通利便性も含め、瑞穂市の持つ特性、よい意味の特性ですね。これをしっかり生かす中でのまちづくりを進める、それは瑞穂市がしっかりとした計画と将来性、また他市町との水平的な連携でも結構でございます。決して一つのまちになりなさいということで申し上げておるわけではございません。しっかりとした、もっと密度のある濃い連携、20年、30年、50年先を見越したような連携を今こそ考えるべきではないかというのが、先ほどから申し上げておる岐阜市との中枢連携を考える前に、揖斐、長良に挟まれたところでのまちで、今後も急速に進むであろう超高齢化社会、また人口減少がどのまちにおいても進むであろうと言われる社会においての市民、住民の皆さんへの行政としての義務、責任ではないかと私は考えます。しっかりと広域連携がどのような形でされるべきか、どんな広域連携をするべきかを、行政においては、今後市民の皆さんに形となるようなものでお示しいただきたいと思ひます。

それでは、時間もございませんので、3点目の補助金等の見直しについて御質問をさせていただきます。

まずは簡潔に、市民、住民の皆さんにわかりやすく、見直しの目的とスケジュールについてお答えをいただきたいと思ひます。

○議長（藤橋礼治君） 梶浦企画部長。

○企画部長（梶浦 要君） ただいまの補助金の見直しでございますけれども、平成31年度に向けて、市民協働安全課で考えております自治会活動や校区活動等に関する補助金、交付金等の見直しについて御説明させていただきます。

見直しの目的は、適正かつ透明性の高い補助金の執行を行うためと、地域のつながり・地域のきずなを育てることにつながる事業に対して的確にサポートするための2点でございます。

見直しのスケジュールといたしましては、9月末までに変更案を全自治会長に御提示します。10月末までを変更案についての御意見をいただく期間とし、11月14日の第4回瑞穂市自治会連合会役員会にて最終案を御提示します。12月末までに、内部調整、議会への御説明を経て、平成31年度の変更点についてを全自治会長へ提示させていただく予定でございます。

[8 番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 森治久君。

○8番（森 治久君） 今、部長から、詳しく目的と、またスケジュールについてお答えをいただきました。

実は、この補助金の見直し、平成31年度に向けてしっかりと補助金等が、交付金も含めて、適切に交付されているのか、補助金として支出できているのかということと、あとは1点、先ほど申し上げられた地域のつながり、地域のきずなを育てることにつながるような事業をしっかりと地域に考えていただきたいというような思いから、その部分がしっかりと今の現状に合った形で要綱を定められるということであるかと思えます。

しかしながら、まだまだ自治会長さんであっても、その意味を、趣旨を御理解されていないのが現状かと私は思います。であれば、しっかりと自治会長さんにお伝え、御理解をいただけるようなことの努力と、それと当然ですが、自治会長さんが住民の皆さんに御説明できる、またその中で、どんな先ほどの地域のつながり、地域のきずな、これはますますどのまちにおいても、これは瑞穂市だけではございません。人口が減少し、高齢化社会が高くなり、そして人間社会、地域社会が希薄となっていると言われる今この時代において、つながり、きずなというものがなくてはならないものであり、まさにそれが限られた財源の中で、市民生活を、住民生活を安全に安心してお暮らしいただけることにつながるキーワードでございます。しっかりとこの補助金、各自治会、それぞれにその自治会の特性、また実情もありますし、課題、問題も自治会によって多様化しております。いろいろな地域のつながり、きずなにつながる活動の補助金に活用できる仕組みづくりを考えていただき、柔軟な対応をしていただきたいと思っております。

また、これについては、当然そのような活動をするためには、基点となる公民館等の施設が必要になってまいります。今から20年、30年、40年前に公民館を建設された自治会も多くございます。また、いまだに公民館が建設できずに、この今、きずな、つながり、支え合い、助け合いの地域社会を地域包括ケアシステムの構築をしようという時代の中で、その基点の施設、公民館がない自治会もあることを考えますと、補助金の補助率も今こそ見直すべきではないか。老朽化している公民館を、どう今の住民、市民の皆さんに利用しやすい公民館、また昨今の猛暑の中、どの学校でもエアコンを設置する時代になった中、公民館の補助率は考える必要性が今こそあると私は考えますが、今現在3分の1の補助率でございますが、これを2分の1まで高くするというお考えについて、お聞かせいただきたいと思えます。

○議長（藤橋礼治君） 梶浦企画部長。

○企画部長（梶浦 要君） 公民館の新築・改修等における補助率についてですが、自治会活動、校区活動のあり方、そのサポート体制全体の中でバランスを考慮しながら決めていくことだと

考えています。

また、少子・高齢化に向かう社会変化等を考えれば、今後ますます自治会の公民館の重要性は高まることは当然であります。そして、社会が変化すれば、公民館の役割自体も幅が広がり、世代を超えた地域の居場所として位置づけていく必要があります。

具体的に申し上げれば、高齢者のカフェやサロンだけでなく、放課後の子供の居場所、子育て中の親子の居場所など、地域の世代を超えた人たちをつなぐ大切な場所としていく必要があります。そして、人が集えばコミュニティーが生まれます。防災でも福祉でも、基本は地域のつながり、きずなです。公民館は、その拠点として、また自治会の市民協働の話し合いの拠点として重要な場所だと考えてサポート体制を検討しております。

地方自治法第232条の2に、地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては寄附または補助することができることあり、瑞穂市補助金交付規則第3条に、補助金は、公益上特に必要があると認められる場合に限り、財政の状況を考慮してこれを交付することができるとなっています。この公益上特に必要があると認められる場合として示されている地域社会の健全な発展を目的とする事業に、自治会活動や校区活動は当たるものだと考えます。公民館はその拠点となる重要なものであると認識しております。

[8番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 森治久君。

○8番（森 治久君） 公民館の重要性、必要性というのは十分に御認識があるというのは今の御答弁でわかりました。

ですから、補助率は今の3分の1でどうなのか。また今後、行政が市民、住民の皆さんに日ごろから申されている、お示しされている助け合い、支え合いの地域社会をしっかりと地域の中で、自治会の中で構築してください、つくってくださいと言われている現状を考えると、今こそ大きな決断をしなければならないというのが補助率の見直しではないか、3分の1を2分の1程度に引き上げるということが必要ではないかと私は申し上げさせていただいております。これについてのお考えを再度お聞きします。

○議長（藤橋礼治君） 梶浦企画部長。

○企画部長（梶浦 要君） 先ほどの御質問にありました自治会の補助金の透明性等も考慮して、今後、自治会の活動、先ほど申し上げましたように、校区活動のあり方、そういったもののサポート体制の中で、公民館活動もバランスを考慮しながら今年度検討しているところでございます。

[8番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 森治久君。

○8番（森 治久君） 検討をするということでございますが、これは3年ほど前から補助率の

見直し、私だけでなく、ほかの議員のほうからもこのような御提案をさせていただいておるところでございます。

やはり早急に今のこの現状の社会構造を考える中で適切な御判断をしていただき、早急にその結論を出していかなければならないのが行政の責務ではないかと私は考えます。もしかしたら、補助率が見直しされるかわからんもんで、1年待とうか、2年待とうか、もう待たなしの中で、今、自治会活動をされておられるのが98自治会ございますが、多くの自治会の現状ではないかと思えます。検討をするということでございますが、早急にその結論を出していただき、全自治会の御理解、またその必要性を御説明をしていただきたいと思いますと思っております。

最後になりますが、こちらは「ちょっとつながりたい」という、これは瑞穂市社会福祉協議会登録のボランティア団体のチラシでございます。この団体に限らず、瑞穂市においては、先ほどの補助金、交付金、助成金含めて、2年間ほどは立ち上がりまでということか、その活動が順調に活動されるまでという意味かわかりませんが、2年間ほどは補助金、助成金を出されますが、3年目になると出されない、もしくは3年間は出すが4年目には出さない、あとは手弁当でお願いしますよというのが多くございます。

やはりしっかりと市民の皆さんが、先ほど申し上げました超高齢化社会、人口減少社会の中で、みずからできる地域づくり、生きがいを持って住みなれた地域にお住まいいただけるような社会づくりを、みずからの手で、みずから汗をかいて立ち上げ、その活動が20年、30年、50年後のこの瑞穂市の発展につながることを願い、思い、活動されておる中で、やはり年数で切った補助金の交付というものはいかながなものか。しっかりと手を差し伸べ、そしてしっかりと育て、保全していくのが行政の責任でもあるのではないかと思います。

10年、20年、30年、のべつ幕なしにいつまでも補助をすればいいというわけで申し上げているわけではございません。しっかりと、ひとり立ちできる団体として成長していただけたなと思うときまで、補助、助成をする必要があるのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（藤橋礼治君） 梶浦企画部長。

○企画部長（梶浦 要君） ただいまの御質問は、タウンミーティングの折に御説明があった福祉事業の一環であるかと思えますけれども、そういった事業については、自主的な、先ほど言いました補助金要綱によって、もし該当するようであれば、それは前向きに検討させていただくというふうに思います。

〔8番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 森治久君。

○8番（森 治久君） 必要な補助金、助成金、交付金等は、瑞穂市の発展のために、また市民、住民の皆さんの安全・安心で、そしてこのまちに住み続けていただきたい、住み続けたいと思っただけのための皆さんの大切な税金で賄われているものでございます。しっかりとその

適切な補助金等の支出を御検討いただきますことをよろしくお願い申し上げ、全ての一般質問を終わらせていただきます。

以上でございます。ありがとうございました。

○議長（藤橋礼治君） 以上で、8番 森治久君の質問は終わりました。

議事の都合によりまして、しばらく休憩をとります。13時15分から再開をいたします。

休憩 午後0時00分

再開 午後1時15分

○議長（藤橋礼治君） それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

13番 堀武君の発言を許します。

堀君。

○13番（堀 武君） きょう昼から傍聴の方、本当に御苦労さまです。

議長のお許しが得られたものですから、一般質問をしたいと思っております。

棚橋市政も3年6カ月、実質的には、もう12月までが一区切りだろうと思っております。その辺からも棚橋市政に対する質問を少ししたいのと、それから行政職員の取り組み方について、少し質問をしたいと思っております。

以下、質問席にて質問をしたいと思っております。

なお、答弁に関しては3問ですから、時間もそんなにかからないと思いますから的確に、ただらした答弁は必要ないですから、その辺は言いわけみたいな答弁をされないようお願いをして、質問席から質問したいと思えます。

では、最初にみずほバス運行について質問をしたいと思っております。

これに関しては6月議会で質問した、それに対しての行政側の以後の答弁をいただきたいと思っております。

私は、6月の一般質問で行政に対してこのように質問をした、答えが返ってきております。

牛牧団地の西側道路は、牛牧団地北交差点から牛牧野畑交差点までを大型車両の進入が禁止となっている。区間においては、岐阜バスが北方警察署に許可申請を行い、30年3月27日付で許可をもらった上で運行している。今後については、公安委員会が標識を設置されることになれば、許可は必要ないと考える。

また、岐阜バスから、6月に許可を受けていないバスを運行させてしまったとの報告があり、状況によりその対応を検討するとの答弁があったが、その後、岐阜バスから、北方署からどのような処分があり、市としては岐阜バスに対してどのように指導をしたかをお答えいただきたいと思っております。

これに関していえば、本来は公安委員会に対して路線の申請をして、その許可をもらってするのが常識だと思うんですけども、これは北方警察署の許可、要するに道路を一時的に占有

するための許可と同じことを、市民の安全を守るバス会社に全てを委任して何ら反省もしていない。そのようなことで、どのようなことを行政側はされてきたのか御答弁願います。

○議長（藤橋礼治君） 梶浦企画部長。

○企画部長（梶浦 要君） ただいまの堀武議員のみずほバスの運行について御質問でございますけれども、6月の議会のときに御質問があった内容についてでございます。

当事案に対して、8月下旬に北方警察署が現場検証を行ったと岐阜バスより報告を受けております。処分につきましては、報告を受けておりません。

また、岐阜バスよりてんまつの報告を受け、法令等を遵守し運行するよう指導をいたしました。

現在、予備車を含めたみずほバス5台だけでなく、故障時に備え代車8台分を追加し、計13台の許可を取得して運行しております。

[13番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 堀武君。

○13番（堀 武君） 私は、北方署から報告を受けよと言っているんじゃないですよ。岐阜バスから、これに関してどのような北方署からの指導があったか。これに関して、違反行為でしょう。だから、それに対してどのように感じてどのようにしたかということ、当然瑞穂市に対して誠意ある答えが出て当たり前でしょう。だから、北方署から答えなんて私は言っていないです、そうでしょう。

だから、それを岐阜バスがどのように反省をして云々ということを知っているのよ。もう一度答弁願います。

○議長（藤橋礼治君） 梶浦企画部長。

○企画部長（梶浦 要君） 先ほどお答えいたしましたとおり、北方警察署からの報告ではなく、岐阜バスより現場検証を行ったという報告を受けましたし、それに対して私どもとしては、法令厳守で運行するようということで指導したということです。

また、その対応方法としては、許可だけではなく許可をとる中で、現在5台分でしたけれども、それを8台にして、こういったことがないような対応をしていくということで岐阜バスから報告を受けているということでございます。

[13番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 堀武君。

○13番（堀 武君） あのね、岐阜バスは確かに大手かもしれないですけど、瑞穂市も行政としてのプライドを持っているんでしょう。だったら、これに関しての反省点とか、どういう形で、台数がふえた云々ということじゃなくて、当然にこれに関してどのような経緯で、どうしてしたのか、北方警察署の指導がどうあったのか。それに対してどういうふうにして瑞穂市

に対して、これは全面的に岐阜バスは委託を受けているわけでしょう。委託先の、瑞穂市はもっとプライドを持って当たってほしい、そうでしょう。

4路線で8,000万ぐらいの金を出すんですよ。これに対してもいろいろ問題点があると思います。大野線を含めれば9,000万、いろいろ入れたら1億近い金が路線云々等が減っていくような結果になるという、そういう自覚を持って対処してほしいということ。

今の答弁の中では、岐阜バスからこれに対して瑞穂市に対してどのような形で謝罪文とか、これ以後に関しては云々とか、ただ台数がふえた云々だけでしょう。このような答弁だけなら、また12月に徹底的に聞きます。それまでに、岐阜バスに対して適正な答えをもらうようにしてください。何も北方署のことを言っているんじゃないです。岐阜バスの姿勢を言っているんですよ、違反行為を起こして。

以上、これに関しては幾ら言っても水かけ論になりますから、それ以上は言いません。

では、岐阜バスにして、今後、公安委員会に路線申請を行い、路線バスを除く標識を公安委員会に表示してもらう必要を感じていますが、それを岐阜バスにお願いする気はないですか。

というのは、来年の3月になると、この申請書は一応1年だと思えますから、切れるわけですね。だから、本来、路線バスの路線という形でしているなら、当然公安委員会に申請を出して、その許可をもって運行するというのが正常な運行だと私は思うものですから、そういうことでなくして、仮申請と同じなんですよ、北方警察署の許可を得るというのは。その辺の指導をするのか、そして路線バスの路線でしょう。定期的に運営、臨時に走っているわけじゃないでしょう。その辺のことをどう思っているのか答弁してください。

○議長（藤橋礼治君） 梶浦企画部長。

○企画部長（梶浦 要君） 岐阜バスは北方警察署長から許可を得て運行しており、現状の運行方法で問題ないと考えております。

なお、標識の設置につきましては、公安委員会に確認したところ、設置する方向で検討しているとのことでしたので御報告申し上げます。

〔13番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 堀武君。

○13番（堀 武君） 公安委員会が設置の方向で云々ですけれども、本来ならば公安委員会に路線バスとして申請をして、正規のルールでやるというのが本来の道筋でしょう。

瑞穂市はそんなに情けないのか、そんなことができないぐらい。北方から警察署をこっちに持ってきてほしいぐらいの意向があるならば、もっと毅然たる態度で対処してほしい。以上です。

それでは、これも前回質問したんですけれども、少しちぐはぐなところがあるものですから、

私の質問と少し違っている点があるというような気がするものですから、再度質問します。

6月議会の一般質問で行政の回答は、瑞穂消防署の駐車場の水たまりの対処の依頼に対して、消防署から依頼を受けていたが、財政的なことから少し待つてほしい、調整は済んでいると答弁されておる。

では、財政的なことから少し待つてほしいという答弁であったことから、具体的に財政面でできない理由を答えてください。

というのは、何も駐車場の全体のことを言っているんじゃない。水たまりがあって、署員が真っ暗とか、いろいろなときに橋の上を水たまりがあるし、夜勤と言っていいのかな、夜に帰ってくるとか、勤務明けとかいろいろで足元があれだから何とかというような話に対して、10月に言って3月の、ほかの面で市選の監査委員ですから監査委員とかやっていないことにして、どうなっているかということで、それに対しての答えをもらったんですけども、端っこにコンクリートでやって草は面倒を見るとか、そういう問題でなくして、あそこの橋の上にアスファルトの舗装を何センチか、3センチかな、一番最低でも。3センチすれば、両方にすれば流れるし、そういうような措置をしなかったことに対して失念をすると。失念という言葉は辞書で引くと何か敬語らしいんですけども、そういう問題でなくして、上の前文に関していえば、それはいつごろ云々じゃないけれども、どうしますか。それまででないけれども、対処の仕方を失念というんじゃないでなくして、当然やらないかんことはやるというのが行政の立場でしょう。消防署に対していえば、消防署員は頑張ってやれとか、防災のときはありがとうございますとかいろいろ言いながら、肝心なこんな小さいことさえね。私が言うまで、10月から3月の5カ月、そしてやっと端っこにコンクリートでやって、あとは面倒見ます、お金がかかります。お金がかかると言うけど、橋の上はどうでしょう。あれは、二二の4平米、あっても5平米ぐらいですけど、3センチのアスファルトで幾らかかりますか。ダンプに1杯も要らへんのでしょう。3センチ、三二が0.6立米かな。人工だって、2人工あればできるでしょう。

だから、こんなことさえ対処できなくして、防災だ、市民安全課だと言い切れますか。だから、その辺に関していえば、再度言いますけど、自分たちのもう少し自覚を持ってやってほしい。議員だから質問したことに関して答えを出すとか云々と強制はしません。

だけれど、市民の立場として言っているのですよ、答えてください。

○議長（藤橋礼治君） 梶浦企画部長。

○企画部長（梶浦 要君） 消防署駐車場の連絡橋の水たまりにつきましては、修繕方法について都市整備部と調整して対策を講じたところであります。

駐車場内の未舗装部から舗装部への接続部分にできる水たまりについては、駐車場全体の舗装が必要となることから、前回の答弁のとおり財政状況を鑑みて実施することになりました。そのことは消防署とも協議しており、御理解されていますし、駐車場整備時に近隣住民からの

要望で夏場の舗装面からの照り返しの心配もされていることもあり、消防署としてはよほどの支障があるような水たまりでなければ、碎石等で補修すれば支障がないとされてきました。

今年度の瑞穂消防署の施設整備は、施設東側の訓練場の整備を優先して実施することとしていますので、御理解をお願いいたします。

瑞穂消防署とは日ごろから連携を密に行っていますが、消防業務の円滑な運営を図るために、消防署全体の施設整備や広域消防業務に伴う各種資機材等の導入や整備などは、岐阜市消防本部を初め連携する4市1町とさらに連携を図りながら、地域の安全・安心の確保に努めてまいりますので、よろしくをお願いいたします。

[13番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 堀武君。

○13番（堀 武君） あのね、現場を見ていただければわかるように、乗用車が入るのは2メートルちょっと行っていいんですけども、緊急云々とか、いろいろな大型車と云々すると狭いわね、そうでしょう。

ならば、カルバートボックスを入れて、二二で4メートルぐらいにすれば回転できるし、そういう知恵を働かせてくれと言っているんですよ。だから、言われたことだけやるんじゃなくて、そこに何かあるのか、何をやらなきゃならんのか、全体のことでやらなきゃ。だから、照り返しが強いから砂利面でいいと、僕はそんなことは聞いていない、そうでしょう。入り口を、極端にいくと、今は質問事項にないですけどもね。乗用車だけでも結構狭いんですよ。それが緊急の場合に、あそこに入れようとするれば4メートル以上の橋というか、今あるボックスに2メートル足せば4メートルですけども、そういう配慮をするような行政をやってほしいと。言われたことでなくて、自分たちで考えて、安全対策。市民のため云々だったら、言われるんじゃなくて率先してやっていただきたい。

これで、ある市民の方は、あそこに防犯灯というようなことも言っておられましたけれども、あそこの入り口のところを見ると暗いことは暗いすわね、消防署は別にしても。だから、そういうようことも含めてあそこに防犯灯をつけて、そして4メートルに広げれば非常に有効に利用されて、緊急の場合もあそこに緊急車両も入れるし、いろいろな面でのあそこを拠点にするなら、それぐらいの配慮をしてほしい。以上、提言だけして、これに関しては質問を終わります。

では、次に、公共下水道について質問をします。

これはずうっとしているんですが、何の進展もないのが現状です。8月8日、棚橋市長は記者会見において、再選出馬を正式に表明しました。新聞によると、高校生までの医療無料化、中学校のエアコン導入に取り組んだことを評価し、今後はJR駅前拠点化構想などを完成させたいとし、公共下水道事業に関しては、処理場の建設予定地住民が反対姿勢を示しているが、

引き続き理解をしていただけるように働きかけるとしております。JR駅前拠点化構想については、10月、この議会で補正予算を組むという、私が質問をしたい本題はこの問題ではなく、下水道事業に本腰を入れて取り組んでいたかという棚橋市政を問うための姿勢の違いをあえて鮮明にするために述べたのであります。

棚橋市長が公共下水道推進を真剣に考えるならば、これに関して言えば私は常に専門監を置き、地元対策をするべきと言い続けてまいりましたが、完全に無視されてここまで来たのが事実です。棚橋市長は、できないことに関して言いわけの発言を上げれば切りがありません。最初に市長になられたときには、地元ですぐ近くに家があるから、その人の大変さがわかるとか、それから、本田団地で説明があったときには、むしろ旗を立てられるような恥ずかしいことはしたくないというようなことを述べています。それは、まさにやらないことを前提にしているようにしか聞こえません。棚橋市長の発言に言えば、今回の市長立候補に対するほかの議員からの質問に対しても、ソフト面は確かにいろいろある。だけれど、ソフト面で云々するならば何も棚橋市長でなくたって、市長が誰だってできる。副市長も同じことですよ。

それだけでなくして、瑞穂市が将来的に何をして、どうしなきゃならんということを真剣に考えて答弁してほしかった。未来の明るい瑞穂市を想像することは本当にできないのが現状です。辛口で言うておりますが、現実ですよ、これは。違いますか。4年間に、じゃあ何をやったの。具体的に質問をしたいと思っております。これも市長からの明確な答弁を求めます。

今年度に建設予定地の地主に対して、市長みずからどのように理解を得るような活動をされましたか。また、地主の方にはどのように接触されましたか、具体的に答弁をお願いします。

だから、極端なことを言えば、3年半の間に何回、誰にアプローチしたのか、地主たち云々。それを具体的に、わかる範囲で答弁してください。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬環境部長。

○環境水道部長（広瀬進一君） 堀議員の質問にお答えさせていただきます。

まずもって、なかなか目に見えた動きが見えていないというところで、本当に申しわけない思いでいっぱいなんですけれども、この公共下水道の着手にありましては、都市計画法や下水道法の法的手続が必要でありまして、これらの手続にはやはり地元地権者の方々の御理解が不可欠でございます。そのため、地権者の方々の御理解を願うために個別に意見交換などを行っております。

また、地域の方々の御理解も願えるように、自治会長や地権者代表の方に連絡を行い、事業の進展に努めております。

具体的な内容につきましては現在交渉中でございますので、ここでの答弁は控えさせていただきますことを御了解いただきたいと思います。よろしく願いいたします。

[13番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 堀武君。

○13番（堀 武君） あのね、部長に悪いけれど、全然答弁になっていない。自分でもそう思うでしょう。交渉中だから言えないというけれども、具体的に云々しなきゃ、こんなもの何も進展しない、そうでしょう。

今回、臨時予算で一千何万かな、ついた件でも27年度3月でやった申請そのままいけば余分なお金をかけずに済んだんでしょう。それが書類的に通用しなかったもんだから、補正予算を組んだんでしょう。だから、補正予算は通さなきゃならんです、確かに。だけれど、何もやっていないの、現実的にね。

部長は苦しい答弁かしらんけど、それでは答弁にならんよ。それまで市長から全権を委任されているとは私もずうっと見ていてない。ある時期になると市長が出てきて云々は聞いているもんですから、そんなに部長を責めるつもりはないけれども、でも、やはりその立場の部長職になったんだからね。やはり市長に対して、これに関しては任せてくれと具体的に対処をどうしたか、どうするか。今後のことがあるもんですから、今ここで部長を責めてもしょうがないものでしないんだけど、市長。だから、これに関していえば、具体的にどのように地主の方、それから今の話を聞いていると、自治会長には話したけれども、住民に対する説明会は一回もしていないような気がする。そんなことで公共下水道は進みますか。

公共下水道は第2の排水下水です。都市計画法に基づいて水路整備をすると同時に、公共下水道をすることによって排水機能が上がるんですよ。汚い水を直接云々して、あそこに処理場があるだけのこと。そんなことを何回も何回も私は言っているんですけども、具体的に何も無い。あとの水路の整備事項は、じゃあ全部自前でやらんならんですよ。公共下水道にすれば、その申請、進行状況によって国の補助予算がつき道路舗装も本舗装できるんだし、いろいろな利点があるの、これは。そのようなことをやらなくて3年何ぼ来ておるんですけども、もう4年目、何もない。

市長、その辺で、あなた自身が今まで取り組んだことをちょっと答弁してください。

○議長（藤橋礼治君） 市長 棚橋敏明君。

○市長（棚橋敏明君） 私が答えると、また堀武さんは、あなたは任せきって何やとまた怒られちゃいますので、その場その場で堀議員さんのおっしゃられることがちょっと変わりますので、私、押しなべて普通のことだけ答えさせていただきます。

ここ最近、せんだっても台風がございました。そして、その前には7月4日から7月8日まで集中豪雨がございました。その中で本当に私、認識を新たにしましたのは、下水道事業というのは、やはり汚水だけでなしに雨水のことも必要だということですね。そういったことをしっかり今回の7月4日から8日、そしてまた9月4日の台風ですね。こういったところからさまざままた学べたこともございますので、部長と相談しまして、そういった観点からも地元の

御理解を得られないかというところで話している次第でございます。

せんだっての会長さんもだんだんと、きっとそういった雨水のこともお話しすれば多少なりともまた心andraげてもらえるものじゃなかろうかなとは思っておりますが、ただ、これは私の期待の部分もございませので一概にこれでこうだとは言えませんが、ただ、そういったこともこれからはお話ししていきたいと思っております。以上でございます。

[13番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 堀武君。

○13番（堀 武君） 歯切れの悪い話で、聞こえてくるのは白川村の実家のほうに行ったら、瑞穂市はまだ下水をやっていないのと。名古屋のほうから新しい家を買った人に、まだ瑞穂市は公共下水ないと、そういうような話でね。福祉、水利、いろいろ教育といろいろなことを言われているけれども、肝心な都市計画云々の一番肝心な一丁目である公共下水をやっていないのは瑞穂市だけでしょう。

まちのことを言う人もおるよ。だけど、市では時期が遅くなると人口減少が起きると言うけれども、そんなことを言ったら、今全国のところはどうなるの、そうでしょう。遅くなったから云々したら、そこから始まるんですから、新しく。今、古いところは直していろいろしなきゃならん。だから、早目にやって、市民の方に安心・安全と、それから快適な空間をつくるということは非常に重要なことでしょう。そういうことを計画性を持ってすべきでしょう。公共下水と道路整備は地図を見ればわかるでしょう。道路整備でそこに下水を引いて、それから企業誘致もそうだし。だから、基本的なことがおろそか。

だから、市長に本田団地のことを言うのは非常に心苦しいんですけども、非常に緊急性のあるところで、県の公団から下水があるという形で来ました。古くなりました、よく考えたら合併じゃなくて単独槽だと、単独槽の個々のやつが集まっているだけだと。五六川に汚い水が流れ出しているとね。本田団地も心苦しいんですよ。堰の横を見ると真っ白の汚いやつが流れておるんですよ。それが水路に流れている。本田団地の上から注ぐ、割と水はきれいなんですよ。あれは野田橋か下のほうへ行くと、まことに真っ黒になって汚くなっている。

そのようなことで、長良川が環境遺産というんですか、遺産になったというのに、一番汚い水を流しているのは瑞穂市ですよ。トップが対処すれば、簡単とは言わないけれども、トップの決断だけによって物事は進むんですよ。

では、私の独演会になってもしょうがないですから、市長の残りの在任中に本田団地の下水道対策、市全体の公共下水道事業をどうするのか具体的な方針、考えはあるのかお答えください。

若園議員の質問に対してもさらっと公共下水云々と言ったが、具体的にどう考えているのか答弁してください。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬環境部長。

○環境水道部長（広瀬進一君） 今おっしゃられたような本田団地の現状の汚水処理施設が危機的な状況にあることは、現地確認を何度か行わせていただきまして十分に認識はしております。この解決のためには、公共下水道整備が最も最適な方策でありまして、これからの瑞穂市の汚水処理、雨水排除を考えた場合、早急に事業着手しなければいけないのはこれまでも申し上げておりますとおりであります。

しかし、事業の進展がないもの現実であります。

本田団地の新たな汚水処理施設の必要性につきましては十分に認識しておりますので、現在の公共下水道計画の中では第1期事業で整備する区域に位置づけておりまして、公共下水道の事業着手を早期に行いまして、本田団地の方々や下水道を待ち望んでいる方々の不安解消に全力で努めてまいりたいと考えております。

[13番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 堀武君。

○13番（堀 武君） 今の部長答弁で、この重要なことに関しては市長の来期に関する市長選に出られることも含めまして、今、まず4年近くなるもんですから、具体的に市長としてはどのように考えているか答弁願います。

○議長（藤橋礼治君） 市長 棚橋敏明君。

○市長（棚橋敏明君） 率直に申しまして、先ほど若園議員さんのお話のときにも申しましたが、まずは地元と何回も何回もやっぱり話し合うべきだと思っておりますので、何度も何度も自治会長さんと話し合っていくつもりでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

[13番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 堀武君。

○13番（堀 武君） 自治会長さんと何回も何回も話をしたって、自治会長さんは反対の立場の人です。極端なことを言うと、最初に反対署名を全部得たんだから、極端な言い方は、おまえら全部反対だろうと、そういう答えが返ってきそうな気がする。

じゃあ、そこをもってあれですよ。一度反対をしたことに関して、急に手を挙げて賛成だなんて言いにくいと思う、そうでしょう。だから、そんなことは当たり前のことで、地主さんの中には、こんないいことなら私は率先して進めていただきたいような考えの方もおると思うんですよ。具体的に誰かどうかわかりませんが、私はそういう方がおると思います。

だから、これを最後に市長にお聞きしたい。

下水道は、現在、完全に進んでいないのよ、そうでしょう。それに関して、市長としては、現状での責任というのをどう思っているかちょっと答弁してください。

○議長（藤橋礼治君） 市長 棚橋敏明君。

○市長（棚橋敏明君） 責任ということでございますが、まずは私は下畑の自治会、そして下畑の市民の方、やはり御理解を求めるのが最善であると思いますので、あくまでも私はそれをやるのが私の責任だと思っております。

〔13番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 堀武君。

○13番（堀 武君） 傍聴の方やほかの議員、職員の方がどういうふう感じたかによりますけれども、現実的に下畑の方の理解理解と言いながらも、北方の下水で云々しておれば軽トラがぐるっと巻いて反対運動が起きて、裁判まで起きた。公共事業に関しては云々という形で、裁判では行政側は勝ち、それ以後に関して反対者との協定を結んだとも聞いております。だから、そういうようなことで、100人の住民の方があそこにおられれば、全員が反対ではないと思うし、全員が賛成じゃない。それをいかに行政の長はやるといふ決意を持ってやらないと、事業なんていうのは進まない。

瑞穂市の財政がある程度、豊かではないけれども、それなりにできるけど、事業を何もやっていない。そのときそのときのお金を出しているだけ、あと何が残りますか。その辺のことももう少し真剣に行政職員の皆さんは考えて、もう12月に予算を組むんですから、執行するまでの健全なる予算組みをしてほしい。

市選の監査委員として、ある程度、行政の過去のというか、29年度の中身を見れば非常に無駄が多い。あえて私は一般質問をして、それはしていない。それは、今言うように議選の監査委員であるために、前向きな回答を得ている以上、私はしない。

だけれども、前向きな回答がなければ、具体的にまた議員としての一般質問をしたいと思っております。

今回は、なぜ下水道に関して云々すると、最初からやるやると言いながらも、その誠意は見えてこない。それは市民が判断することです、そうでしょう。来年の4月には選挙もあります。それまでに、ソフト面じゃなくてハード面でどうするかということをもう少し具体的に方針を決めていただきたい。ソフト面では、あれをやりました、これをやりましたと、そうでしょう。

大月の問題でもそうですけれども、7億かけて何をつくるの。一般質問じゃないですから、そのようなことを含めてもう少し真剣に瑞穂市全体のことを行政の方がそれぞれの知恵を絞って考えて、一致団結してやる必要があると思います。自分には責任がないよ、自分はあれだと、あそこが悪い、ここが悪いというんじゃないで、短所はそれを責めるんじゃないで、それをかばって、長所をお互いに伸ばすというのが行政職の使命でしょう。だから、今の行政職にはその辺の欠けている点も多分にあると思う。

だから、税金は、さっきも言われていたんですけれども、市民の大切なお金ですから有効に

使っていただきたいと切にお願いして、私の一般質問を終わります。

○議長（藤橋礼治君） 以上で、13番 堀武君の質問は終わりました。

続きまして、3番 北倉利治君の発言を許します。

北倉君。

○3番（北倉利治君） 議席番号3番、瑞清クラブ、北倉利治。

ただいま議長より質問の許可を受けましたので、一般質問をさせていただきます。

1つ目が、これから大きな問題になると言われる空き家問題について。2つ目は、中学生と地域の大人たちがかかわる活動についての質問。3つ目は、子供たちによい環境をつくる計画ということで、3つの質問を質問席からさせていただきますのでよろしくをお願いします。

それでは、1つ目の空き家問題についての質問をさせていただきます。

今後、高齢者が、老人ホームなど高齢者住宅や子供宅などに移転することによりふえ続けると予想されている空き家問題です。平成25年の調査では全国で空き家率が13.5%ですが、2033年には30.2%と倍に膨れ上がるという予想がされています。

現在、瑞穂市内では何件の空き家が存在しているのか、またそれによる近隣からの苦情はどのようなものが出ているかというところをお聞きしたいので、よろしくをお願いします。

○議長（藤橋礼治君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） 北倉議員の御質問にお答えいたします。

市では、適切な管理が行われていない空き家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることを踏まえ、地域住民の生命・身体・財産の保護や生活環境の保全、空き家等の活用を促進することなどを目的として、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく空き家等対策計画の策定作業を進めているところですが、その中で市内の空き家等の状況につきまして、平成27年度よりその調査を実施しております。その調査で、926件の空き家等候補家屋を抽出し、その後、所有者へのアンケート調査による利用実態の確認や除去等の現地確認によりまして、107件の空き家等候補家屋が確認されました。

それらの空き家等候補家屋に対しまして、その後に詳細調査を実施しております。

詳細調査では、調査後に更地にされたもの24件を除き、83件の空き家等候補家屋の調査を実施し、危険とみなされるもの6件、要注意とされるもの14件、要監視とされるもの33件を確認しております。

現在は、その中で要注意・危険と判断した特定空き家等候補家屋20件のうち3件の除去について確認をしておりますので、今なお除去等が行われていない17件の空き家等につきましては、状況を注視しながら対応を検討していきたいと考えております。

空き家等が増加傾向にある中で、適切な管理がされていない空き家等も増加傾向にあり、それに伴う苦情等も発生してきております。

具体的には、樹木剪定や雑草除去等の管理が適正になされておらず、道路の通行を阻害していたり、近隣への悪影響を及ぼしていたり、空き家等の敷地内での害虫の発生による生活環境の悪化、建物の老朽化による瓦等の飛散など、さまざまな苦情が寄せられています。

これらの苦情につきましては、市の空き家等の調査により把握をしているものや、市民からの通報により確認をしているものなどがございます。

[3番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 北倉利治君。

○3番（北倉利治君） 今、苦情の件もお聞きしましたが、私のほうも聞いておるところのことがありますので、ちょっと重複するかもしれないですが、言います。

空き家になることによって悪影響が生じ、まず雑草、悪臭などの衛生環境悪化、不法侵入などによる治安の悪化があります。空き家による被害の多くは、近隣の住宅が受けています。私の自治会でも空き家の雑草と樹木が道にはみ出し、また木の葉が道路に落ち、道路が狭くなってしまったという障害がありました。

昨年の5月、地元の住民と親戚関係の方と30名以上の方が参加して伐採作業を行いました。そのときに出た樹木に関しては行政のほうで処分をしてもらいました。大変きれいになったと思いました。

だが、1年たった現在、もう既に竹や樹木が道路に出てきています。この前の台風でもかなりの落ち葉が落ちて、道路が狭くなった状況もあります。このように、市民と行政が一つになり行う行動ができるのは大切です。

ただ、毎年の作業は困難だと思います。

また、作業ができて敷地外の活動しかできないと思います。宅内での作業はできないのです。宅内でのリスクは、まず悪臭です。いろいろなごみが腐ったり、動物のすみかになり、ふんなどの悪臭があります。そして、私どもの空き家には外来種のアライグマがすみついて、周りに繁殖しているという状況もあります。アライグマはかわいい動物ですが、熊です。大変怖い動物だと思っています。

もう一つは、子供たちが廃墟スポット探索ということで、屋敷に出入りすることです。壁や床が崩れ、けがをしたら大変なことになります。実際、私も小学生数名が空き家に踏み入れようとしたところを見て注意をしたことがあります。

行政としては、最低できること、また先ほど言われた対策以外に今すぐできるということ、そのような対策はあるのかお聞きしたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） 今御質問されるとおり、なかなか民地内へ手を入れるというのは非常に難しいというところは承知しておるわけですが、これは先ほど来からありますように

空家等対策の推進に関する特別措置法がつくられまして、これに基づきまして市が空き家等対策計画を立て、その計画の中で特定空き家と判断された家屋につきましては、法律に基づきまして助言指導・勧告・命令の手続により、所有者への取り壊し・撤去等の対応を促し、場合によっては代執行といった手続も視野に入れた対応を進めていくこととなります。

また、特定空き家等にしないための予防措置といたしましては、有効な対策の一つであると考えておる空き家バンク等の活用も今後考えていきたいというふうに考えております。

現実的には、さまざまな苦情等を市民の方から受けた場合には、まず都市開発課がその窓口となり、対応に当たっては都市管理課や環境課等、関係各課との連携を図りながら対応しているのが現状でございます。

また、内容によっては県の相談窓口であります空き家・すまい総合相談室や瑞穂市シルバー人材センターの紹介も行っておるところでございます。

早急に対応をできる方法はないのかという御質問に関しましては、先ほど議員から御紹介ありましたように、昨年5月、実際に実施した例ということで御案内がありましたように、空き家等に繁茂している樹木の伐採や除草等を地域で担っていただき、剪定木等の処理を行政が行うといった取り組みを行った事例、これらが非常に参考になると思います。

いずれにしましても、法律等でその手続にのっとして、今後は市のほうで対応を図ってきたいというふうに考えております。

[3 番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 北倉利治君。

○3番（北倉利治君） 瑞穂市の空き家対策計画というのがホームページに出ておりまして、見てみました。大変よくできた計画だと思います。45ページにわたり、現在の状況や対策のことが書かれていました。どちらかといえば長期的な対策であり、私たちのような住民の計画ではちょっとなかったように思いました。やっぱり今やらなければならない対策というのが大切かと思っております。

市内の人口減少状況の多い地区は私の地区の宮田、森、呂久が10%以上、5%以上の現象がほとんどが巢南地区だと書かれていました。ですから、このようなところは解体して、更地にして売ることとか、借家にするとか、そういうところがいろんな面でなかなか難しい状況になってくると思っております。そうなると、放置状態になってくると思っております。

先ほど言われました空き家対策で、他人の持ち物に対して指導していくのは大変難しい問題です。市民の安全と安心を考えるためなら、先ほど言われましたシルバー人材センターなどの団体と空き家の管理を頼み、地主の方に管理契約をしてもらう。もちろん費用は地主の方であります。その地主の方とシルバー人材センターなどの契約に関して、行政のほうでそこまではお世話になれないかなと思っております。その辺のところを部長のほうはどのようなお考えで

しょうか。

○議長（藤橋礼治君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） 先ほどの答弁と少し重なるところがありますが、現在、瑞穂市シルバー人材センターとの連携につきましては、空き家等の適正な管理に関する協定を結んでおります。それに基づいて適正に管理していない所有者の方へは、シルバー人材センターによる適正な管理を委任されるようなことも依頼文の中には添付しておりますので、できるだけ地元におられる方で、身内の方で管理できることが一番いいんですが、遠方におられる方につきましては、そのような組織も使って適正に管理していただきたいといったところを御紹介しておるところでございます。

〔3番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 北倉利治君。

○3番（北倉利治君） ありがとうございます。

実は、私のところの地域には、今言われたシルバーの管理をしてみえる空き家と、全くしてみえない空き家が2つ存在しております。本当に管理してみえるところは、草も少ないですし、安全面も大丈夫なんですけど、やっぱり管理していないところは今後大変心配です。この前の台風の時も、木を切っておったのでよかったかなと思って、あのままにしておたら本当に木が倒れて隣の家に倒れるというようなことが実際あると思いますので、何とぞ早目にこの対策をしていただきたいと思います。

これで、空き家問題に対しての質問を終わらせていただきます。

2つ目、瑞穂市の社会教育推進員の中学生とかかわる活動についてお聞きします。

この社会教育推進員は、各自治会より選出されてみえます。穂積小学校区、本田小学校区、牛牧小学校区、生津小学校区の各小学校区と巢南中学校区の5つの校区で成り立っています。私は巢南中学校区ですので、他の校区の活動はちょっとわかりません。その辺のところをお聞きしたいと思います。

巢南中学校区では、夏休みの前にふれあい会議が各自治会で開かれ、中学生が中心にラジオ体操や夏祭りで活躍しています。各小学校区での中学生の役割というのはどのようにしているのかお聞きしたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 加納教育長。

○教育長（加納博明君） 社会教育推進員が中学生とかかわる活動について、中学生が自治会とかかわる役割は何かについてお答えさせていただきます。

中学生が自治会を初めとする校区の、いわゆる地域の活動にかかわる姿というものは、まずもって瑞穂市の子供たちの特色をあらわす一つであり、私はこれは誇る事ができるものだというふうに考えております。

具体的には、自治会や校区で開催されます夏祭りに、主催者の一人として運営に参加したり、運動会の放送、あるいは器具の準備、あるいは賞品の受け渡しなど、そういった活躍する姿が見られます。

ただ、全ての自治会や校区が同じような活動をしているわけではございません。活動を企画する委員会から参加して、中学生が主体的に提案するというところもあります。

また、地域から依頼を受けてボランティアというような形で参加するという形態もあります。

いずれにしても、自治会とかかわる役割については、地域の一員として活躍できる場がある、ここがとてもよいというふうに思っております。子供たちにとっての居場所の一つ、常設ではないですが、居場所の一つにはなると思っております。

また、そのことが中学生にとって自己有用感を育む一つになると私は思います。自分の存在、自分が本当にいることの意味をそういったところでも感じてくれるんじゃないかと考えております。以上です。

[3番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 北倉利治君。

○3番（北倉利治君） 私も、この中学生が地域にかかわっておるとするのは瑞穂市の本当の誇りだと、そう思っております。

そこで、このような活動を瑞穂市は当然のようにやっておるわけですが、いろんな学校に行かれた教育長さんに、市外の中学生とどのように違っているのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 加納教育長。

○教育長（加納博明君） 私も経験の中でいろいろな地域を見てまいりました。

本市の中学生の地域活動への参加する姿が瑞穂市の誇れる姿の一つだというふうにお話をさせていただいたのは、こんなデータの裏づけがあります。

毎年4月に中学3年生が受けております全国学力・学習状況調査というのがあります。いわゆる全国学力テストというものですが、国語とか数学というテストのほかに、質問紙調査というものがございます。いろんな項目の質問に答えます。

例えば、先生はあなたのよいところを認めてくれていると思いませんか。将来の夢や目標を持っていますか。朝食は毎日食べていますか。理科の授業は好きですか。そういったものが60項目ほどあります。その項目の中に、こんな項目がございます。

地域社会などでボランティア活動など、地域の活動に参加したことがありますか。こういった質問がございまして、回答は3択です。「参加したことがある」「参加したことがない」「わからない」、わからないというのはちょっとわからないですけど、「参加したことがある」という回答を選んだ全国の平均は51.8%でした。大体半分ぐらいの子が地域の活動に参加

しているということでございます。

そこで、瑞穂市を見ますと80.7%でした。これは約30%、3割も多く、全国でも市という名前がつく中でこれほどの中学生が参加するのは、ほかと比べたことがないですが、50%という先ほどの全国平均と比べてもかなり高い数字だというふうに私は捉えております。

ですので、本市の中学生は、参加の仕方が主体的なのか、あるいは依頼を受けての参加なのかは別ではございますが、こういった実態があること、地域の活動に参加できる、そういった実態が瑞穂市の特色でございまして、やはり誇りだというふうに思って、他の市町との違いだというふうに私は言えると思っております。以上です。

[3番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 北倉利治君。

○3番（北倉利治君） 大変いい資料を聞かせていただき、ありがとうございます。

一番ナイーブな時期の中学生は、なかなか地域の大人になじんでいきません。ラジオ体操には来ていますが、しっかりできていません。

しかし、夏休み中だけでも地域の大人たちとかかわることは大切だと思っています。夏祭りでもきちんと地域の方と交わって、それなりに頑張っていると思います。

しかし、先ほど言いましたラジオ体操に関しては、ほとんどの中学生が全日出席しているという状況だと思います。中学生の活躍の場所ができるこの活動は、本当に大変いいものだと思います。

私は、20年前に、巢南町時代ですが、社会教育推進員をやりました。当時は自分の子供も中学生でしたので、子供たちに何かできるかということいろいろ考えてやりました。そして、ことし20年たって、社会教育推進委員会の順番が回ってきました。それで、会議に出席したり、夏祭りの準備をしました。そこで感じたのは、巢南中学校区でのことでしかわかりませんが、20年前とほとんど変わらない状況だったんです。もちろん大変いい活動ですので、変わらないということは大変いいことだと思いましたが、でも、この中で変えなければならぬというものたくさんありました。

一番びっくりしたのは、瑞穂出前講座というところに16ミリ映写依頼というのがありました。今どき16ミリ映写がやれるのかなと、この今の時代にあるのかなということを思いました。そういうふうであれば、中学生の様子や校長先生の説明をDVDで各自治会のふれあい会議で流す、そういうことができると市民の方も学校の状況、いろんな教育の状況がわかるのじゃないかなと、そう思いました。私の宮田でふれあい会議、ことしは特にお願いしまして教育長に講師を依頼しました。

宮田というのは、子供が中学生3人、小学生3人しかいない地域です。その地域に電子黒板のことや、全室エアコン設置、それから教育現場の講座、こういう全く、今言ったように子供

が少ないので、初めて聞くようなことを聞いてとてもいい勉強になったという声が聞こえてきます。

また、夏休みの反省を毎年、各中学校の校外委員さんが出された意見をもとに考えてもらい、検討していただきたいと、そう思っています。中学生が自治会とかかわり、いい環境をつくるために、20年前と同じではなく、変わった新しい計画を取り入れてもらいたいのですが、どのようにお考えでしょうか。

○議長（藤橋礼治君） 加納教育長。

○教育長（加納博明君） 中学生がかかわっていく新しい計画について、次のように考えています。

きょうの午前中にありました青少年育成市民会議では3つの活動を柱として今進めておりますし、それを組織的に進めようと今考えております。あいさつ運動、市民ラジオ体操の日、地域安全の日。このことを全ての自治会、校区において確実に実施されることを願っております。校区によって、やはりその違いは大きいです。

例えばラジオ体操一つを見ても、その取り組み方は違います。中学生がふれあい会議等に参加して進めている自治会や地域もあれば、子ども会の保護者の方が中心となってやってみるところもございます。

今後は、例えばそれも中学生が全てリードしてやっていくとかいうような形で取り組めるといいなと考えております。

また、あいさつ運動には、従来のあいさつ運動から、昨年度から少し発展をいたしております。中学生が出身の小学校へ出向いて、小学校で小学生とともにあいさつ運動を行う。自分の出身の小学校であいさつ運動を行って来るといった取り組みも改善されつつあります。

このように、今やっている取り組み、先ほど3つのようなものを今後は中学生が主体となつてまずは取り組んでいって、その上で新たなものをまた考えていけるといいなというふうに考えております。以上です。

〔3番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 北倉利治君。

○3番（北倉利治君） 今、社会教育推進員の活動は自治会の活動なんです。ですから、なかなか難しいですが、これの役員さんも2年ごとに役員さんがかわってしまいます。ですから、活動の変化というのはなかなか生じてきません。この社会教育推進委員会をまとめてみえる教育委員会が新しい計画を考えていただき、もっと中学生が活動できる方向をつくっていただきたいと、そう思います。

では、3つ目の子供たちによい環境をつくるための計画でございます。

今までお話ししておりました中で、瑞穂市の子供たちは地域の大人とうまくかわり、大人

も地域の子供たちを見守り、よい環境ができています。これは瑞穂という地域、この子供たちの環境によい土壌だと、そう思っています。

ことしの冬、平昌オリンピックが開かれ、多くの選手が活躍され盛り上がりました。その中に、皆さんがよく御存じのスピードスケートの高木姉妹です。2人で5つのメダルをとられました。その彼女たちのふるさとは、北海道幕別町です。この町は人口2万7,000人しかいない町です。しかし、現役オリンピック選手が5名見えるということ、これを聞いてびっくりしました。高木姉妹のほかに、ことしアジア大会に陸上で出場しました福島千里、マウンテンバイクの山本選手、女子ラグビーの桑井選手の5人だそうです。また、そのほかにもプロ野球選手やフットサルの選手がたくさんいて、多くのトップアスリートがいるのを聞きました。

なぜ、こんなにトップアスリートの選手がいるのかということをお聞きしましたら、スポーツを核にしたまちづくりをした。これは行政側がやったことだと思います。それはもちろんなんですが、小・中学生のころから食・健康・スポーツなどのプログラムやイベントを子供たちに考えさせ、企画運営をしてきました。大人の人たちは、それを見守るだけです。子供にも自立心を育て、成功した喜びを味わわせたことが子供たちの成長を伸ばしたのではないかと分析されています。このような形でよい土壌ができたからだと言われました。

そこで、トップアスリートということだけではございませんが、教育長がいつも言われる「読書のまち みずほ」と言われます。ならば、芥川賞や文学賞を目指せる環境や土壌をつくってもらいたいのですが、教育長はどのようにお考えになってみえるでしょうかお聞きします。

○議長（藤橋礼治君） 加納教育長。

○教育長（加納博明君） ありがとうございます。

「読書のまち みずほ」は、昨年度から5カ年計画で今進めている重点活動の一つでございます。これを始めたのは、中学生が余りにも本を読まない実態があったからです。それだけではありませんが、しかしながら、昨年度から始めて中学生も読書をする習慣が、今、身につつつあります。読書によって豊かな感情が育まれたり、何かの会話のとき、何かを説明するとき、何かの発表をするときの語彙がふえたりすることで、その子がこれからの人生をよりよく生きていけるといい、読書はそういった基礎をつくる一つになると思っております。

以前、瑞穂市の図書館巢南分館について、新聞に載りました子供の図書館にしたいという考えについて、ここで御質問を受けました。そのとき、ぜひ特色ある図書館づくりを進めて発信していただきたいというまとめのメッセージをいただきました。

教育委員会としましては、その後、社会教育委員の会議に巢南分館のあり方についてという諮問をかけました。この秋には間もなく意見がまとめられて、教育委員会へ答申として受け取る段階まで来ております。子供たちがさらに伸びていく環境の一つとして、子供のための図書館を今後実現したいと強く願っております。そこでは、読書にかかわる事業、例えば小・中学

生のビブリオバトル、私のお勧めの本の紹介ポップコンテスト、あるいは夏休みには小学生図書館司書体験、あるいは中学生のお兄さん・お姉さんによる幼児への読み聞かせ、こういったことを次から次へと考えて進めていけるといいなと思っておりますし、そういった中で子供たちの可能性を引き出す企画がさらにできるのではないかと思っております。

議員が言ってみえますように、このような環境の中で子供たちが育てば、芥川賞を受ける人も育つのではないかというふうに期待をしております。以上でございます。

[3番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 北倉利治君。

○3番（北倉利治君） 大変夢のあるお答え、ありがとうございました。

ここで、もう一つ、最後の質問です。

2020東京オリンピック・パラリンピック開催まで2年を切りました。多くのアスリートが海外各地から来日してきます。子供たちに、オリンピック観戦をやってやりたいと思いますが、これは夏休みだということで大変難しいという話です。

ただ、観戦ができなくてもアスリートとかかわることはできると思います。オリンピック選手じゃなくパラリンピックの選手とのかかわりもできるのではないかと、そう思っております。健全者と障害者が一緒にできる競技もあります。経験できたら、次は日本でいつ開催されるかわからないイベントです。この機会を逃がさないために、子供たちがオリンピック・パラリンピックにかかわれるような計画をしていただけないかと思いますが、どのように考えてみえますか教えてください。

○議長（藤橋礼治君） 加納教育長。

○教育長（加納博明君） 2020東京オリンピック・パラリンピックは、子供たちが世界を知るまたとないチャンスだというふうには思っております。

国、いわゆる文科省のほうでも、全国の小学生に対してオリンピックキャラクターを決める投票の権利を各学級に1票といった取り組みを通して、子供たちの興味や関心を高めようとしてくれています。トップアスリートが集うこの機会であり、どのようにそのチャンスを生かすかということにつきましてはいろいろなことが考えられますが、現在、次のように考えております。

オリンピックのトップアスリートは、確かに長い期間のトレーニングの成果として大会に出場して、その姿を見せてくれます。そういった姿に子供が憧れ、その姿を目標とする、そういう子供たちがたくさん出てくることもとてもすばらしいと思っております。

しかしながら、瑞穂市ではパラリンピックの選手に焦点を当てたいという考え方を持っております。もしも可能であれば、パラリンピック選手の講演や競技の姿を市内の子供たちに見せることができるといいと思います。障害を持った本人にしかわからない苦労であるとか、さま

ざまな思い、そういったものを乗り越えて世界のアスリートたちに立ち向かっていく姿。私は、そこにはアスリートとしてのすばらしさだけではなく、それと同時に人間としての生き方のすばらしさもあると思います。そんな人としての生きざまや、選手としての能力の高さに触れることができたなら何よりだと思っています。

もう一つは、スポーツを一緒に楽しむという方法もよいかと考えます。障害者の方のスポーツに向かう姿を見ると同時に、自分自身も一緒になってスポーツを楽しむという考えです。ここで言う一緒に楽しむというのは、車椅子テニスを体験するといったものもいいわけですが、例えばボッチャという競技大会、こういうのを開催するというのも一つかと思えます。このように誰もが楽しくスポーツに参加することを通して、障害の有無に関係なく人とのつながりを大切にするといった心が養えるのではないかと、そのように考えております。

今、答弁させていただいた何をどこまで実現できるかわかりませんが、このような考え方を大切に、少しでも実現できるように今後進めていきたいと思っております。以上です。

[3番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 北倉利治君。

○3番（北倉利治君） 大変お答えにくいことを質問しましたが、本当によく答えていただきました。本当に瑞穂市の子供たちが、今後、夢のあるまちになって、夢のある活動ができればいいなど、そう思っております。その点、またよろしくお願ひしたいと思ひます。

これで、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（藤橋礼治君） 以上で、3番の北倉利治君の質問は終わりました。

議事の都合によりまして、しばらく休憩をとります。14時45分から再開をいたします。

休憩 午後2時31分

再開 午後2時47分

○議長（藤橋礼治君） それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

2番 今木啓一郎君の発言を許します。

今木君。

○2番（今木啓一郎君） 議席番号2番、創生クラブの今木啓一郎です。

ただいま議長のお許しをいただきましたので、質問をさせていただきます。

さて、私の質問は2つあります。

1つ目がみずほ防災メールシステムの再構築と登録者の拡充について、2つ目がJR穂積駅周辺のハード面の整備始動についてです。

これよりは質問席に移り、質問をさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

さて、7月の西日本豪雨災害を初め、国内で大規模な自然災害が相次ぎ起きていると感じているのは私だけではないと思ひます。その甚大な災害に見舞われました被災地の報道を目にす

るたびに、台風や局地的大雨、ゲリラ豪雨時の行政からの避難勧告などの防災情報、また災害時に重要となるライフライン状況、生活支援状況、ボランティア団体からの救援情報など、迅速かつ正確な情報伝達のありようについて考えさせられます。

当市においては、「こちら広報みずほです」とお知らせする防災行政無線があります。この放送は、市内に設置されている屋外拡声子局のスピーカーから放送されますが、大雨、強風などの気象条件や家屋の気密性向上などにより放送が聞きづらい場合、また市外への通勤、通学、外出など、不在により聞き逃す場合があります。

そこで、このような音声情報の聞き逃し、聞き違いを防ぎ、市内に限らずどこにいても防災行政無線の放送内容をお手持ちのスマートフォン、携帯電話などに文字情報として送信し、手元に残り、何度でも読み返せるという便利なツールとして平成26年10月よりみずほ防災メールが始まりました。

しかし、私はこのシステムの再構築の必要性和登録者の拡充について課題があると以前から考えている者の一人です。

と申しますのも、先般の台風21号の暴風雨の翌週、ある市民の方と、そのときの停電のことが話題となりまして、その方にみずほ防災メールの登録の有無をお伺いしました。すると、その方は、防災気象情報が欲しいと思い登録はしていたが、カラスの駆除など自分に関係ないと思う情報がいっぱい入ってくるから、現在は登録を抹消したとのことでした。このような声は以前より聞こえており、平成29年3月の私の一般質問において、登録者の確保、増加のためにも市が発信する気象・災害・防災・イベント、また農薬散布の協力依頼など、全ての情報を登録者が自動的に受信している現在のシステムから、登録者が受信したい情報を取捨選択できるカテゴリ区分のある利用者目線、市民目線のメールシステムの再構築をお願いし、約1年半がたとうとしています。その後、いかがになりましたでしょうか。現状について御答弁をください。

○議長（藤橋礼治君） 梶浦企画部長。

○企画部長（梶浦 要君） ただいまの今木議員のみずほ防災メールについての御質問にお答えさせていただきます。

みずほ防災メールにつきましては、防災無線の聞きづらい地域の対策として平成26年10月より運用を開始しております。今木議員から御提案をいただいた登録者が受信したい情報を選択することができるようなシステム構築については、昨年度、各課へのメール配信システムの利用希望調査及び運用方法等に対する意見の集約を行い、現在、カテゴリの細分化等を進めており、平成30年12月からの運用開始を予定しております。

システムにつきましては、現在導入しているすぐメールにて対応可能であり、職員による作業が必要となりますが、開発費用等は発生いたしません。

なお、現在のすぐメールについては、登録者数は無制限であり、毎分6万通のメールを配信することができます。

また、運用費用については、登録者数により増減する契約体系となっており、平成30年度は123万1,000円を見込んでおります。

新しいカテゴリー区分としては、運用開始時は気象情報、防災情報、地域安全情報、行方不明者情報、健康情報、イベント情報、その他情報の7つを検討しており、今後の運用により適宜見直しを行います。

また、カテゴリー区分と別に、登録時にはメールアドレスのほか小学校区を選択していただいておりますので、登録者は必要な情報をピンポイントで得ることが可能となります。

なお、防災行政無線の放送内容以外の情報も発信することができるように運用を変更しますので、市からカテゴリーごとにお知らせや啓発など、登録者に必要な情報を発信することができます。以上、答弁とさせていただきます。

〔2番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 今木啓一郎君。

○2番（今木啓一郎君） まずもって、ことしの12月から登録者が希望する情報を取捨選択できる新しいシステムが運用されますことを大変うれしく思っています。

また、危惧しておられました費用についても、既存の年間約120万円ですかね。その契約内で行われ、別途多額の費用を要しないようでしたので安堵をいたしました。

そして今、市は、包括ケアや防災訓練などは各小学校区ということ念頭に置かれて進められていますので、このメールにおいても御答弁には校区ということのチェック機能がありましたので、大変うれしく感じております。

さて、新しいメールでは、御答弁にありました幅広い部署、所管より多岐にわたる情報が発信される可能性があります。

そこで、十二、三年前、PTAが校内メール配信システムを初めて導入する際、問題・課題の一つに誰に発信権限を委ねるかということがありました。この発信権限について、危機管理の点から、市としてのお考えを御答弁ください。

○議長（藤橋礼治君） 梶浦企画部長。

○企画部長（梶浦 要君） このメール配信システムは、簡単な操作により市民の皆様へ情報を発信することができるという便利なものである反面、使い方を誤ると市民の皆様の混乱を招いたり、外部への情報漏えいになるなどによる第三者からの悪意のある操作等により、市政に重大な影響を与える場合も想定されます。そのため、まずメールの作成、配信に必要なアカウントとパスワードを各課に割り振る場合、その業務ごとに登録者の個人情報を閲覧できない、メールの作成は行うことはできるが配信は行うことができない等、機能の一部に制限をかける予

定です。

また、メールを作成している担当課内でチェックを行い、配信については市民協働安全課というダブルチェックを行うことで、誤配信の防止や内容の確認を行うことができます。

また、アカウントやパスワードの外部への漏えいを防ぐための注意事項やメール配信に関する統一事項をまとめたマニュアルを作成し、職員に周知する予定です。

現在のみずほ防災メールでは、防災行政無線の放送と内容がリンクしていますので、メールの配信は市民協働安全課にて行っております。今後につきましては、防災行政無線の放送内容のメールについては、引き続き市民協働安全課にて行い、その他の内容のメールにつきましては各課にて作成を行った後、配信については市民協働安全課で行う予定であります。

[2 番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 今木啓一郎君。

○2番（今木啓一郎君） そうですね。御答弁ありがとうございます。

本当にダブルチェック、そしてセキュリティーということは細心の注意を行っていただいて、このシステム運用をしていただきたいと思います。

ところで、前回の私の一般質問の場で、みずほ防災メールの登録者数と目標数をお尋ねしましたところ、平成29年3月6日現在3,865人で、防災中心の運用の中、まずは人口の1割、5,400人ほどを目指すとの御答弁でした。

そこで、現在の登録者数をまずはお答えください。

○議長（藤橋礼治君） 梶浦企画部長。

○企画部長（梶浦 要君） 平成30年9月1日現在で、全ての登録者数は7,330人でございます。

[2 番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 今木啓一郎君。

○2番（今木啓一郎君） ただいまの御答弁によりますと、既に当初の目標5,400人を大幅に超えていることとなります。

ここに至るまでにいろいろな努力をされたと思いますが、登録者数が伸びた主な要因は何であるとお考えですか。そして、12月からの新しいメール配信システムにおいて、御答弁にありました現在の7,330名の登録者データは新システムに自動的に引き継ぎ、移行されるものなのでしょうか御答弁ください。

○議長（藤橋礼治君） 梶浦企画部長。

○企画部長（梶浦 要君） まずは市の広報紙やチラシにて継続的に啓発を行っていることに加え、近年、全国で災害が発生している状況の中、自治体からの避難勧告、避難指示等の発令がクローズアップされ、市民の皆様の災害発生時の情報収集に対する意識が向上してきたものと考えられます。

次に、最も大きな要因としては、今年度より教育委員会が導入したメール配信システムとの連携です。この教育委員会のメール配信システムは、従来、各校がそれぞれ異なるシステムにより発信を行っていたものを一元化したものであり、内容は不審者情報や事件、災害などの緊急情報、PTA活動などの会員に対する連絡事項、帰宅時間などの保護者に迅速に連絡が必要な事項などであり、平成30年8月現在、約7,200人が登録をしています。この教育委員会のメール配信システムの登録の際に、みずほ防災メールへの登録を促すページを作成したことにより、保育所、幼稚園、小学校、中学校に通う子供の保護者の方の登録が促進されたと考えます。

実際に、平成30年3月の登録者数4,549人に対し、平成30年4月の登録者数は6,901人と約2,400人増加しております。毎年4月は登録者数が増加する月ではありますが、連携の結果が非常に大きいと考えています。

また、12月からみずほ防災メールの運用を変更した場合、現在の登録者については自動的に新システムに移行します。

ただし、先ほどお話をさせていただいたカテゴリーを全て選択した状態になっておりますので、市民の皆様には御不便をおかけしますが、各自で不必要な情報があれば、それを外していただくという作業が発生いたします。これらの運用方法の変更や作業につきましては、登録者に直接メールで御案内させていただいたり、広報紙への掲載を予定しております。

[2番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 今木啓一郎君。

○2番（今木啓一郎君） 教育委員会との連携により、子育て世代の方の登録者がふえたことは大変意義のあるものだと感じます。

また、現在の登録者データが自動的に移行されることについても安堵いたしました。

そこで、新システムでは従来の防災行政無線に限らず、多種多様の情報が発信され、またカテゴリー別に希望する情報のみを受信できますので、一般の方もこれまで以上に前向きに登録されると思います。

そこで、市として新しい目標登録者数と、その実現に向けた促進活動について御答弁いただければと思います。

○議長（藤橋礼治君） 梶浦企画部長。

○企画部長（梶浦 要君） 当面の目標は、現在7,300人から3,000人ほど増加させ、1万人とさせていただきたいと思います。3,000人というのは非常に大きな人数ですので、この目標に向けてさまざまな啓発を行っていきたくと考えています。広報紙やホームページでの啓発を引き続き行うこと、また市内の各種イベントに出向き啓発のチラシ等を配布したり、自治会の会合等で直接依頼させていただきたいと思います。

また、先ほどお話をさせていただいた教育委員会のメール配信システムとの連携についても、

画面での誘導だけではなく、直接チラシ等を持参して登録を呼びかけることも検討しています。

次に、登録をしたくても操作がわからない方、高齢者の方への登録を促進するために、市内の携帯電話販売店に出向き、チラシを置かせていただいたり、登録をサポートしていただけるよう依頼をさせていただき検討をしております。携帯電話販売店にもメリットがあるよう、広報紙やチラシの掲載をするなど、連携して啓発を行っていただけるような検討をしています。

最後に、非常に重要だと感じるのは、メールのお知らせ内容の充実です。市民の皆様役に役立つ情報を発信することができれば、口コミにより登録者数が増加していくと思います。システムの信頼性を確保し、有意義な情報を的確に流し続けることで、このメールいいよという情報が広がれば登録者数も増加すると思います。こういったことも踏まえ、適切にメール配信システムを運用していきたいと考えています。

[2 番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 今木啓一郎君。

○2番（今木啓一郎君） 前の質問でも御答弁がありました登録者数が急増したということに大きく寄与されました市内の小・中学校と幼稚園の全11校のメール配信事業を、今年度一元化した教育委員会のメールシステムに関するいただいた資料を見ますと、PTA会員数4,668名に対してシステム登録者数は5,745人、加入率は120%を超えています。これは同世帯で2名以上登録されていることを意味するだけでなく、一つに大きな子育て世代のネットワークシステムが確立されたことを意味します。加えて、毎年新入園児や新入生の保護者の方が、この教育委員会の一元化メールシステムに新たに登録をされます。

ちなみに、今年度、市内7つの小学校の新入生、いわゆる新1年生の総数は603名であります。そこで、毎年五、六百名規模と思われる新入生の保護者の120%を超える方が入学時に登録されるであろうこの教育委員会のメールシステムと、新たな瑞穂市の防災メールに必ずセットで登録していただきますよう、今以上、教育委員会と協力・連携すれば、まずは子育て世代の登録を継続的に確保できると思われまので、頑張ってください。

また、高齢者ということでございましたので、高齢者へのアプローチということで、やはりサポートというのは必要だと思いますので、いいところを考えられたと思います。携帯電話屋さんやウイン・ウインでそういったサポート店をつくっていただいて、きめ細かい対策をしていただき、最後の御答弁にありました魅力ある情報発信をしていただいて、そうされれば当面の1万人を、部長はちょっと時間がかかるかなと言われましたけど、私はそんなに遠い将来ではないと、近くやれるんじゃないかと思っております。

ところで、市役所の職員さんのことについてお伺いします。

職員さんの業務メールは、基本的にパソコンを介して送受信されていると考えています。

そこで、みずほ防災メールシステムには市の職員の方は全員登録されていますか。他の市町

村では、業務外の時間帯での災害発生時、職員を緊急招集する必要性が生じた場合、その手段としてこのメールを使われているやに聞いております。その場合、招集に対応できるか否かの簡単な回答機能が不可欠であり、必要とはなっておりますが、この市の職員の方が全員登録されているか、また回答機能があるか、この点について御答弁ください。

○議長（藤橋礼治君） 梶浦企画部長。

○企画部長（梶浦 要君） 先ほどから御説明をさせていただいておりますみずほ防災メールとは別パッケージとして、職員用メール配信システムを導入しております。これはみずほ防災メールと同様、あらかじめ所属、役職、氏名、メールアドレスを登録しておき、必要に応じてその全員、または所属ごとに一斉にメールを送信するシステムです。

また、みずほ防災メールにはない機能として、発信者が指定した内容を選択形式で返信する機能があります。

例えば地震発生時に「家、自分、家族は無事ですか」「はい・いいえ」、「参集は可能ですか」「はい・いいえ」などの返信機能があります。随時更新や新規登録を行い、現在、穂積庁舎と巢南庁舎に勤務している職員につきましてはほぼ100%登録をしており、職員や消防団等の各種団体の連絡事項の伝達や、緊急時の職員及び消防団の招集に使用しております。

ただ、ことしの7月豪雨の職員及び消防団の招集で使用した際、招集を行った時間が深夜だったこともあり、メールの受信に気づかないといった問題も発生しました。そのため、9月の台風21号での職員招集は、全員に電話とメールにて連絡を行いました。今後はメールによる職員招集を行う場合は、メール配信システムの機能である返信機能により、参集が可能であるかの確認を行うなどの返信を求め、返信がない職員については電話にて連絡を行うといった複数手段での伝達が必要であると考えております。

7月豪雨は、消防団等の活躍により特に人員不足に至ることはありませんでしたが、今後の災害についてはどのような規模で発生するかわかりません。今回の反省を踏まえて、情報の伝達について検討を進めていきたいと考えています。

〔2番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 今木啓一郎君。

○2番（今木啓一郎君） 既に別パッケージでございますが、防災の点から市職員の方、消防団の方の活動に利用していただいているということに安心しておりますし、また回答機能もついているということであり、安心しました。

また、先般の課題がありましたので、そういうことに対しても電話や、今後はLINEということもあるかもわかりませんが、そういった複数経路を用意していただいて、お互いに万が一の場合に備えていただければと思っております。

ところで、教育委員会の一元化メールについてお尋ねしましたところ、その運営委託会社と、

今回12月から始められます新しいシステムのメール配信システムの委託業者は同じであります。であれば、行政における効率的な業務遂行や経費の削減、質の高いサービスの提供をするに当たり、いずれ両メール配信システムの統合ということも考えられます。その場合、課題となることは何であるかとお考えでしょうか、御答弁ください。

○議長（藤橋礼治君） 梶浦企画部長。

○企画部長（梶浦 要君） 昨年度、メール配信システムの統合について意見交換を行いました。が、カテゴリーが大量に必要になり、登録をする方が混乱するおそれがございます。

また、異なる種類の登録者及びカテゴリーが一つのシステムに存在するため、誤配信のリスクがあること、配信を行う担当者を多く設置する必要があり、権限の設定や更新作業等が膨大になること。統合しても、経費削減等のメリットが余りないこと。それぞれの導入時期が異なること等の理由で断念いたしました。

また、それに加えて登録者の個人情報保護の問題や教育委員会のメール配信システムは1年ごとに全ての登録者を削除するという運用を行っているため、現段階での統合は困難であると考えています。今後は、システム導入業者とも協議を行い、よりよい方向を検討していきたいと考えています。

〔2番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 今木啓一郎君。

○2番（今木啓一郎君） 既に検討されたということで、今はちょっと難しいということでしょうけれども、将来を見据えて、また時代があると思いますので御検討いただければと思います。では、メールに関する最後の質問です。

従来の防災行政無線に限らず、市から多種多様な情報が発信され、カテゴリー選択ができる、いわゆる利用者目線、市民目線のシステムとして、この12月から運用される新しいメール配信システムの名称が従来のみずほ防災メールのままというわけにはいかないと思います。その点、どのようなお考えをお持ちでしょうか、御答弁ください。

○議長（藤橋礼治君） 梶浦企画部長。

○企画部長（梶浦 要君） 議員御指摘のとおり、現在みずほ防災メールの名称は、市のお知らせを積極的に配信するという主旨には合わないと考えます。そのため、当面はみずほ情報メールという名称で運用し、今後、教育委員会のメール配信システムとの統合など、一元的なメール配信が可能になった際には、市の情報を市民の皆様にお知らせするメールにふさわしい名称案を市民の方に広く募集することも検討していきたいと考えております。

〔2番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 今木啓一郎君。

○2番（今木啓一郎君） 御答弁ありがとうございました。

市民参加で、きらっと光る新たな名称になりますことを祈念し、みずほ防災メールシステムに関する質問を終わります。

これよりは、9月1日付の地元新聞紙面にJR穂積駅周辺の拠点化構想、ハード面整備始動、また穂積駅圏域拠点整備課を新設へと大きく取り上げられました圏域15万人の拠点となるJR穂積駅周辺のハード面の整備についてお伺いします。

御承知のとおり、JR穂積駅圏域拠点化構想はソフト・ハード・地域の側面で進められています。

ソフト面については、街灯やライトの設置、空き店舗活用、ほづみ夜市などを代表とする駅周辺でのにぎわい創出イベントの開催などが行われています。

今回、ハード面の進捗を図るため、都市計画決定などの早期実現を目指し、基本調査委託料を補正予算案に計上、そして都市整備部に穂積駅圏域拠点整備課を新設されるとのことですが、なぜこのタイミングで提案されたのか。

また、従来からソフト面を担ってきた穂積庁舎内の総合政策課ではなく、巢南庁舎内に設けられるのかもあわせて御答弁をお願いします。

○議長（藤橋礼治君） 巢之内政策企画監。

○政策企画監（巢之内 亮君） ただいま御質問のありました補正予算案の計上と、穂積駅圏域拠点整備課の新設についてお答えいたします。

駅周辺整備の事業手法につきましては、市施行による土地区画整理事業を考慮しておりまして、この前提条件として関連する都市施設の都市計画決定などについて、県が平成32年度に予定している岐阜都市計画区域マスタープラン修正に反映させる必要がございます。

また、これに先立ち、市の都市計画マスタープランの修正や、駅前広場などの都市施設の都市計画決定の準備、土地区画整理事業の事業認可手続などを進めるに当たり、改めて全体的なスケジュールを見直した結果、人員的にも時間的にも余裕がないことが判明したため、年度途中のこの時期ですけれども、補正予算案の計上と新組織の設立が必要との結論に至りました。

なお、新組織の設置は、ハード整備の設計や積算業務を実施する際に必要となる資料、それから環境が整っている場所を選定することが合理的であると総合的に判断しまして、巢南庁舎に設けることにいたしました。以上でございます。

〔2番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 今木啓一郎君。

○2番（今木啓一郎君） 当初のロードマップを確実に実現するため、人事、予算に関し前倒しが不可欠との判断、またハード面の設計業務が基本資料が整っている巢南庁舎が望ましいことは理解しますが、ソフト面を担当している穂積庁舎の総合政策課との連携、特に約4,000人規模まで参加がいただけるようになりましてほづみ夜市、またはワイワイ会議などに弊害がない

ようにくれぐれもお願いしたいと思っております。

ところで、御答弁の中に平成32年度の岐阜都市計画区域マスタープランに、当市のJR穂積駅圏域拠点化構想に関する都市施設、その計画決定などを反映するとありましたが、それに反映するメリット、あるいはデメリットについて御答弁ください。

○議長（藤橋礼治君） 巢之内政策企画監。

○政策企画監（巢之内 亮君） 本構想の岐阜都市計画区域マスタープランへの反映についてお答えいたします。

駅周辺整備には、移転補償費、それから施設整備費など多額の費用が発生することが想定されまして、市の財政状況を鑑みますと、これらの国庫補助金などを最大限に活用することが重要であると認識しております。

これまで、ソフト事業は総務省予算のまち・ひと・しごと創生総合戦略に基づく地方創生推進交付金により実施してまいりました。今後進めていくハード事業につきましては、主に国土交通省予算の社会資本整備総合交付金が中心となってまいります。

また、岐阜都市計画区域マスタープランや瑞穂市の都市計画マスタープランに位置づけがある場合がございますが、メリットとしまして、国や県との協議によって都市再生土地区画整理事業の補助メニュー、こういったものの活用という可能性も出てまいります。

なお、岐阜都市計画区域マスタープラン変更に関する県との協議は既に今年度から開始されておりまして、駅周辺の面整備、それから都市計画道路などの整備方針につきまして、早期の方向性を検討し、記載する必要がございます。

仮に、今回のマスタープラン修正に反映できなかった場合ということですが、次回の見直しは10年後となりますので、事業着手から相当の期間、有効な補助メニューの活用が得られない可能性が高くなってまいります。以上でございます。

〔2番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 今木啓一郎君。

○2番（今木啓一郎君） ありがとうございます。

御答弁の中に、次回のマスタープランの見直しは10年後であり、この機会を逃すと有効なメニューの活用は困難であるということでもあります。私は、最悪10年おくれる可能性があると感じました。おおむね30年にかかると思われるこの事業において、10年のおくれとは見過ごすことはできません。そのようなことにならないように、何とぞ平成32年度の岐阜都市計画区域マスタープランに反映させていただきますようお願いいたします。

では、最後の質問とします。

今回の基本調査委託料の主眼は、まちづくり計画に掲げている駅周辺が変わるかもという認知や理解を広げる計画期の段階のものなのか、そうではなく駅周辺が動き始めたという実行期

の段階として事業計画などを決定することに重きを置かれたものか、再度御答弁ください。

○議長（藤橋礼治君） 巢之内政策企画監。

○政策企画監（巢之内 亮君） 補正予算案に計上しているこの調査委託料の主眼、これについてお答えいたします。

結論としましては、御質問の后者のほうに当たります駅周辺が動き始めたという次のステップ、これに向かっていく段階に主眼を置いたものでありまして、まちづくり計画に掲げているハード整備方針の明確化、それから事業の見える化の促進について、平成32年度以降、確実に実施するために今から進める必要がある各種の調査検討項目につきまして、今回補正予算案において計上させていただきました。以上でございます。

〔2番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 今木啓一郎君。

○2番（今木啓一郎君） これまでの御答弁をいただいて、今までは内閣府から地方創生推進交付金などを利用し、駅が変わるかもという駅周辺の空きスペースでのにぎわい活動や、構想への圏域への浸透と駅利用者のなどの当事者意識を啓発するといったソフト面を主に推進してきたが、この交付金ではハード面には活用できないから、今後は駅周辺が動き始めたというハード面に活用できる国土交通省の社会資本整備総合交付金などの獲得を目指した動きと理解いたしました。

何とぞ市の強力なリーダーシップのもと、一日も早く駅周辺が動き始めたと多くの市民の方々に実感していただけますことを願い、これで私の一般質問を終わりにします。ありがとうございました。

○議長（藤橋礼治君） 以上で、2番の今木啓一郎君の質問は終わりました。

続きまして、12番 広瀬武雄君の発言を許します。

広瀬武雄君。

○12番（広瀬武雄君） 議席番号12番 広瀬武雄でございます。

ただいま議長のお許しをいただきましたので、以下4点について質問をさせていただきます。

まず、最初にコミュニティ・スクールの導入について、2番目は空き家対策について、3番目が部活動の活動方針について、4番目が自転車を活用したまちづくりの考え方はいかにあるべきかという4項目にわたりまして質問をさせていただきます。詳細は質問席からさせていただきますと思いますので、よろしくお願いいたします。

なお、最後の質問になりましたので、いましばらく御辛抱のほど、よろしくお願いいたしますと思います。

それでは、最初にコミュニティ・スクールの導入について質問をさせていただきます。

いろいろな報道機関の紙面を見ますと、コミュニティ・スクールという言葉が頻繁に出てま

いるのが、きのう、きょうのようなことではないと思います。

コミュニティ・スクールは、学校と保護者や地域の皆さんがともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、一緒に協働しながら子供たちの豊かな成長を支え、地域とともにある学校づくりを進める法律に基づいた仕組みであり、この法律、すなわち地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5から第47条の6に改正されたことによりまして、コミュニティ・スクール設置が努力義務化されたと。

コミュニティ・スクールの導入状況は、平成29年4月には3,600校であったものが、30年3月には1,832校増加し、高校も含めて5,432となったと。岐阜県内の小・中学校だけを見てみますと、既に201校が導入済みでございます。

当瑞穂市は、まずこの導入について、いかなる検討をしてきたのか、また現在もしているのか。その上で、いつから導入するのか、その時期を明確に教えていただきたいと思います。教育長の御答弁をお願いします。

○議長（藤橋礼治君） 加納教育長。

○教育長（加納博明君） 広瀬武雄議員のコミュニティ・スクール導入についてお答えをさせていただきます。

教育長になる前から、私はこれからの時代の学校のあり方について常々考えておりました。地域の学校、地域とともに歩む学校という意識がこれからは重要になってくるというふうに思っておりました。

以前から、学校支援地域本部事業というのがありまして、学校に対する応援団というのがありました。と当時に、コミュニティ・スクールの導入も始まっておりました。そこへ平成27年12月、中央教育審議会が答申を出しました。タイトルは、「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について」というものでした。この中では、コミュニティ・スクールのあり方に関する意見が述べられております。と同時に、その必然性が高まるであろうということは予測されました。議員がおっしゃられるように、その後、法が改正され、コミュニティ・スクールの導入についての努力義務が法改正によって位置づけられてきました。

私、ちょうどそのときに今の教育長への就任という機会をいただき、平成28年3月の全員協議会の場で所信表明を述べなさいという時間をいただきました。そのときに、先ほどまでにお話しさせていただいた内容について、今後、市内の小・中学校にはコミュニティ・スクールの制度を導入していきたいというお話も述べさせていただいておるところでございます。

その後、28年4月から教育委員会事務局の中において、どのような内容、どのようなシステムでコミュニティ・スクールを本市に導入するのかということ、1年間かけて教育委員会事務局の中で検討してきたところでございます。

そこで、いつから導入するのかということにつながるわけですが、昨年の4月からは校長会においてコミュニティ・スクール導入のお話、それから市内の全教職員に対して話をする機会がございますので、昨年のところではその話をさせていただき、この4月からは、さらに具体的にコミュニティ・スクールの概要、そしてそれを実際に運営して推進していく組織になります学校運営協議会というものがございますが、その設置のスケジュールについて説明を済ませて理解を得たところでございます。

現在は、その要綱を作成する段階に今来ております。よって、具体的には本年度中に学校運営協議会を設置しまして、来年度の4月から本格的にコミュニティ・スクールとしてスタートする予定でおります。

ただ、現在まで説明をさせていただいた対象は、学校関係者のみでございました。よって、この11月等に行われます市の自治会連合会の場において、地域の代表である自治会長さん方に御説明を申し上げたり、あるいは11月に開催されます市のPTA連合会の研修大会の場において、私のほうからコミュニティ・スクール導入についての御説明をさせていただいたり、あるいは広報紙等を活用して市民の皆様にコミュニティ・スクールの導入についてのお知らせをさせていただきたいという導入予定を立てております。以上でございます。

[12番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 広瀬武雄君。

○12番（広瀬武雄君） 今の答弁によりますと、来年の3月から導入とのことでございますので、ぜひともよろしくお願ひしたいと思います。瑞穂市の第2次総合計画の中にも載っておりますし、また瑞穂市の教育基本計画の中には32年と載っておりましたが、30年ということでは、いろいろな観点から若干前倒しに導入がいただけるということで、大変心強く思う次第でございます。

ところで、そのコミュニティ・スクールを導入することによるメリットというものについては、どのようなものがあるかお伺ひしたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 加納教育長。

○教育長（加納博明君） メリットといいますのは、コミュニティ・スクールの状況を少しお話しさせていただくことで御理解いただけると思います。

議員も最初、御質問の中にありましたように、コミュニティ・スクールは、学校と保護者や地域の皆さんがともに知恵を出し合い学校運営にということでありました。つまり、今まで地域の皆様、保護者の皆様はどちらかというと、対学校という感じでいろいろな要望やらお願いをされてみえるのが常でございました。

ところが、このコミュニティ・スクールになりますと、学校運営協議会というのを組織しまして、そのメンバーの方々は学校運営側に立ちます。つまり、校長が示します学校運営方針を

きちっと聞き、それを理解し承認するというのがございます。そうすると、学校運営側に立場はなります。そうすることによって、自分たちの地域の学校をどうするのかということを経長、教職員とともに考えて進めていかなければならないというふうになりますので、地域にとっては、学校が本当に地域の学校になるという仕組みになることが、今回コミュニティ・スクールの最大のメリットであるというふうに考えております。以上です。

[12番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 広瀬武雄君。

○12番（広瀬武雄君） その中で、いろいろな資料を見ておられますと、コミュニティ・スクールの3つの機能というものが、ちょっと細かくなりますが、その1つに学校運営について今述べられましたように、意見を述べるができる、並びに校長が作成する学校運営の基本方針を承認する。3番目に、教職員の任用に関して、教育委員会規則に定める事項について、教育委員会に意見を述べるができる、このようになっておりますが、教育委員会規則に定める事項というところが気になるわけですが、教職員の任用に関して意見を述べることによって学校当局が、なかなか人事面においては、学校の先生方は県の教育委員会から任命された先生が小・中学校がほとんどでございますので、その辺の任用に関する意見を出されることによって教職員人事に混乱が生じはしないかという疑念を持つわけですが、いかがでしょうか。

○議長（藤橋礼治君） 加納教育長。

○教育長（加納博明君） 広瀬議員おっしゃるように、コミュニティ・スクールにつきましては、今の3つの機能を持たせることができるというふうにあります。つまり、こういった機能を持った学校運営協議会があるわけですが、今おっしゃられたように人事について意見を述べるができるということにつきましては、本市のように小さい規模の市町村では特にそれは非常に困難なことになっております。よって、県内でコミュニティ・スクールを導入している市町村におきましても、この3つの機能を全て入れているわけではございません。本市も、この教職員の任用に関する項目については入れる予定はしておりません。議員が御心配されますように、人事の面において混乱が生じるのではないかということについてはおっしゃるとおりでございます。これについてはそういった形でその機能を持たないということで、瑞穂市のコミュニティ・スクールを進めたいというふうに考えております。以上です。

[12番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 広瀬武雄君。

○12番（広瀬武雄君） ありがとうございました。

以上でもってコミュニティ・スクールの件についての質問を終わらせていただきますので、ぜひ来年3月には、市内中学校・小学校の全てにコミュニティ・スクールの導入ができるよう

によりしく願いをしておきたいと思えます。

ただ、1つ心配をするのは、運営協議会に参加される皆様方がどういふ方々になっていただけるかというところがまた今後の課題として残るのではないかなというふうを考えておりますので、その辺も含めましてよろしく御検討のほどをお願いしたいと思っております。

それでは、次に空き家対策についての質問に移らせていただきたいと思えます。

先ほど北倉議員からも空き家対策について質問がありましたので、ちょっと角度を変えまして質問をさせていただきますと思えます。

振り返ってみますと、昨年12月に私はこの空き家対策についての質問をしております。そのときの部長の答弁は、先ほども質問の中で御答弁されましたのは、約20件くらいが最終的には管理監督といえますか、見詰めていかなければならない。そのうちの3件は解決がついたというような答弁がありました。そのときの答弁の内容を紹介しますと、特定空き家等と判断・指定した家屋は、特別措置法の規定に基づき、助言・指導・勧告・命令等の手続を踏んで、取り壊し、代執行で対応を進めているとの答弁でありましたが、その対応はどうであったか。

また、民間空き家バンクを利用した空き家の流通促進を図る方法も検討しているとの答弁でありましたが、それらの手法は実際やっていたかどうか、進んでいるのかどうか、その辺を鹿野部長にお尋ねしたいと思えます。

○議長（藤橋礼治君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） 広瀬議員から、その後の対応についてということで、具体的に空家対策に関する特別措置法ですね。これに基づいた法律の規定に基づいて助言・指導、それから勧告、最終的には代執行等を行うことについて検討すると発言したことを思っておりますが、現在のところ、先ほど申し上げました17件を現地調査いたしまして、その外壁や屋根等の構造の腐朽、または破損の程度につきまして現地確認をしておりますので、これら17件につきまして今後、瑞穂市がつくっております瑞穂市空き家等対策協議会の中で、特定空き家に指定して、その後の法律に基づいた手続を進めたいというふうを考えているところでございます。

それから、現実的には、先ほど申し上げましたように926件ほど空き家と言われるような候補の空き家があるわけなんです。そのほとんどが利活用ができるという中で、空き家バンクの活用を考えているというような答弁をさせていただいたところでございます。この協議会の中にも、公益社団法人の岐阜県宅地建物取引業協会の岐阜北支部長さんも委員として入っていただいておりますというのは、そのあたりを見据えた形でその計画を進めているところでございます。

この空き家バンクの活用につきましては、近隣の市町において宅建業協会と連携した制度運用を行っているところでもありますので、現在それらの運用状況やメリット・デメリットといったことも含めまして、情報収集、検討を行っております。その結果を踏まえて、本市に最適

な制度の構築を検討してまいりたいと考えております。

[12番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 広瀬武雄君。

○12番（広瀬武雄君） そこでお尋ねいたしますが、今答弁の中にもありましたが、空き家バンクなる言葉が出てまいりましたが、現実には空き家バンクを設定しているのかどうか。そこで、流通機能を果たされているのかどうか。それから、空き家対策の相談窓口を都市整備部に置いているとの従来からの答弁でございますが、果たして市民にその辺が徹底されているのかどうか。巢南の庁舎まで行かなければならない不便さから考えると、若干場所的な部分で考えていただくことも必要ではないか。

というのは、どちらに空き家が多いかにもよりますが、人口世帯別からいくと、どうしても旧穂積のほうに多いのではないかなと推測できるわけですが、そういう観点からしますと、その相談窓口が両方にあってもいいのではないかなというふうな考え方も成り立つわけですが、その辺のところを御答弁願いたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） 私どもが考えております空き家バンクと申しますのは、完全にその建物所有者の御了解を得た上で、民間の中に流通させていくというような内容のものでして、市のほうが仲介に入ってどうこうするというものではなくて、全く民間の流通の中で賃貸だとか、またはそれを売買するというようなところへ情報を流して行って、空き家を減らすというような、空き家が増加するのを防止するというようなところへ持っていきたいというような考えでおるところでございます。

ただし、先ほど申し上げましたように、まだ宅建業協会のほうと十分な空き家バンクについての協議、相談ができていないところではございます。

それはなぜかというところも少し他市町の例を見ますと、本巢市も空き家バンクについて既に制度を行っておるところですが、なかなか本巢市であっても、空き家バンクを通じ空き家が流通の中に上がっていくという事例が少ないということも聞いておりますので、もう少し研究・検討する必要があるかなというふうでいるところでございます。

[12番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 広瀬武雄君。

○12番（広瀬武雄君） この件について、あと一、二点質問をさせていただきますが、情報によりますと、御答弁いただいている中にもありますように、特定空き家等になると助言・指導・勧告・命令・代執行等の行政措置を行うこととなると。勧告を受けると、空き家が建っている土地の固定資産税等の住宅用地特例が受けられなくなるということだそうですが、間違いないですか。

○議長（藤橋礼治君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） この空き家の問題で一番問題になるのは、建物がその土地に建っている間は課税の特例が受けられるというようなところで、なかなか空き家が除去されるということが促進されなかったというところで、それが大きな要因になっておりました。

今回の特別措置法ができた段階で、勧告をすると課税の特例が受けられないと、建物が残っていたとしても、勧告を受けたと同時にその特例措置が受けられないというような手続に今回はなっております。

[12番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 広瀬武雄君。

○12番（広瀬武雄君） わかりました。

いずれにいたしましても、そんなに他市町に比較しましてたくさんあるわけではないので、力を入れて質問する項目ではないかもわかりませんが、やがて瑞穂市も現在人口がふえておりますが、高齢化と人口減少時代が訪れれば、さらに空き家がふえるという懸念を持っております。

そういう中で、空き家対策の具体的な施策とか、あるいは先ほど来出ております流通活用に関する施策とか、管理不全な空き家に関する施策、こういう施策を明確に打ち出して、例えば岐阜市なんかはことしの5月につくりました岐阜市空家等対策計画書なんていう、こういう分厚いものが出ておるんですが、ここまでやる必要はないと思いますけれども、そのような計画づくりも今後必要になってくるのではないかと、かように思うわけですが、どのようにお考えでしょうか。

○議長（藤橋礼治君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） 先ほどから空き家バンクでできるだけ空き家をふやさないという方法が非常に有効だということをございます。そういった意味で、行政がある意味、不動産屋のお仕事をするというのは大変ノウハウもないところですので、先ほど言いましたような宅建業協会ですね。そういうような空き家バンクのシステムが構築されているところをございますので、そういうところと協議をしながら進めていきたいというふうに考えております。

また、特別に管理不適なものを市でもってやるということは、この法律の主旨からいたしまして、やはり最終的には本人の負担でもって除去していただくというのが本来の法律の主旨ではないかという意味で理解しておるところをございます。

[12番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 広瀬武雄君。

○12番（広瀬武雄君） 最終的には本人の負担というのはわからないことはありませんが、いつまでたってもそういう考え方ですと、解決できない空き家等があるというふうに認識せざる

を得ません。最近は、空き家のみならず、土地においても空き家同然の不明土地がたくさんふえているということで、それが公共事業に差し支えがない程度の不明土地しかないということで安易に構えていただいているならば、これも先ほどの話ではないんですが、やがてまた相続放棄とかいろいろな問題で不明土地もたくさんふえてくるというようなことで、それに関連して空家等対策の推進に関する特別措置法にのっとって、瑞穂市が空き家等の適正管理に関する条例などをつくるつもりはあるのかないのか。そういうものをつくっていくことによって、ある程度強制的なことも今以上にできるのではないかなど。

もう一つ関連で質問をしますと、いわゆる空き家という言葉と空き家等という言葉が両方ありまして、空き家等というのは、正直言いますと私の近くでも老人が1人住んでいて、非常にやぶとか木が大きく茂って、お隣の人たちが大変困っているという訴えを何回も聞いております。チャイムを押しても出てこない、空き家同然、そういうところの裏側には市が工事した側溝の道路が完成されていると。誰も通れない、それが放置されているというようなところを解決するには、この空き家等の等という意味が必ずしも空き家になっていないといけないうのか、あるいはそこに住んでいる人が全く反応がない、人が住んでいるだけで、空き家ではないけど、空き家同然であるという解釈もできるのかどうか、その辺も含めて。

それから、先ほどの質問にありましたように、自治会の方々に解決して、あとは伐採した木は市のほうで持っていただいたというようなお話がありましたが、そういうパターンばかりでは、物は解決できないと思うんですね。それは非常にいい事例だと思うんですが、むしろ逆に多少の出費はあっても、市役所のほうが率先して垂範して、いわゆる両隣とか周辺の皆さんに迷惑のかからない対応をしないといけないのではないかなど。もう自治会頼りでは物は解決できないと、このように思うわけですが、いかがでしょうか。

○議長（藤橋礼治君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） まず一番最初の御質問の条例化につきましては、実は全国的にこの特別措置法ができる前に、やはり空き家でいろいろと悩まれる自治体がありまして、それはその市町、自治体で条例をつくって空き家対策に乗り出していたというようなところで、全国的に空き家問題が広がってきたというところで、今回の特別措置法によりまして最終的には代執行に至るまでの除去ができるというところで、あえて条例までつくる必要はないというふうに思っております。

それから、等という言葉が必ず法律もいろんな解説にも出てくるわけなんですけど、議員おっしゃるとおり、単なる家屋だけではなくて、やはりそこにある立木とか雑草も含めて、あくまで防災、衛生、また景観等も含めた生活に支障があると、生活に影響があるというようなところを含めておりますので、家だけが老朽化するだけではないということで御理解をいただきたいというふうに思っております。

それから、市が全面的に積極的に乗り出したらどうかというようなところにつきましては、今のところ市がそこへ、この法律に基づかずに積極的に関与するという事は今のところ考えておりません。あくまで空き家等という中で、最終的に代執行ができるような手続を踏んで、それらに対処していきたいというふうに考えております。

[12番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 広瀬武雄君。

○12番（広瀬武雄君） そこで、ちょっと先ほどの質問の中の一部ですが、人は住んでいると。1人住んでいると。だけど、チャイムを押しても出てこない。郵便物だけ、どうもとっている。それから、剪定は一切していない、茂りっ放しのジャングルみたいなうちの中にこもっているというようなことは、空き家でないと認定したならば何か方法は、これは環境課が対応するのか。その辺を行政が、先ほど言いましたように自治会任せにして、自治会が動き出したら我々も動くよという2次的な考え方なのか。その辺が、いわゆる費用の問題がありますけど、費用は抜きにして、指導、それから折衝、そういう点をほとんど先ほど申しました事例ではほとんどなされていないというふうに認識しておりますので、その辺をそういうところがあれば積極的に、この空き家等の関係に絡めて積極的な対応をお願いしたいと思いますが、どうでしょう。

○議長（藤橋礼治君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） 北倉議員の空き家の問題で私が答弁いたしましたのは、自治会がやるから市もやるというつもりはなく、自治会と一緒に市もやっていきたいと思いますという意図で答弁したつもりでございます。

それから、雑草、垣根等が繁茂していることにつきましては、道路に出ているのであれば、もちろん道路管理者である都市管理課、それから全体的に言いますと、やはり環境面で周辺に影響を与えているということであれば環境課、これは関係機関と関係課と連携して対処してまいりたいというふうに考えております。

[12番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 広瀬武雄君。

○12番（広瀬武雄君） この質問の最後になりますが、一度私が申し上げる現場を見てきていただきまして、対応をよろしくお願いしたいと思います。鹿野部長でも広瀬部長でもどちらでも結構でございますけど、どれほど両隣が迷惑しているかということを見てきていただいて実感していただきたいと、かように思うわけでございますのでよろしくお願いしたいと思います。

それでは、次の質問に移りますが、部活動の活動方針についてという質問項目でございますが、部活動の顧問の教員の負担を減らしたり、生徒の部活漬けになるのを防ぐために、中学校の部活動に関する指針を策定し、活動時間とか休養日等を明確にし、市内3中学校に徹底して

はどうでしょうか。

瑞穂市は、教員のサポートを進めようと中学校の部活動で活動する社会人指導者38人を委嘱したが、それらの人たちの資質はどうか。すなわち、指導力、品格、常識等を兼ね備えた力量のあるふさわしい人たちであるかどうか。

また、子供たちも長時間部活動に従っている現状を見ますと、先生方や指導者ばかりではなく、子供たちも当事者であることを考え直していただきまして、そちらにも目を向けていただくべきと思いますが、それらの考え方につきまして御答弁をお願いしたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 加納教育長。

○教育長（加納博明君） 中学校の部活動についてお答えさせていただきます。

市内には3つの中学校がございますが、どの中学校も、以前から部活動活動方針というものを作成しております。今、私の手元に平成28年度のものがございます。その後、県のほうからは岐阜県中学校運動部活動指針というものが出されました。平成28年6月でございます。それ以前から、市内の中学校は活動方針を定めて実施しております。内容については、大きな差はございません。県の活動方針につきましても、活動時間であるとか休養日、それから適切な活動が実施されるように行ういろいろな指導が内容として書いてございます。

市としましても、各中学校に対して、県の指針に基づいて、さらに部活動の活動方針をよく見て、内容について修正等があれば修正して部活動を進めていただきたいという指導をさせていただいております。

具体的には、平日はどこか1日休みましょう、土・日もどちらか1日は休んで、週合計2日間の休養日を設けましょう。あるいは、1回の活動時間についても、平日なら2時間程度、休みの日であれば3時間程度というような内容で、具体的に決めております。

しかしながら、県が28年6月に出したものについては、休日については半日程度という表現がしてあります。その後、国のスポーツ庁が出してまいりましたガイドラインでは3時間程度というふうになってきております。ですので、活動方針につきましても、市のほうで策定する際に、このように国と県がまだまだぶれておりましたので、おおよそ国が出した段階で定まるであろうという今、策定中でございます。

今後は、各学校の様子も踏まえて市の活動指針を策定しまして、さらに徹底できるよう努めていきたいというふうに考えております。

2つ目に、社会人指導者についてでございます。

昨年度から、社会人指導者派遣事業というものを実施しております。それまでは、各学校で指導者を見つけ、校長が委嘱して指導を行っていただくよう進めてきました。

しかしながら、議員が御心配されるような部分についても、私どももやはり危惧する部分がございますので、市内の社会人指導者を市の教育委員会から委嘱するという形を昨年度から

とったわけでございます。

その際、社会人指導者の方々については、校長の推薦をまず受けます。そして、指導歴であるとか資格といったものについて教育委員会のほうで審査をし、まずその段階で社会人指導者としての適否を判断いたします。その上で、社会人指導者研修会に参加いただき、例えば県の活動指針であるとか、そういったものの説明。あるいは行き過ぎた指導の禁止であるとか、指導者としての心構え、資質を高める研修を行います。

具体的には、例えば生徒指導にかかわるようなものもございます。あるいは女子生徒に対する指導をどうするのか。障害を持ったお子さんがいた場合どうするのか。あるいは、緊急時、医療的なAEDの活用等、そういったものの活用の仕方はどうするのか。そのような内容について、研修を順次行っております。その上で、指導者の方々には宣誓書の提出を求めています。宣誓書の提出があった方のみ、市の教育委員会が委嘱すると。これだけの段階を経て行っているのが現状でございます。

また、その実施要綱の中には、当該校の教育方針に反する行為であるとか、あるいは部活動の指導者としての適格性を欠くような行為があったときには、解職をするといったことまで要綱には定めております。なかなか指導者が見つからない状況がございます。これだけの状況をクリアするというのは本当に難しいと思いますが、先ほど、最初の御質問でもお答えさせていただいたコミュニティ・スクールが導入されれば、さらにそういった社会人指導者の適性のある方々が発掘されるんじゃないかというようなことも期待しておるところでございますので、そちらのほうもあわせて進めていきたいというふうに考えております。

最後に、生徒自身の長時間の部活についてということでございますが、県の方針にも、部活動は生徒が主体的に取り組むものであると明記しております。それは市のほうでも、各中学校でも同じ考え方でございます。各部活動ではまだまだ十分でないところもございますが、キャプテンを中心にして活動計画を考えるとか部のミーティングを開いて、どういう目的、目標で行っていくのかといったようなことも含めて指導しているところでございます。

ちなみに、ここにそれこそ平成28年の巣南中学校の活動方針がありますが、休みの日の活動についても、ここにはこう書いてあります。

実施する場合、参加の有無は生徒自身が自己決定する。つまり、強制的に行うものではなくて、自分で自分の体の管理であるとか、自己都合といったものを含めて部活動には参加する、そういった自主的な部分を大切にしましょうということが明記してございます。

我々教育委員会のほうとしましては、各中学校はこういったものも大切にしながら、市全体の活動指針として、また策定できるような形で指導に生かせるように今後は考えていきたいというふうに思っております。以上でございます。

[12番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 広瀬武雄君。

○12番（広瀬武雄君） 指針と同じようなものができ上がっているよという答弁ではなかったかと思われま。おっしゃいますように、岐阜県中学校運動部活動指針というものを、私もここに28年6月の岐阜県教育委員会が発行したものが手持ちにあるわけですが、やはりその中では、これからの運動部活動という項目の中では、基本方針、それから運営、詳細は時間の都合で省略させていただきますが、管理、それから指導体制、それから配慮事項というような分野に分かれた指針が出ておるわけですが、瑞穂市におきましても、この県の指導指針をさらによく検討いただきまして、修正するべきところは修正し、時代に合った活動指針といたしますか、そういうものに練り上げていただくことによって部活動が充実していくのではないかと思いますし、諸問題も起きないのではないかと、こういうふう思うところあります。

また、運動部のみならず、文化系部活動との関連につきましても、ほぼほぼ同じようなことが言えると思いますので、その辺を含めまして現場の先生方と連携プレーをよろしくお願ひしたいと思ひます。

最後の質問になりますが、現実、今は社会人指導者と顧問の先生がある程度の時間を割いて、2人体制ぐらいで一つの部活を見ていただいているのか、ほとんどが社会人指導者に任せているのか、その辺はどんな様子かちょっとお聞きしておきたいと思ひます。

○議長（藤橋礼治君） 加納教育長。

○教育長（加納博明君） 私のほうで全てを網羅して把握はしておりませんが、把握している段階の中身につきましてはこのような状況でございます。

基本的には、学校のまず顧問は複数制を採用しております。どちらかの顧問が休養をとれるような形、あるいは緊急の場合の対応についてできるような体制を整えるために複数顧問制をとっております。

しかしながら、中学校の教員が全てそれぞれのスポーツのエキスパートかといいますと、そうではございません。文化系の部活動についても同様でございます。よって、社会人指導者の方の援助を得るわけですが、その際には顧問のどちらかがついてる。あるいは、時間の許す限り兩名がついて部活動の様子を見守っているということをしておりますし、常々社会人指導者の方と顧問の方との連携はとれるよう、小まめな連絡をとっていただくよう市の教育委員会からも、それについては指導をさせていただいておるところでございます。

種目、競技によっては本当に専門的なものもございまして、その辺の指導については社会人指導者の方にもう全く全面的にお願いするしかない部分もございまして、今のところ関係はうまく進んでいるというふう聞いております。以上です。

〔12番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 広瀬武雄君。

○12番（広瀬武雄君） ありがとうございます。

それでは、部活動の活動方針についての項目は終わりました、次に自転車を活用したまちづくりの考え方について質問をさせていただきます。

今や自転車は、通告に書いておきましたように、単なる移動手段ではなく、環境、健康、交通に優しく、さらに友情や生きがいを与えてくれるものであり、通学・通勤のみならず環境対策、観光振興、エコな生活スタイル、健康づくり、生きがいづくり、仲間づくり等多面的であり、平成29年5月1日に施行された自転車活用推進法は、地域特性を生かした地方自治体における自転車施策を推進する上で、大いに後押しするものと思われま。

市町村は、国の自転車活用の推進計画を勘案して、区域の実用に応じた自治体の自転車活動推進計画を定める努力義務が課せられており、国交省としては地方公共団体における自転車ネットワーク計画を含む地方版推進計画の速やかなる策定を促しておるところであります。

このような国の動きを鑑みまして、当瑞穂市としてはどのように自転車活用のまちづくりをしていくつもりなのか、市長にお伺いをしたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 市長 棚橋敏明君。

○市長（棚橋敏明君） 広瀬議員の質問にお答えいたします。

なお、今後進める部分に至りましては、私の答弁の後、梶浦企画部長のほうから答弁させますので、途中まで私が答弁させていただきます。

まずは、先月8月27日に安城市で行われました自転車を活用したまちづくりシンポジウム、こちらに参加してまいりました。この部分を御報告いたします。

自転車を活用したまちづくりを推進する全国市町村長の会、まだ今現在は仮の名前でございます。こちらが本年11月に設立されるに当たり、会の設立に先立ち、東海ブロックで行われたものでございます。

シンポジウムでは、自転車活用推進計画についてと題し、国土交通省道路局より基調講演が行われました。また、国土交通省中部地方整備局、岐阜県美濃市長、三重県いなべ市長、静岡県三島市長、愛知県安城市長をパネリストとしたディスカッションが行われました。シンポジウムの後は、豊田安城サイクリングロードや安城市の自転車利用空間整備、矢羽根型路面標示の現場見学をいたしました。

さて、自転車活用推進法第1条でもうたわれておりますとおり、環境、健康、観光、教育、経済、交通といったさまざまな分野に効果をもたらす自転車を通じて、市民の健康の増進や交通混雑の緩和、観光振興や環境への負荷軽減など公共利用の増進等を図り、もって地域の活性化に取り組むことは大きな意義がございます。また、実施される意義があります。

また、同法の第8条に示されています重点的検討及び実施されるべき施策をもとに、市町村

と道路管理者、警察がタッグを組んで取り組む。人が一番利用しやすい乗り物について、そして自転車を通じたきずなを生む、そんな理想を現実にはできればと考えておりますし、この会の中心もこの中でございました。

私たち瑞穂市におきましては、特に高齢者の方々が自動車の運転免許証を返納しても、自転車で安全に走行できるそのような道づくり、そしてまた通学の自転車通学、こちらが安全を確保した上で安全に通学できる、そのような道路管理、そのようなことができないかと考えながらこのシンポジウムに参加し、なおかつ、今、私どもの企画部でさらなることを考えておりますので、これから先のことにつきましては企画部長の梶浦のほうから御報告申し上げます。

○議長（藤橋礼治君） 梶浦企画部長。

○企画部長（梶浦 要君） ただいま広瀬議員のほうから御質問がありました地方版推進計画についてでございますが、国土交通省自転車活用推進本部より、地方版自転車活用推進計画策定の手引（案）を取り寄せたところでございます。

その中にあります計画目標は、次の4項目です。

1つ目は、自転車交通の役割拡大による良好な都市環境の形成、2つ目はサイクルスポーツの振興等による活力ある健康長寿社会の実現、3つ目はサイクルツーリズムの推進による観光立国の実現、4つ目は自転車事故のない安心で安全な社会の実現となっております。今後は、この手引を参考に、国の動向や各市町の情報を収集し、瑞穂市の現状や課題を踏まえ、自転車を活用したまちづくりについて検討していきたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

[12番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 広瀬武雄君。

○12番（広瀬武雄君） 答弁ありがとうございました。

今おっしゃっていただきましたように、その中の一つのツーリズムは最近の新聞でも出ておる、これは新しい新聞ですが、西濃地区において、西美濃のツール・ド・サイクリングイベントがありまして、626人が出場者として登録されて、にぎやかなイベントが行われたという記事が載っておりました。これらを見るにつけ、私ども瑞穂市においても、例えばきょうも出ておりましたように、瑞穂市のみならず近隣の市町と一体となって、北方、本巢、それから安八なども含めて、場合によっては大野町も含めて自転車サイクリングを楽しむ、そういう計画、企画というものをやっていただくことによって人が寄ってくる、寄ってくることによって、いろいろな商店もはやる。あるいは、道の駅は瑞穂市はほとんどないんですけれども、そういうところでの買い物、あるいは柿畑とかブドウ畑とかイチゴ畑とある程度提携して、そういうところでの味わいをさせていただくとか、そういう企画をしていただきながら、瑞穂市は人口がふえている、ふえているということに安堵せずに、よそから人を呼び込む、そして瑞穂市や瑞穂

市の近隣のよさも知っていただく。それから、特徴ある食べ物も味わっていただくというようなことを実行していただきながら、自転車でまちづくりの活性化をしていっていただくことが一つの方法ではないかなと、かように思うところであります。

それには、先ほども出ましたように、自転車専用道路という大きさはなりますが、そういうものも含めてインフラ整備も行っていかなければならないと、こういうふうに思うところであります。

また、お隣の岐阜市あたりは、ちょっとそういう観光とは若干異なりますが、関連はありますが、いわゆるレンタサイクル事業を行っております。あらゆるところにポイントを設けて、そこに貸し出しの基地を設けて、どこからでも来た人に100円、2日間で200円で貸し出すと。130台ぐらいの自転車が準備されているそうでございます。もちろん電動アシストの自転車についても準備されているそうでございまして、老若男女、若い人から年寄りまで、レンタサイクル事業についても活用ができるというふうになっておるようでございます。岐阜市に9月20日に行きまして、レンタサイクル事業について聞き取りをしてみました。大変岐阜市は活発に行っております。もちろん瑞穂市と違いまして、見どころがたくさんありますから同じ尺度では考えられませんが、自転車を活用したまちづくりとなると、そういうものも含めてお考えいただくのがベターではないかなと、このように思うわけであります。

昔は、中国で相当多く走っておりましたが、今やそれが自動車に全部かわりました。また、やがて中国であろうとも、自動車が自転車にかわる時代が来るのではないかと、このように思います。したがって、日本の瑞穂市においても、どんどんと瑞穂市内を自転車が走る、あるいはよそから来た人たちがいろいろ中山道かいわいを走りながら、瑞穂市のよさを認識いただくというようなことにもつながっていきますので、その辺を含めてよろしく御検討をいただけたらありがたいという内容の質問でございます。

ちなみに、最近取り寄せました資料によりますと、例えば犬山あたりでも「自転車散歩 in いぬやま」と題しましてグルメめぐり、秋の犬山を開催されておるそうでございます。それから、一宮市は御存じのようにアパレル関係が非常に多くて、尾州産地ということで、その辺も一緒になっているんなサイクリングの企画をしておるそうでございます。

先ほど申しましたように、瑞穂市としましても北方や本巢や大野町や安八などと一緒になって自転車で走行できる、そういう企画をぜひともよろしく願いしておきたいと思っておりますし、先ほど申しましたレンタサイクルにつきましても、まんざらではないと思っておりますので、お考えをいただくのがいいのではないかなと。まちづくりの活性化につながると、かように思うわけでございますので、よろしく願いしたいと思っております。

最後になりましたが、それには自転車走行環境整備計画というものが岐阜市は29年6月にできております。そういうものもつくりながら、そういうことをやっていただくということが重

要ではないかなと、かように思います。岐阜市でもらってまいりましたので中身の紹介は省略させていただきますが、そういうことで4項目にわたります本日の質問は終了させていただきます。どうもありがとうございました。終わります。

○議長（藤橋礼治君） これで、12番 広瀬武雄君の質問は終わりました。

散会の宣告

○議長（藤橋礼治君） 以上で、本日に予定しておりました一般質問は全部終了しました。

なお、傍聴の皆様方、最後までありがとうございました。

本日はこれで散会します。

散会 午後4時27分